

青森市除排雪検討会議 取りまとめ資料

令和7年8月21日
青森市

目次

1.背景・目的・議事概要	2
2.雪対策に関する情報	17
2.1.収集される事象(intelligence)	20
2.2.発信される事象(information)	81
2.3.蓄積される事象(data)	85
3.令和6年度年未年始の状況	122
4.除排雪実施体制他都市比較	130

1.背景・目的・議事概要等

【概要】

- ▷ 本検討会議を開催するに至った背景・目的を整理します。
- ▷ 第1回～第3回検討会議の論点や議事概要を整理します。

【背景】

本市の除排雪事業は、過去から蓄積した知識や経験に基づき現在の実施体制に至っています。

しかしながら、近年、

- ▶ 少子高齢化、人口減少(流出)、担い手不足
- ▶ 地域コミュニティや、共助体制が弱体化傾向
- ▶ 近年の降雪傾向の変化をはじめとする気候変動

といった社会環境の変化により、これまでの知識や経験では補いきれない課題が発生しており、昨冬年末年始の豪雪災害による一部除排雪作業の大幅な遅れが生じました。

冬期間における市民生活の安定を図るため、市民みんなで力を合わせて雪と向き合い、将来的に発生する豪雪災害を乗り越えることを目指し、昨今の社会環境の変化に対応した「持続可能な除排雪体制の構築」に向けた取組を進めることとしています。

青森市除排雪検討会議は、以下の3項目の実施を目的として設置しました。

【目的①：現状整理】

- ▷ 持続可能な除排雪体制の構築に向けた円滑な議論展開のためには、正確な知識・情報の共有が不可欠です。
- ▷ 本市除排雪事業を取り巻く現状について、当該事業の当事者である市民・事業者・行政それぞれが共通認識を持つことが必要です。
- ▷ 現状整理結果は、今後の除排雪事業の「論点・課題整理」や「解決手法の検討」の基礎資料となるとともに、本市除排雪に関する正確な知識・情報として市民や事業者などに広く発信します。

【目的②：論点・課題整理】

- ▷ 冬期間における市民生活の安定を図るために必要な取組をはじめとする、持続可能な除排雪体制の構築に向けた論点(議論の核とするべき項目)の整理を行います。
- ▷ 本市が抱える除排雪事業の課題について、論点ごとに整理を行います。

【目的③：解決手法の検討】

- ▷ 課題に対して、官民ともに限られた経営資源(予算・人員・機材など)を効率的・効果的に活用するための視点に基づいた解決手法の検討を行います。
- ▷ 検討した解決手法は、実現に向けた段階的な取組時期(短期、中・長期)や方向性を示し、具体策を検討します。

【検討の方向性】

- ▶ 市民に対する情報発信内容・手法について
- ▶ 除排雪事業に関する理解(共通認識)を深めるための取組について

【関連する課題】

<① 除排雪事業に関する情報発信の現状>

- ▶ 本市に寄せられる雪に関する市民相談のうち、除排雪作業の実施予定に関する問い合わせが相当数を占めている。
- ▶ 雪処理に関する情報を知りたいが、どの様に調べれば良いのかわからない。
→ 市民雪捨て場の情報(場所・利用可能時間帯等)や民間の除雪業者に関する問い合わせも多数。

<② 除排雪作業に関する認識の相違>

- ▶ 除雪を要望すれば当日中に対応してもらえる。
- ▶ 苦情の電話をしなければ除雪に来ない。
- ▶ 路側(路肩・歩道といった堆雪スペース)への雪盛りは、除雪作業をさぼっている証拠。
- ▶ 寄せ雪を残さず、夏場と同等の道路幅員を確保するのが当然。

【論点】

- ▶ 市民に対して提供すべき情報の内容とは？
- ▶ 市民にとって利便性の高い情報発信手法とは？ ～ 紙媒体・デジタル媒体の長短 ～

【検討の方向性】

- ▷ 「持続可能な除排雪体制」を構築するにあたり、市民・事業者・行政の役割分担について
- ▷ 地域共助組織をはじめとする民間団体との連携手法について

【関連する課題】

<① 地域の実状>

- ▶ 住宅密集地での雪寄せ場不足。
- ▶ 地域共助体制が弱体化傾向。

<② 市民の実状>

- ▶ 寄せ雪処理への協力や道路への出し雪の禁止等への理解。
- ▶ 一部相談者による電話口での暴言や脅迫といったカスタマー・ハラスメント。

<③ 情報共有>

- ▶ 地域共助組織等の民間団体との情報共有手段が未整備。（「論点(1):情報発信」と関連）
→ 地域による歩道除雪実施直後に車道除雪が入り歩道が埋まるなどの事例。

【論点】

- ▷ 雪処理に関して市民が果たすべき役割とは？
- ▷ カスタマー・ハラスメントへの対応について。

【検討の方向性】

- ▷ 除排雪作業の円滑化を図るために必要な取組について
- ▷ 除排雪作業実施状況を正確に把握するために必要な取組について
- ▷ 除排雪対象路線が冬期積雪期において維持すべき機能について

【関連する課題】

<① 気象状況>

- ▶ 比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化。
- ▶ 暖気と寒気が短い期間で繰り返された場合、路面状況が急激に悪化。
- ▶ 早朝に積雪増加や路面状況の悪化が生じた場合、作業開始は早くてもその日の夜(約12時間後)。
- ▶ 平常時と豪雪時の作業実施基準が同一。

<② 状況確認>

- ▶ 人的・時間的制約により、職員パトロールでの除排雪対象路線の状況把握には限りがある。
- ▶ 作業遅延や作業不備については、市民相談窓口に寄せられた情報提供により把握するケースが多い。
- ▶ 作業進捗状況をリアルタイムで把握することが困難。

<③ 作業遅延の要因>

- ▶ 事業者の事前準備期間不足(備車や人員の手配)。
- ▶ 工区の場合、近隣幹線道路等の除排雪作業遅延による影響。
- ▶ 事業者による他地区の掛け持ち・作業実施体制等による遅延。
- ▶ 応援除雪の実施に際して、応援業者の手配や段取りに相応の手間を要する。
- ▶ オペレーターの技術力低下(技術継承機会の減少)が懸念される。

【論点】

- ▷ 除排雪(雪処理)作業が実施し易い状況とは？ ～ハード・ソフト両面から～
- ▷ 豪雪災害発生時に優先して確保すべき道路機能(都市機能)とは？
- ▷ 大多数の市民が求めている作業水準とは？

【気象状況の変化と課題】

<気象の変化>

- ▶ 近年の日本海の海水温上昇が降雪パターンに影響
- ▶ 地球温暖化による雪質の変化（水分を多く含む重い雪の増加）

<昨冬の特徴>

- ▶ 短期間で大量の降雪（過去にない降雪パターン）
- ▶ ヨーロッパからの暖気による寒気の押し出し現象

【除排雪事業者の現状と課題】

<東青除排雪協会の状況>

- ▶ 国・県・市の除雪を広範囲にわたって担当
- ▶ 市の除雪延長は最も長く、広島県尾道市までの距離に相当

<事業者の課題>

- ▶ 人員・機械不足への対応
- ▶ 夜間～早朝での作業対応による負担

【市民との情報共有とギャップ】

<情報格差の問題>

- ▶ 除排雪の仕組みについて、十分な市民理解が得られていない可能性がある
- ▶ 市の対応状況が適切に伝わっていない可能性
- ▶ データの可視化とデジタル活用の必要性

<市民対応の現状>

- ▶ 町会長とのホットライン設置
- ▶ 一部町会でのサポーター制度導入

【自助・共助・公助】

<地域コミュニティの課題>

- ▶ 住民同士のつながりが希薄化していると感じる
- ▶ 高齢者・一人暮らし世帯が増加している
- ▶ 町会活動への参加率が低下していると感じる

<雪寄せ場の問題>

- ▶ 住宅密集地域での雪寄せ場不足
- ▶ 高齢者が利用しやすい雪寄せ場の必要性
- ▶ 用水路等既存インフラを活用すればいいのではないか

【災害対応としての除排雪】

<新たな対応方針>

- ▷ 豪雪を災害として位置付け
- ▷ 校庭等を緊急の雪捨て場として活用
- ▷ 不要不急の外出抑制、時差出勤の促進

<部門間連携>

- ▷ 都市整備部と教育委員会の連携
- ▷ 福祉部門との情報共有体制

【今後の改善方向性】

<技術的改善>

- ▷ 気象データを活用した戦略的除排雪
- ▷ 「溜めない除雪」の導入検討
- ▷ デジタル技術を活用した情報共有

<市民協働の推進>

- ▷ 除排雪への市民参加促進
- ▷ やりがいを感じられる仕組み作り
- ▷ 地域コミュニティの活性化

<情報発信の強化>

- ▷ 除排雪の取組状況の可視化
- ▷ 市民との双方向コミュニケーション促進
- ▷ 全国初のモデルケースとしての情報発信

【情報格差・コミュニケーションの課題】

<市民と行政の認識のギャップ>

- ▶ 市民は自分の家周りの雪が片付いていないと「何をやっているんだ」となるが、除排雪作業の実状とのギャップが大きいと感じる
- ▶ 除排雪の仕組みについて、十分な市民理解が得られていないように感じる

<情報の共有不足>

- ▶ 第1回会議資料の多くは、今回初めて作成・整理
- ▶ 気象データや除雪実施状況などのデジタルデータを活用した市民との情報共有が不十分

【情報活用の可能性】

<先進的な取り組み>

- ▶ ヒートマップなどを使ったデータ整理を行っていることは全国的にも珍しく、ロールモデルになる可能性
- ▶ 除雪指令状況をGoogleマップで見られるサービスを既に提供

<予測データの活用>

- ▶ 気象予報データを活用した戦略的な除排雪指令の必要性
- ▶ 「溜めない除雪」のような予防的アプローチへの転換

【地域連携と情報ネットワーク】

<町会レベルでの情報共有>

- ▶ 町会長からのホットライン、サポーター制度などで一部で機能している仕組み
- ▶ 全市的なネットワーク化は不十分と感じる

<コミュニティの課題>

- ▶ 地域の人と人とのつながりが薄くなり、高齢者や一人暮らし世帯の把握が困難
- ▶ 若者の町会離れ、担い手不足

【改善の方向性】

<情報の可視化・共有>

- ▶ 作成したデータや取り組み事例をより積極的に公開
- ▶ 市民の知恵や力を借りる仕組みづくり

<タイムライン防災の概念>

- ▶ 気象予報に基づく事前の行動変容（時差出勤、外出自粛など）
- ▶ 災害としての豪雪への意識転換

【「持続可能な除排雪体制の構築」に向けた取組の方針】

本市の除排雪事業は、過去から蓄積した知識や経験に基づき現在の実施体制に至っています。

しかしながら、近年、

- ▶ 少子高齢化、人口減少(流出)、担い手不足
- ▶ 地域コミュニティや、共助体制が弱体化傾向
- ▶ 近年の降雪傾向の変化をはじめとする気候変動

といった社会環境の変化により、これまでの知識や経験では補いきれない課題が発生しており、昨冬年末年始の豪雪災害による一部除排雪作業の大幅な遅れが生じました。

「雪対策」は、将来に向けて避けては通れない課題であり、「雪」との付き合い方や「雪」に対する認識の共有、本市特有の歴史、構造、風土などを踏まえた持続可能な地域づくりのために必要な課題、AIなど近年の技術の進展に伴う情報を含めた社会変化への対応など考慮する必要があります。

人口減少傾向が著しい雪寒地域において、「雪対策」が最大の人口減少対策であることを認識し、冬期間における市民生活の安定を図るため、市民みんなで力を合わせて雪と向き合い、将来的に発生する豪雪災害を乗り越えることを目指し、昨今の社会環境の変化に対応した「持続可能な除排雪体制の構築」に向けた取組を進めます。

【課題及び取組の方向性について】

昨今の社会環境の変化に対応した「持続可能な除排雪体制の構築」に向けた現状の課題や取組の方向性について、以下の3項目を主軸として取りまとめを行います。

- ① 冬期間における市民生活の安定を図る
- ② 市民みんなで力を合わせて雪と向き合う
- ③ 将来的に発生する豪雪災害を乗り越える

【取組の方向性】

<雪に強い街区の形成>

- ▶ 除排雪作業に適した道路環境の維持
- ▶ 積雪・堆雪を考慮した体系的な街路整備
- ▶ 冬期歩行者空間の確保

<除排雪実施体制>

- ▶ 市除排雪対策本部体制の見直し
- ▶ 道路除排雪実施方法の見直し
 - 気象予報データを活用した戦略的な除排雪指令
 - 「溜めない除雪」の導入検討
- ▶ 除排雪事業者との契約方法の検証
- ▶ 除排雪事業者向け雪捨て場の効率的な配置・確保

【関連する課題】

<街区の形成>

- ▶ 人孔蓋や側溝等の支障物の把握・改修
- ▶ 道路種別ごとの冬期有効幅員と堆雪幅の検討
- ▶ 冬期間に必要な歩行者空間の定義

<除排雪実施体制>

- ▶ 除排雪実施体制を維持するための庁内組織づくり
- ▶ 担い手・機械不足への対応
- ▶ 夜間～早朝での作業対応による負担
- ▶ 作業速度と仕上品質のバランス
- ▶ 雪押し場（堆雪スペース）の確保
- ▶ 頑張った事業者が利益を享受できる制度設計
- ▶ 効率的な作業実施状況の把握

【取組の方向性】

< 自助・共助除排雪体制の再整備 >

- ▶ 市民向け雪寄せ場の確保
- ▶ 流・融雪溝や融雪施設等の面的整備
- ▶ 雪処理弱者情報の収集・管理
- ▶ 町会サポーター制度の持続

< 情報の活用 >

- ▶ 情報発信：雪対策関連ポータルサイト
 - デジタル技術を活用した情報共有
 - 作成したデータや取組事例をより積極的に公開
 - 除排雪の取組状況の可視化
- ▶ 情報収集：住民による除排雪作業実施状況報告
 - 市民の知恵や力を借りる仕組み作り
 - 市民との双方向コミュニケーション促進
- ▶ ICT活用：冬期間の交通量マネジメント

【関連する課題】

< 自助・共助 >

- ▶ 高齢者・一人暮らし世帯の増加
- ▶ 住民同士の繋がり希薄化
- ▶ 住宅密集地域での雪寄せ場不足
- ▶ 高齢者が利用しやすい雪寄せ場の必要性
- ▶ 自発的な除雪作業を促すための環境整備
- ▶ やりがいを感じられる仕組み作り

< 情報の活用 >

- ▶ 市民相談の大半は除排雪作業の実施予定
- ▶ 除排雪の仕組みが市民に理解されていない
- ▶ 市の対応状況が適切に伝わっていない
- ▶ 「苦情」を「情報提供」に変えるための仕組み作り
- ▶ 気象予報に基づく事前の行動変容
 - 外出自粛、時差出勤・在宅勤務の促進
- ▶ 豪雪災害に備え、外出なしでも日常生活を維持可能な仕組み作り

【取組の方向性】

<道路交通機能の維持・確保>

- ▷ 公共交通の機能確保
- ▷ 運輸業の機能確保
- ▷ 緊急車両の走行経路確保

<豪雪(異常降雪)時の除排雪実施体制>

- ▷ 出動基準・除雪水準
→ 災害としての豪雪への意識転換
- ▷ 効果的な応援除雪実施体制の構築

【関連する課題】

<道路交通機能>

- ▶ バス路線及び鉄道駅周辺等の機能維持
- ▶ エssenシャル・ワーカーの通勤手段確保
- ▶ 配送拠点及び周辺幹線道路の機能維持

<除排雪実施体制>

- ▶ 地球温暖化による雪質(水分量)の変化
- ▶ 短期間で大量の降雪が生じる傾向
- ▶ 通常時と豪雪(異常降雪)時の作業水準
→ 除雪作業の実施目的がそれぞれ異なる
- ▶ 早期の道路交通機能回復を目的とした作業水準

【気象分析報告】

- ▷ 過去100年で1～2月の積雪は増加傾向、3月は減少
- ▷ 真冬日日数は過去50年で約7日減少しており、冬の温暖化が進行中
- ▷ 海面水温上昇により急激な大雪の発生リスクが増加
- ▷ 雪水比分析より、近年は湿って重い雪が増加傾向
- ▷ 昨冬の降雪時間帯は夜間～早朝に集中する傾向

【東青除排雪協会の取組】

- ▷ 令和3年以降、市民向け広報チラシを配布
- ▷ 平成24～27年には、各町会に反射板安全ベストを配布
- ▷ 除雪オペレーターの育成・講習に関する取組の実施
- ▷ 労働災害防止対策研修会等への参加

【青森市社会福祉協議会の取組】

- ▷ 高齢者・障がい者世帯に対する除雪ボランティア活動を展開
- ▷ 地域住民・中学生等の参加を通じた福祉雪対策を推進
- ▷ 参加した中学生の自己肯定感の醸成や地域連携にも寄与

【事務局報告】

<除排雪事業者の体制>

- ▷ 契約業者数は年々増加（H15：105者 → R6：116者）
- ▷ 登録重機・ダンプトラック台数も増加傾向
- ▷ オペレーターの高齢化が進行し、人員余力は減少

<みんなで進める除排雪>

- ▷ 通学路等の除雪で地域や保護者と連携強化
- ▷ 流・融雪溝の整備には、水源・流末の確保や供用後の管理体制構築が必要
- ▷ 路上駐車や出し雪行為が作業効率に影響

<除排雪実施体制他都市比較>

- ▷ 除雪作業出動基準や除雪水準に大きな違いは見られない
- ▷ 生活道路で除雪と排雪を一体で実施していることが他市には見られない特徴

【第1・2回会議の議論の要点】

- ▷ 雪対策は将来に向けて避けて通れない課題
- ▷ 雪との共生や地域特性（歴史・風土・都市構造等）の理解と共有が、持続可能な地域づくりに不可欠
- ▷ 人口減少対策としての雪対策の重要性

【取組の方向性（今後の柱）】

- ▷ 冬期間における市民生活の安定
- ▷ 市民が協力して雪と向き合う仕組み
- ▷ 将来的な豪雪災害への備え

【各委員からの主な意見】

- ▷ 重い湿り雪が増えているため、高齢世帯の屋根雪下ろしに配慮が必要
- ▷ 除排雪費用増加の背景には、作業延長・地域性・昼間降雪など複合要因が存在。まずは市民への情報提供・理解促進が重要
- ▷ 「市民みんなで」の掛け声だけでは限界がある。支え合いが成立する地域の実態把握・可視化が重要
- ▷ ボランティア支援の現状を「定量化」する等、地域別の状況を把握仕組みの検討が必要
- ▷ 地域や町会との連携強化を図り、現場の実情を広く共有すべき

2.雪対策に関する情報

【概要】

- ▷ 本市及び各団体等が有する雪対策に関する情報について、その性質ごとに分類・整理します。
- ▷ 本市及び各団体等有する情報や、これに関連する取り組みについて整理します。

【情報の定義】

<① 収集される事象 (intelligence) >

- ▷ 知識や知性の源となるもの
- ▷ アメリカのCIA (Central Intelligence Agency) の I

<② 発信される事象 (information) >

- ▷ 情報の本来的な意味
- ▷ 英語のinformationのinformとは「伝える」という意味の動詞で、formは元来「形作る」ことを意味している
- ▷ 理解できる形(form)にすることがインフォメーションである

<③ 蓄積される事象 (data) >

- ▷ 既に日本語にもなっているデータのこと

<④ 「情報化」という言葉になった時の「情報」>

- ▷ 「情報インフラ」や「情報通信」などで表れる「情報」
- ▷ デジタルやコンピュータ処理、情報インフラなどが含まれ、サイバースペースやITを指している

【コミュニケーションと情報の関係】

- ▷ 発信された情報を受信した者が理解して、初めてコミュニケーションは成立する
- ▷ コミュニケーションとは一方通行ではなく、受信者が理解することが必要
- ▷ 現在の情報の多さは、単にデータとしての情報が多い状況を指しているに過ぎない
- ▷ 膨大なデータから必要とする情報を得るためには、分かりやすくコミュニケーションを成立させる必要がある

(筑波大学芸術学系木村浩研究室HPを基に作成)

① 収集される事象 (intelligence)

- ▷ 各除排雪事業者・パトロール職員等が保有する技術・経験等のノウハウ
- ▷ 除排雪オペレーター講習会
- ▷ 労働災害防止対策研修会（東青除排雪協会）
- ▷ 青森市除排雪事業者連携協力会（市・事業者）
- ▷ 除排雪事業に関する意見交換会（市・町会）
- ▷ 除排雪調整会議（市・町会・事業者）

③ 蓄積される事象 (data)

- ▷ 雪に関する市民相談窓口の受付情報（H17～）
- ▷ 降雪量・積雪深などの観測データ
- ▷ まちレポあおもりの受付情報（H30～）
- ▷ 青森市通学路交通安全プログラム（教育委員会学務課）

② 発信される事象 (information)

- ▷ 青森市雪対策基本計画（R6.10策定）
- ▷ 青森市除排雪事業実施計画（毎年度策定）
- ▷ パートナーシップで除排雪（リーフレット、毎年度配布）
- ▷ 広報あおもり（毎年雪処理に関する特集を掲載）
- ▷ 雪下ろし除雪作業の安全ガイド（R5作成）
- ▷ 除排雪出動指令状況（Google Mapsを活用）
- ▷ 本市HP北国のまち・雪の情報
- ▷ 東青除排雪協会リーフレット（R3～）
- ▷ 東青除排雪協会新聞広告（H28～R5）

④ 「情報化」という言葉になった時の「情報」

- ▷ 青森市除排雪業務管理システム

2.1.収集される事象(intelligence)

【概要】

- ▷ 本市の雪対策に関する指針や位置付けについて整理します。
- ▷ 本市が実施している除排雪事業の概要について整理します。
- ▷ 事業者向け雪捨て場の設置状況等について整理します。
- ▷ 毎年度シーズン終了後の5～6月に実施している業者ヒアリング結果資料等を基に、除排雪事業者の体制について整理します。
- ▷ 本市と除排雪事業者・町会等との意見交換実施状況について整理します。
- ▷ 東青除排雪協会及び青森市社会福祉協議会が実施している雪対策に関する取り組みについて整理します。

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例（抜粋）

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭りに代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中核都市です。

その一方で、人口約30万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

年間降雪量世界ランキング（人口10万人以上の都市）

順位	都市名	年間平均降雪量	
第1位	青森市	約7.92m	
第2位	札幌市	約4.85m	
第3位	富山市	約3.63m	
第4位	セント・ジョーンズ(カナダ)	約3.32m	
第5位	シラキュース(アメリカ)、ケベック・シティ(カナダ)	約3.14m	(AccuWeather調査結果より引用)

青森市に雪が多く降るのは、北西の季節風が八甲田連峰にぶつかって雪を降らせるほか、青森県特有の地形も影響していると考えられています。

下の図は、「青森県上空の冬の季節風の流れ」を示したものです。季節風は地形によって曲げられて徐々に集まり、雪を降らせながら流れていくため、五所川原市・青森市・野辺地町周辺の地域で降雪量が多くなると考えられています。

<青森県上空の季節風の流れ>



出典:青森地方気象台HP

【① 青森市市民とともに進める雪処理に関する条例】

- ▷ この条例の目的は、「市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ること」。(第1条)
- ▷ 市・市民・事業者それぞれの責務や遵守事項等について規定。(第2条～第5条)

【② 青森市雪対策基本計画】

- ▷ 条例第2条第1項・第2項の規定により策定が定められている、雪処理に関する基本的な計画。
- ▷ この基本計画には、以下の事項について定めることとしている。
 - ・ 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項
 - ・ 雪に強い都市基盤の整備に関する事項
 - ・ 市民及び事業者の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項
 - ・ その他雪処理に関し必要な事項

【③ 青森市除排雪事業実施計画】

- ▷ 条例第2条第3項の規定により策定が定められている、車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画。
- ▷ 冬期間における都市機能の維持及び道路交通の確保と市民生活の安定を目指して、国・県・市並びに市民・事業者が互いに連携、協議しながら、効果的・効率的な除排雪作業を実施するための基本方針として定めるもの。

青森市総合計画

本市のまちづくりの最上位指針。 将来都市像：みんなで未来を育てるまちに

【基本視点】

未来をひらく若者の希望があふれるまち
人々が行き交う魅力あるまち
市民がふるさとを誇れるまち
ICTを活用し、
あらゆる人に開かれたスマートオープンシティ

【基本政策】

- 1 仕事をつくる
- 2 人をまもり・そだてる
- 3 まちをデザインする



青森市雪対策基本計画

青森市総合計画における雪対策の推進のほか、雪に関する施策に関する取組をまとめた分野別計画。



雪対策

- 除排雪事業
- 流・融雪溝等の整備
- 融雪歩道の整備
- 市民雪寄せ場
- 市民協働による除排雪
- 自主的な雪処理への支援
- 高齢者等への雪処理支援

<基本理念> 共に助け合い 支え合う 雪と調和した快適都市の創造

戦略目標(1) 冬期積雪期における安全・安心な道路交通環境の確保

持続可能かつ市内各地域の実情や特性に合わせた除排雪作業を実施するため、地域や除排雪事業者等との連携のもと、除排雪関連情報の更なる共有化や除排雪業務の効率化を図る

戦略目標(2) 冬期積雪期においても住みよい都市づくりの推進

地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝整備などにより、通学路をはじめとする安全・安心で快適な歩行者空間を確保し、冬期積雪期においても住みよい都市づくりを推進

戦略目標(3) 安全で負担の少ない持続可能な雪処理の推進

除排雪作業中の死傷事故を未然に防ぐための安全対策の徹底や、死傷事故の原因の大半を占める屋根雪処理に関する対策を推進
地域やボランティア団体等との連携により、高齢者や障がい者等にとっても負担が少ない持続可能な雪処理を推進

戦略目標(4) 冬期積雪期においても災害に強い都市機能の確保

豪雪時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、関係機関と連携した全庁体制での対応の充実を図るとともに、冬期積雪期における災害発生時に備え、防災活動拠点施設等周辺の道路交通の確保
道路除排雪作業が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携により作業進捗状況のばらつきを解消するための体制を構築

戦略目標(5) 地域資源である「雪」に親しむ文化の醸成

先人たちにより育まれてきた雪国特有の文化・景観・経験などを、本市特有の地域資源として捉え、子どもから大人・高齢者まで、幅広い市民及び来街者が雪に親しみ、共生するライフスタイル(雪国文化)を醸成

市では、道路交通の確保等を円滑に行うため「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」に基づき、毎年度「除排雪事業実施計画」を策定・公表しています。

この実施計画については、除排雪業者へのヒアリングのほか、町会代表者など市民意見を聴く機会を設けて毎年度見直しを行い、効率的な除排雪に取り組んでいます。

道路の除排雪作業は、全て民間委託により実施しています。

PLAN(計画)

【除排雪事業実施計画策定】

○除排雪実施体制

実施期間、実施体制及び組織、除排雪区分、パトロール班の設置など

○除排雪作業の実施方法等

除雪路線の決定、作業時間、実施基準など

DO(実行)



ACTION(改善)

【見直し・強化など】

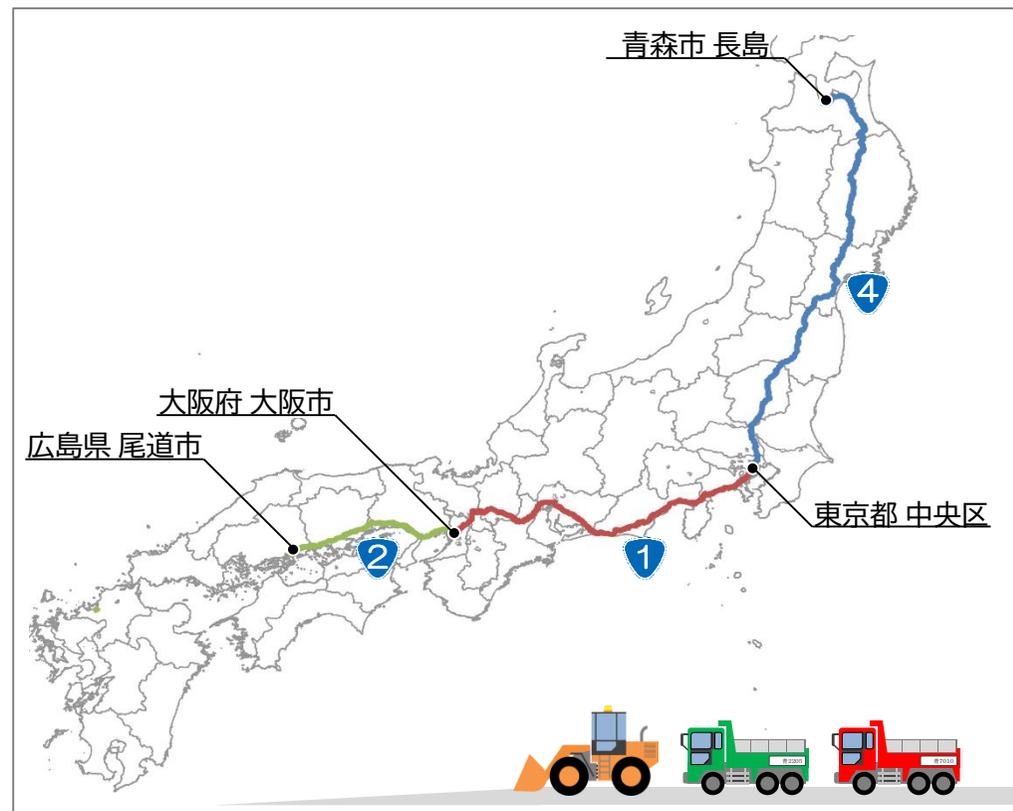
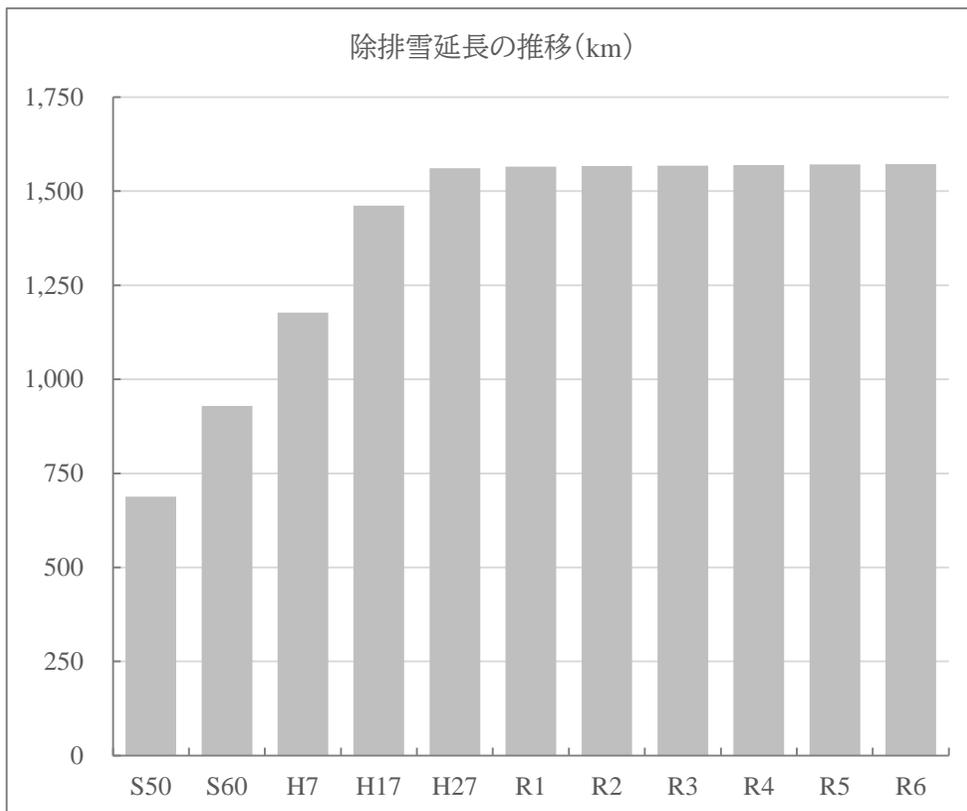
○近年の見直しや強化した項目

- ・ 除排雪作業に遅れが生じた場合の事業者間での作業支援体制を構築
- ・ 除排雪事業者へ貸与する除雪機械の追加整備
- ・ 除雪車のオペレーターを育成するための講習会費用支援 など

CHECK(評価)



	除排雪延長			
	幹線道路	生活道路	歩道	合計
令和6年度	331.59 km	1,039.75 km	200.83 km	1,572.17 km
令和5年度	331.00 km	1,039.32 km	200.66 km	1,570.98 km
前年比	0.59 km	0.43 km	0.17 km	1.19 km



降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部にパトロール班を設置しています。

パトロール班は、委託事業者との綿密な連携・調整を行うとともに、町会等と地域情報等の共有を図っています。

班名	地域等
東部(1)パトロール班	東部(1)地区
東部(2)パトロール班	東部(2)地区
中部(1)パトロール班	中部(1)地区
中部(2)パトロール班	中部(2)地区
西部(1)パトロール班	西部(1)地区
西部(2)パトロール班	西部(2)地区
南部(1)パトロール班	南部(1)地区
南部(2)パトロール班	南部(2)地区
幹線・雪捨て場パトロール班	幹線、雪捨て場
歩道・狭隘パトロール班	歩道・狭隘担当
要望・緊急(1)パトロール班	要望、緊急対応等
要望・緊急(2)パトロール班	要望、緊急対応等
河川パトロール班	市内の河川等(公園河川課)



【(1) 地区パトロール班】

- ▷ 降雪状況の把握と道路の状況の確認
- ▷ 除排雪業務の適切な指導・監督
- ▷ 排雪計画等の立案
- ▷ 作業中の事故防止対策の状況確認
- ▷ 市民相談への対応
- ▷ 物損の確認・修繕の指導
- ▷ 市民への啓発活動

【(2) 歩道・狭隘パトロール班】

- ▷ 降雪状況の把握と道路の状況の確認
- ▷ 除排雪業務の適切な指導・監督
- ▷ 市民相談への対応
- ▷ 物損の確認・修繕の指導

【(3) 要望・緊急対応班】

- ▷ 巡回・危険箇所の状況の確認
- ▷ 市民相談への対応

【(4) 幹線・雪捨て場パトロール班】

- ▷ 夜間の幹線道路における降雪状況の把握と道路状況の確認
- ▷ 雪捨て場の状況把握

【参考：地区パトロールの確認項目】

- ① 路面がわだち・そろばん状態となり、車両通行に支障をきたしていないか
- ② 路肩がすり鉢状となり、車のすれ違いに支障をきたしていないか
- ③ 気温上昇・降雨等により圧雪が「ジャケ」て、車両通行に支障をきたしていないか。
- ④ 圧雪が厚くなっていないか
- ⑤ バス停・ごみ集積場所・交差点(横断歩道)、消火栓周り等に、著しい寄せ雪がないか。
- ⑥ 車道幅員が確保されているか
- ⑦ 交差点の見通しの確保と歩道の出入り口に雪盛していないか
- ⑧ 降雪予報による道路状況変化の想定
- ⑨ 駐車車両が除排雪の支障となっていないか

【除雪時間】

除雪路線のうちバス路線等の主要路線については、原則として午前6時、その他の路線及び工区については、午前7時までに完了するものとします。

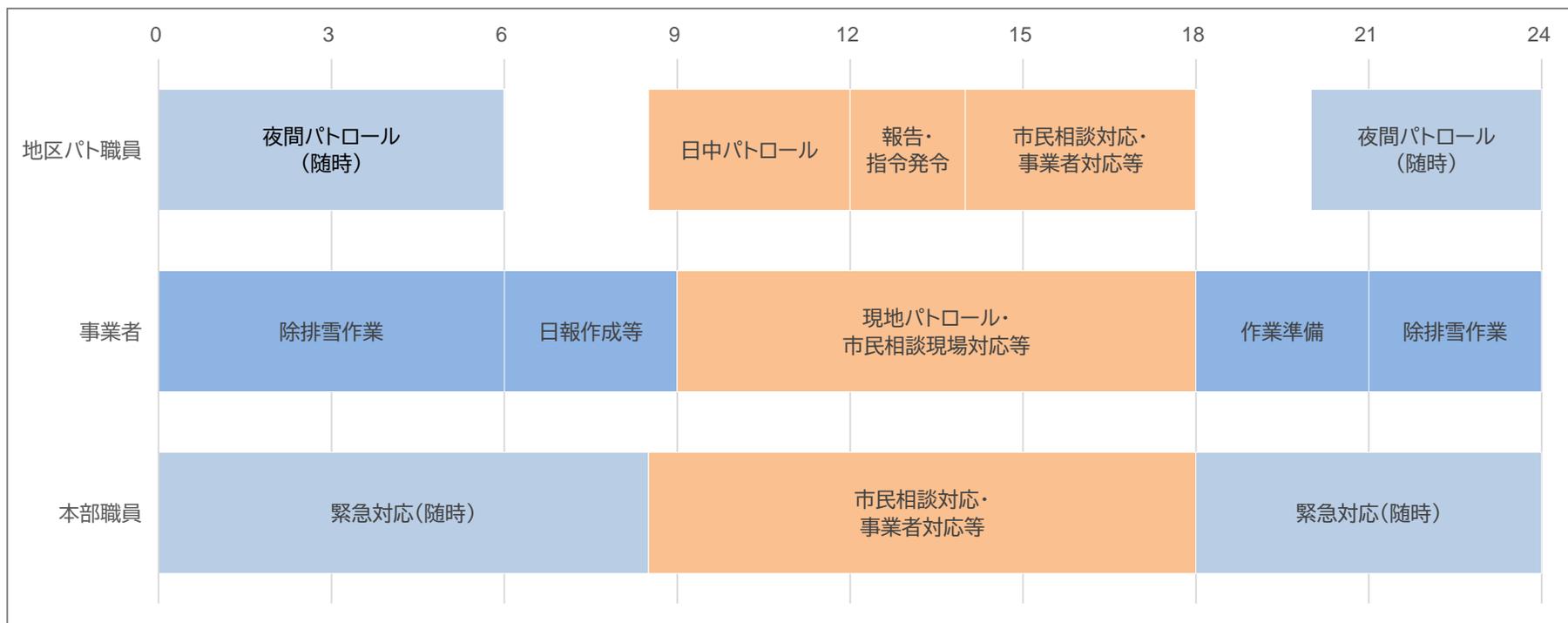
まとまった降雪があった場合、緊急対応等については、上記以外の時間に作業を行うことができます。

【排雪時間】

排雪時間は、原則として、午後9時から翌日の午前6時までとします。

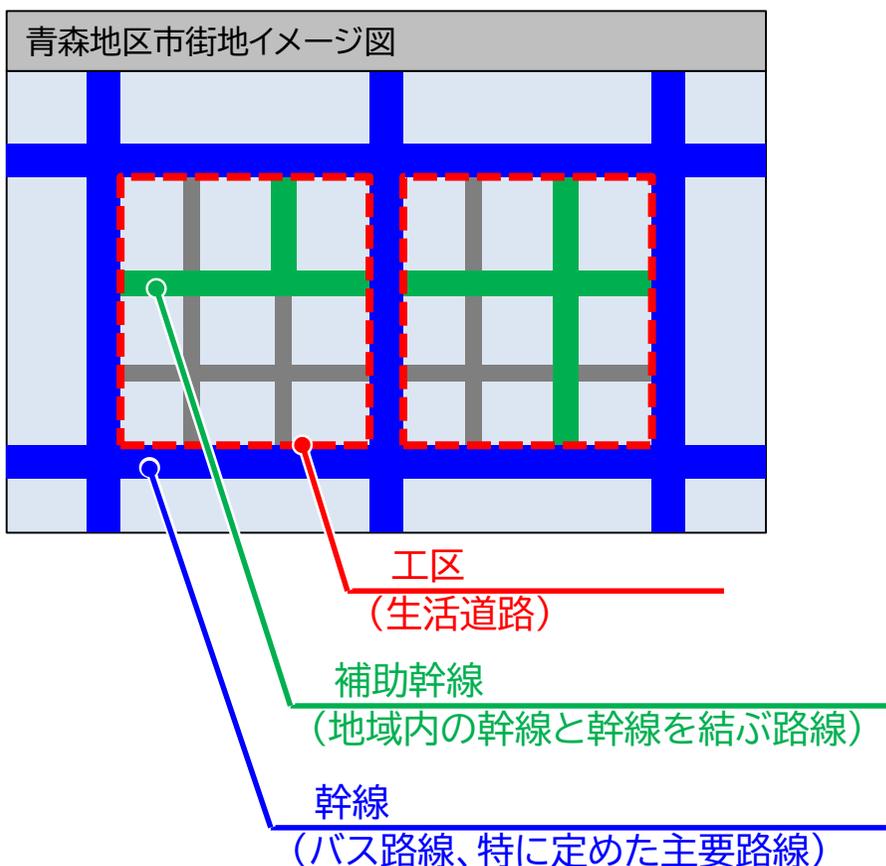
まとまった降雪があった場合、緊急対応等については、上記以外の時間に作業を行うことができます。

【参考：除排雪業務タイムテーブル】

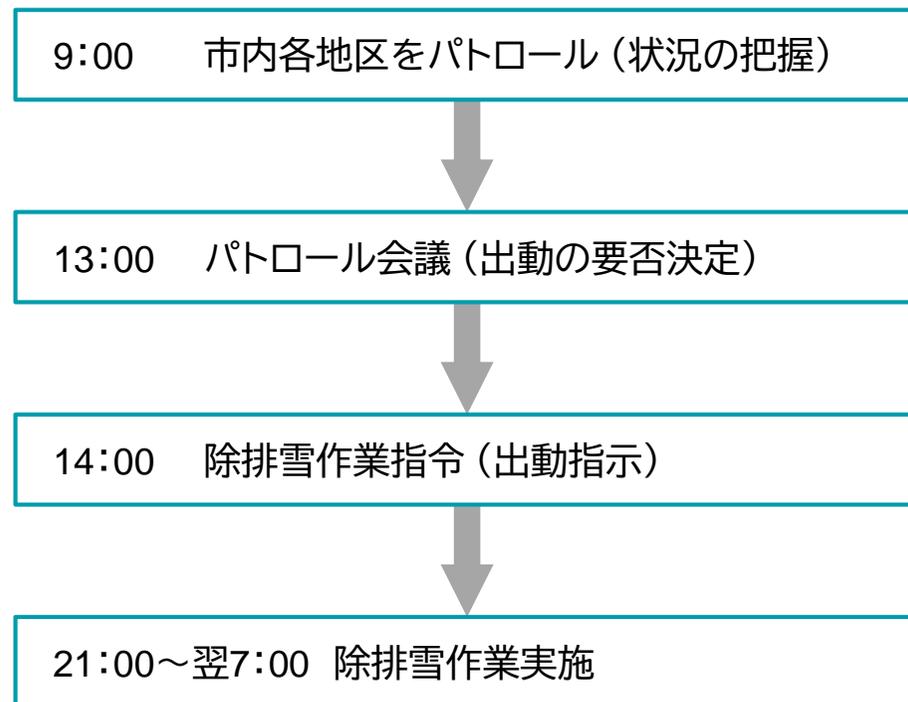


道路分類	実施基準
幹線	降雪が概ね10cm以上、かつ、交通の確保が困難と認められる場合。
補助幹線・工区	降雪が概ね15cm以上、かつ、交通の確保が困難と認められる場合。

※ 豪雪時等の異常な降雪の場合は、主要な幹線を優先し、順次交通機能を確保します。



【出動の流れ】



【① 除雪作業】

- ▷ 常に気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析を実施。
- ▷ 降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案。
- ▷ 幹線路線においては降雪がおおむね10cm以上、その他の路線及び工区はおおむね15cm以上で、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に実施。

【② 排雪作業】

- ▷ 気象情報及び道路状況等を十分把握。
- ▷ 「青森市雪対策基本計画」で定めた除雪水準を維持するため、必要に応じて実施。

【③ 防災対策】

- ▷ 冬期間における学校・公民館等の防災活動拠点施設や避難所周辺の道路交通を確保。
- ▷ 有事の際、市民が安全で速やかに避難できるよう努める。

【④ 夜間からの大雪対策】

- ▷ 夜間からの大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて夜間に出動指示を実施。

【⑤ 主要路線(バス路線等)の交差点部分の雪処理】

- ▷ 道路状況等に応じて、各道路管理者との協議により、適切な処理を実施。
- ▷ 各道路管理者との協議等は道路管理者除排雪連絡調整会議で実施。

【⑥ 官民一体の雪対策の推進】

- ▷ 除排雪を円滑、かつ、適切に実施するため、国・県・市の連携はもとより、委託事業者との綿密な調整を図る。
- ▷ 市民・事業者との協力体制の強化や役割分担の明確化により、官民一体の雪対策の推進に努める。

【除雪作業とは】

除雪作業とは、道路上の雪をタイヤショベルなどで歩道や住宅側にかき分け、通行可能なスペースを確保するための作業のことを指します。

【排雪作業とは】

排雪作業とは、道路上の雪をタイヤショベルやロータリー車などでダンプトラックに積込み、雪堆積場へ運搬する作業のことを指します。その場から雪を運搬するため、除雪作業に比べて時間と費用を要します。

主要路線などにおいては、早期に道路機能を確保する必要があるため、「除雪作業」と「排雪作業」を分けて実施しています。

住宅密集地の生活道路においては堆雪場所が限られることなどの理由から、「除雪作業」と「排雪作業」を一体で実施しています。



【タイヤショベルによる除雪】



【ロータリー車による排雪】

青森地区は、幹線・補助幹線・郊外幹線・全面委託工区・指定委託工区に区分し、それぞれの区分の出動基準や除雪方法に応じて除排雪を実施することとしています。

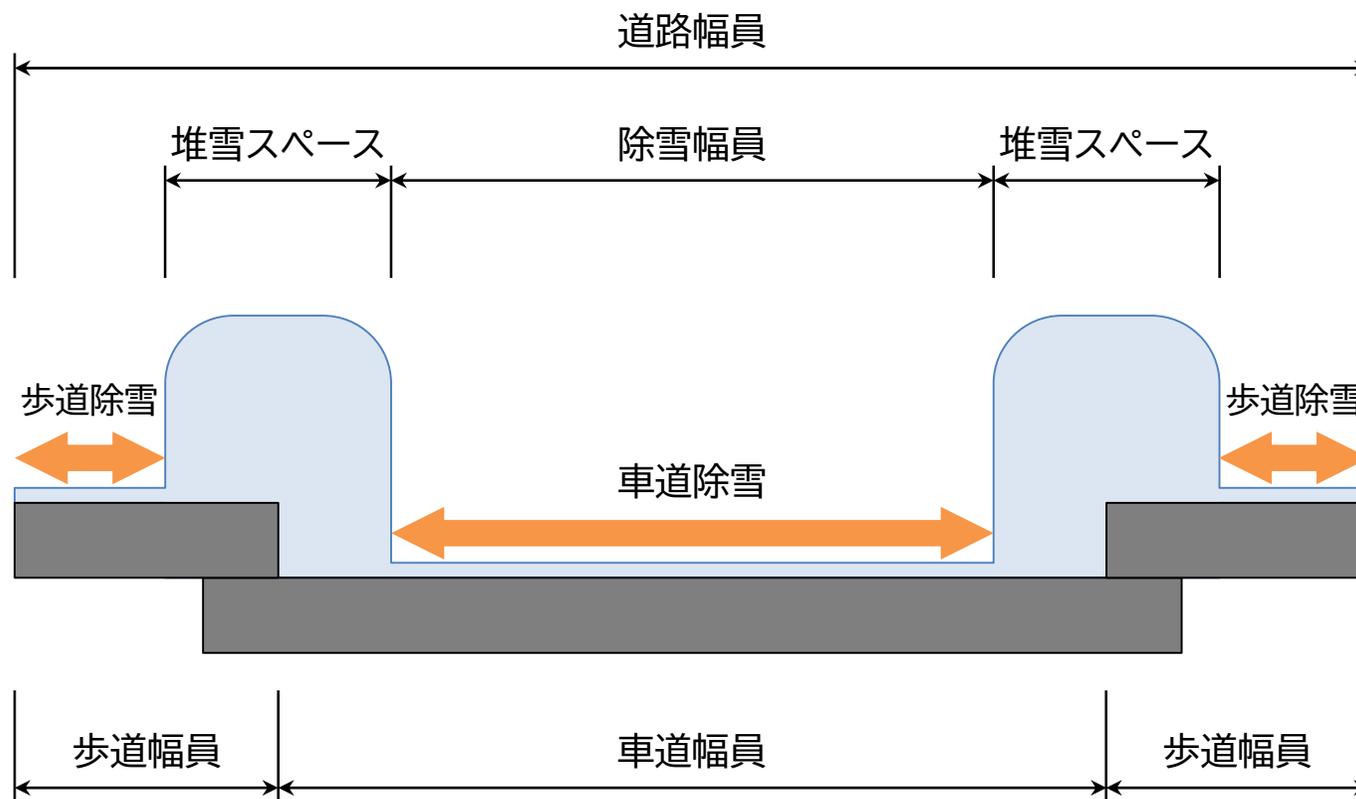
① 幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線で、原則、除雪と排雪を分けて実施する。
② 補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線で、原則、除雪と排雪を分けて実施する。
③ 郊外幹線	郊外地域内における主要幹線(集落と集落を結ぶ幹線)で、除雪と排雪を分けて実施する。
④ 全面委託工区	住宅密集地の生活道路で、除雪と排雪を一体で実施する。
⑤ 指定委託工区	郊外地域の生活道路で、除雪と排雪を分けて実施する。

<p>タイヤショベル</p>		<p>前についているバケットで雪を寄せたり、積み上げたり、圧雪を削ったりする機械です。 小回りが利くので、道幅の狭い道路での作業などに利用されます。 主に生活道路の新雪除雪、路面整正、排雪作業で利用されます。</p>
<p>グレーダー</p>		<p>車体中央下部についているブレードで道路の雪を脇に寄せたり、圧雪で凸凹になった路面を削って平らにする機械です。 主に幹線道路の除雪で利用されます。</p>
<p>ロータリー車</p>		<p>前面についているロータリ装置を高速で回転させ、雪を砕いて掻き込み、遠くに飛ばす機械です。 雪を雪山に積み上げたり、ダンプトラックに雪を積み込んだりします。 主に拡幅除雪、運搬排雪で利用されます。</p>
<p>小型 ロータリー車</p>		<p>除雪幅が約1.5～1.3mのロータリで、雪を砕いて掻き込み、遠くに飛ばす機械です。 主に歩道除雪、拡幅除雪で利用されます。</p>

【除雪水準の考え方】

除雪とは、道路内に積もった雪を機械等によって一時的に路側に堆積させる作業のことを指します。除雪作業を行うためには、道路空間の一部を堆雪スペースとして確保する必要があるため、全幅員の広い道路ほど有利であるといえます。

除雪水準の内容については、「① どの程度の幅員を確保するのか(除雪幅員水準)」と「② どのような路面状態を維持するのか(路面状態水準)」の2つの要素が考えられます。降雪状況等により常に一定の状態を保つことは困難であり、堆雪スペースを十分に確保できない路線が多いため、本市における除雪水準の考え方は、除雪によって確保する幅員を優先することとしています。



【除雪水準の内容】

本市が除排雪作業を実施するそれぞれの道路について、その特性を踏まえた路線ごとの除雪水準を明確化することにより、冬期積雪期における道路交通機能を維持します。

除雪水準については、道路幅員の確保を優先することとしつつ、それぞれの路線の利用方法(道路ネットワーク上の役割)を踏まえ、下表のとおり設定します。

道路分類	目安となる要素	除雪水準(※1)
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線	除雪幅は、車線数(※2)を確保できる幅員とする。 (交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する。)
補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線	
郊外幹線	郊外地域内における主要幹線(集落と集落を結ぶ幹線)	
生活道路	道路幅員6.5m以上	小型車(※3)同士のすれ違いを可能にする。
	道路幅員6.5m未満	救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。

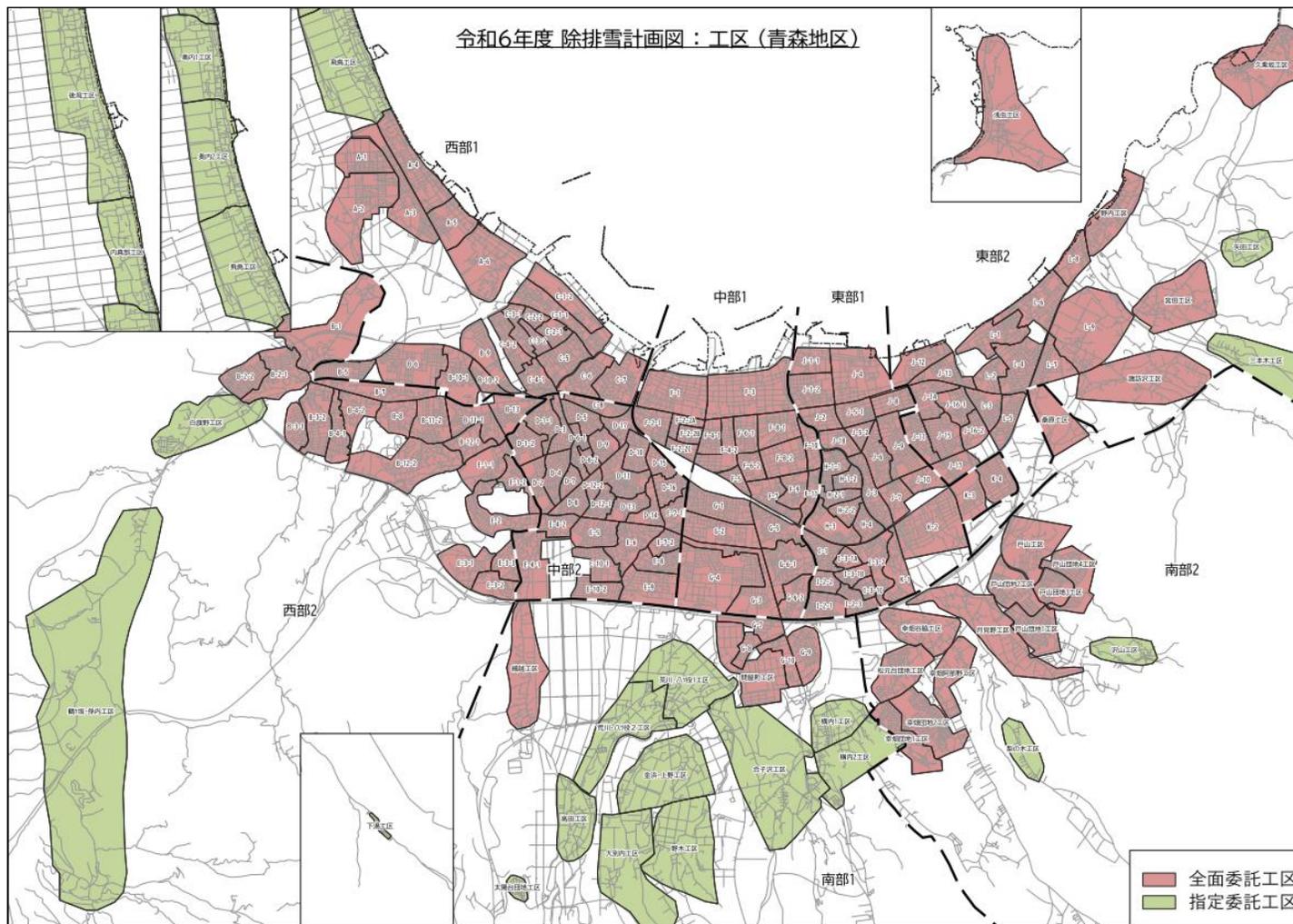
(※1) 豪雪時等の異常な降雪時は、主要な幹線を優先し、順次交通機能を確保する。

(※2) 車線数は、原則、2車線以上とする。

(※3) 小型車とは、道路運送車両法上の小型車のことを指す。(一般的には普通車)。

令和6年度は、下図の着色範囲内の生活道路の除排雪作業を実施しました。

赤色の全面委託工区(住宅密集地域の生活道路)では除雪作業と排雪作業を一体で、緑色の指定委託工区(郊外地区の生活道路)では除雪作業と排雪作業を分けて実施しています。



【参考：除排雪延長 (km)】

	延長
全面委託工区	761.09
指定委託工区	103.19

【① 除雪作業】

道路内に積もった雪を、タイヤショベル等によって一時的に路側(住宅側)に堆雪させる作業を実施。



【② 寄せ雪軽減作業】

路側(住宅側)に堆雪させた寄せ雪を、人力で処理できる程度まで軽減させる作業を実施。



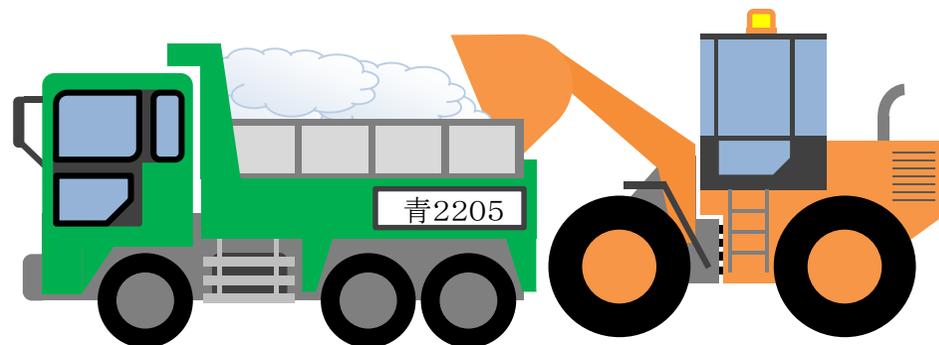
【③ 排雪準備作業】

除雪作業で集めた雪を、ダンプトラックに積み込むために一時的に集積させる作業を実施。



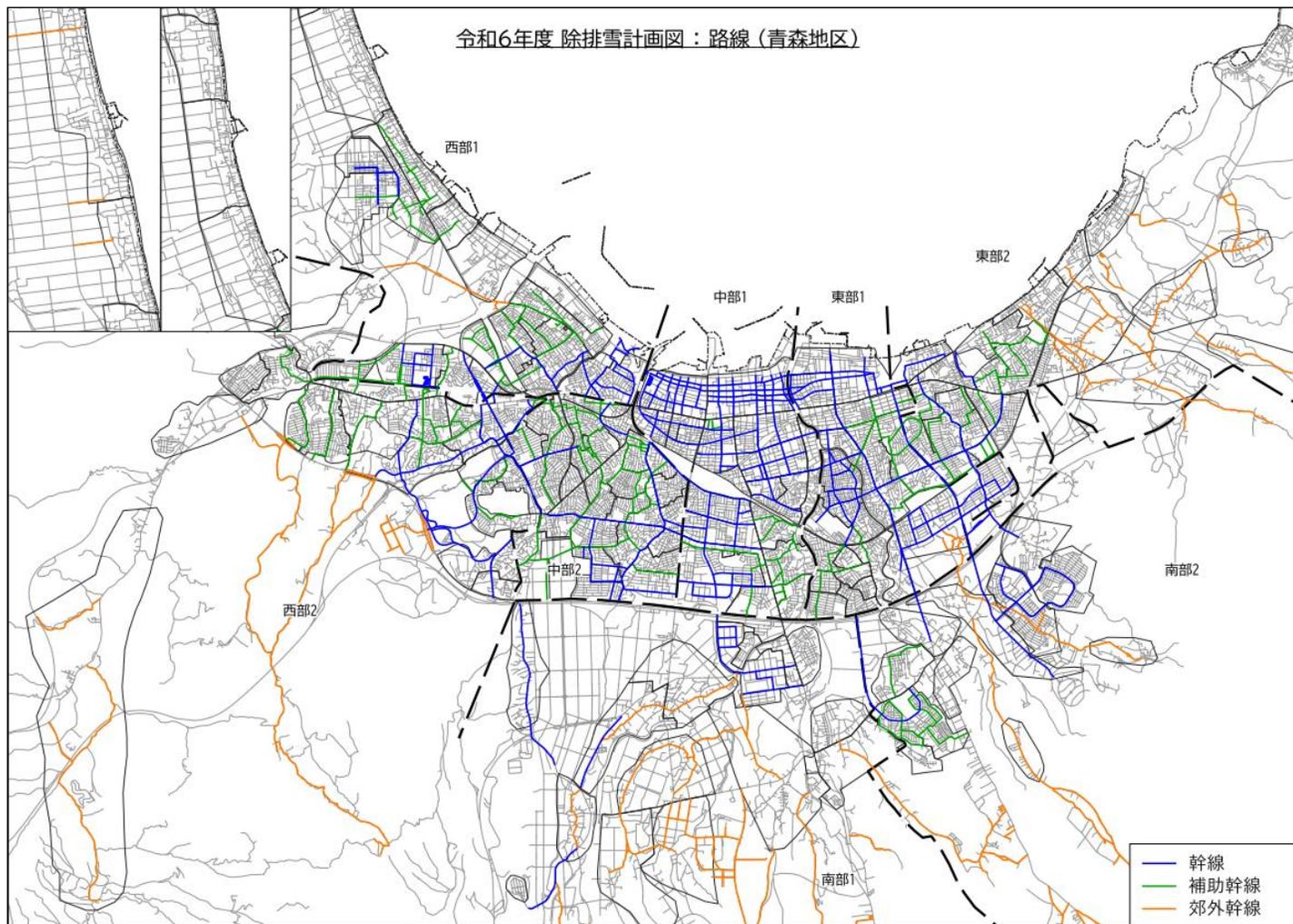
【④ 排雪作業】

一時的に集積させた雪をダンプトラックに積み込み、雪捨て場に搬出する作業を実施。



令和6年度は、下図の着色箇所の路線の除排雪作業を実施しました。

青色の幹線、緑色の補助幹線、橙色の郊外幹線では除雪作業と排雪作業を分けて実施していますが、積雪・降雪状況に応じて除雪作業と排雪作業を一体で実施する場合があります。

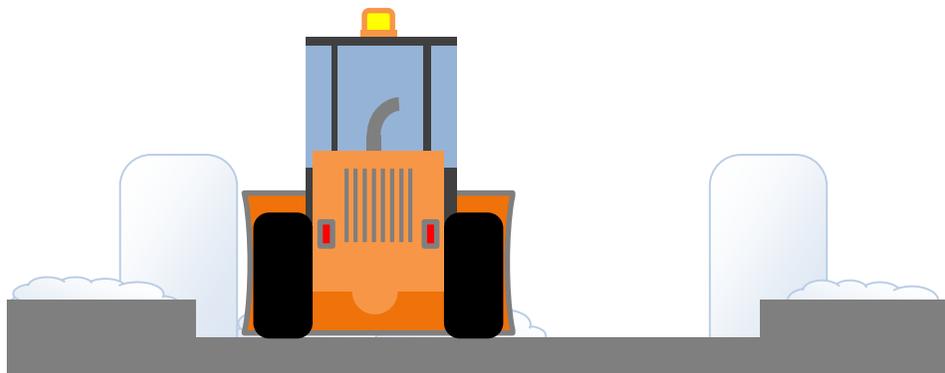


【参考：除排雪延長 (km)】

	延長
幹線	138.90
補助幹線	76.71
郊外幹線	115.98

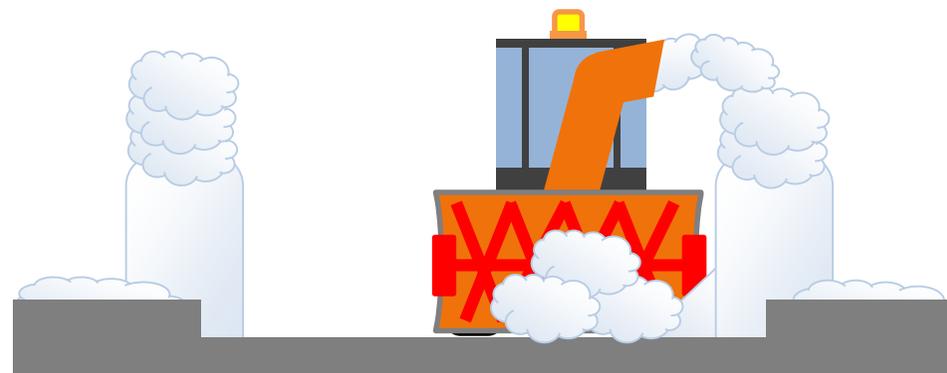
【① 除雪作業】

道路内に積もった雪を、ドーザー・グレーダー等によって一時的に路側(路肩・歩道側)に堆雪させる作業を実施。



【② 裾まくり(拡幅除雪)作業】

路側に堆積させた雪をロータリーにより積み上げ直し、道路幅員を確保する作業を実施。



【③ 排雪作業】

幅員を確保できなくなった場合には、路側に堆積させた雪をロータリーによりダンプトラックに積み込み、雪捨て場に搬出する作業を実施。



【参考:堆雪幅について】

青森市市道の構造基準等を定める条例第7条第2項では、車道の左側に設ける路肩の幅員について、道路種別により0.5~0.75m以上確保するものとした上で、本市における積雪の度及び除排雪の状況を勘案して定めることとしています。

【① 幅員2.5m以上の歩道の除排雪】

- ▷ 小型ロータリ除雪車により実施。
- ▷ 市街地の歩道でバス路線及び住宅地で歩行者が多い地域を重点的に実施。

【② 幅員2.5m未満の歩道の除排雪】

- ▷ ハンドガイド式小型除雪機又は人力で実施。
- ▷ 歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所については、車道の排雪時に歩道の確保に努める。

【③ バス停周辺・通学路等】

- ▷ 機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施。
- ▷ 学校等から通学路に関する詳細な情報を入手し、通学路において歩行の支障となる雪盛り等の早期解消に努める。
- ▷ PTAなどによる小学校除雪協力会や町会等に対し、ハンドガイド式小型除雪機を貸与することにより、住民とのパートナーシップによる歩道等の除雪を促進。

【④ 第2期青森市冬期バリアフリー計画】

- ▷ 青森駅周辺を含めた中心市街地や新青森駅周辺及び中心市街地へ至る主要な経路においては、重点的な除雪の実施により歩行者空間の確保に努め、安全に移動できるようなネットワーク化を図る。
- ▷ それ以外においては、学校、公共施設等の拠点施設周辺の除雪強化により歩行者空間の確保に努める。

【⑤ 狭隘路線】

- ▷ 積雪及び道路状況等の実状に応じ、車道幅員2.5mから3.0mの狭隘路線の除排雪を小型の除雪車等により実施。

積雪期における通学路については、積雪や雪寄せ等による危険箇所が発生した場合に、除雪等による対応が必要になることから、以下の取組を行います。

【積雪期における対応】

<① 学校による安全点検（実施主体：各小・中学校）>

学校においては、保護者、地域が連携し、日々通学路の積雪及び雪寄せ等による危険箇所を把握します。

点検の結果、除雪等の対策が必要な箇所があれば、学校が道路管理者及び市教育委員会に除雪要望緊急連絡票を提出します。

<② 対策の実施（実施主体：各担当部署）>

それぞれの対策について、市教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

<③ 対策効果の把握（実施主体：市教育委員会、各担当部署 対策実施後）>

除排雪等が実施された箇所について、学校からの報告等により対策の効果を把握します。

【関連事業】

<冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業>

冬期間、児童の安全な通学を確保するため、PTAなどによる小学校除雪協力会に対し、ハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施。

- ・実施小学校数 …… 37校

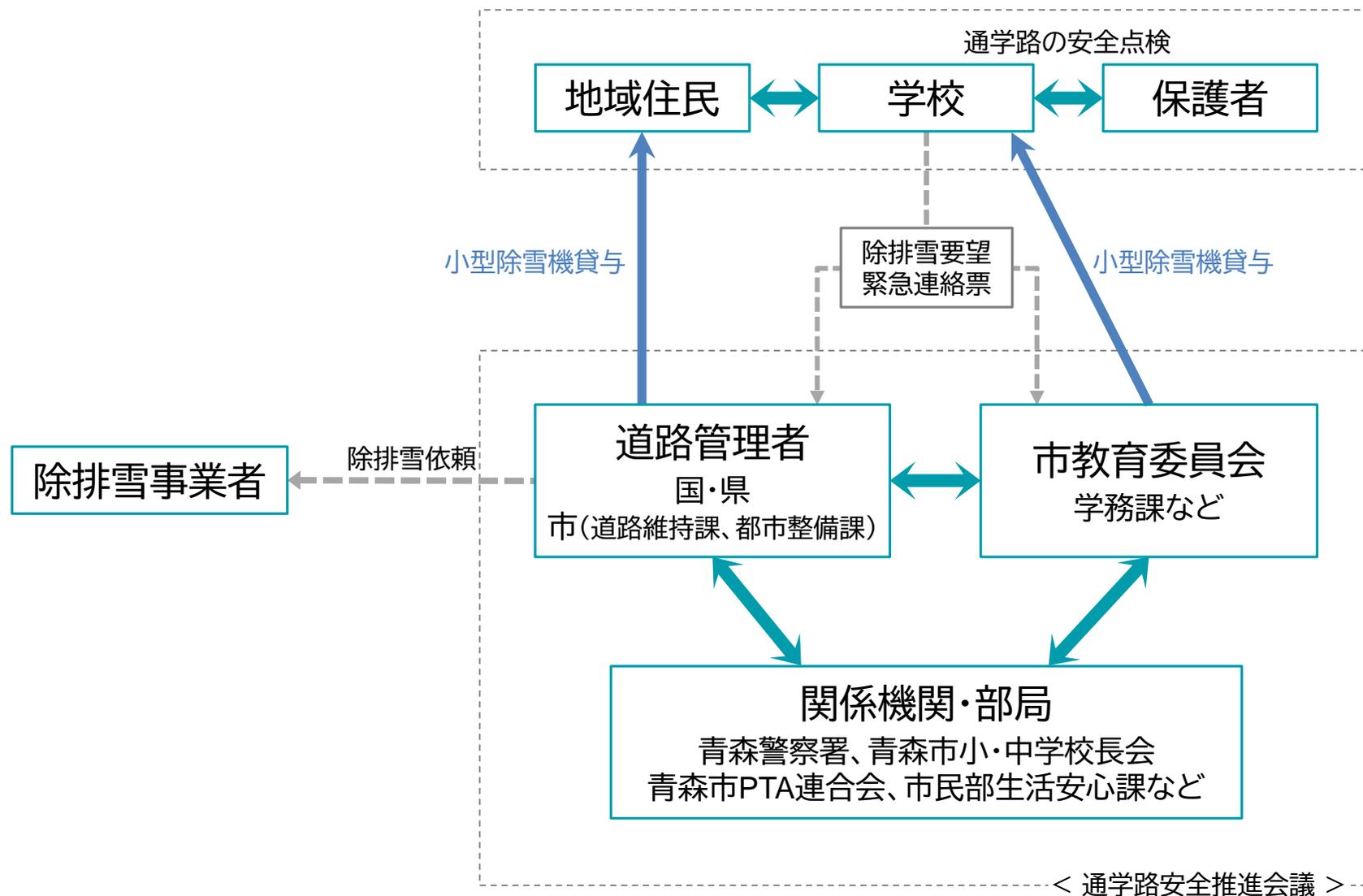
<冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業>

地域住民の協力の下、冬期間における安全で快適な歩行者空間を確保することを目的に、町会等にハンドガイド式小型除雪機の貸与を実施。

- ・協力団体数 …… 58団体



【通学路除排雪 関係機関との連携】



【幸畑団地地区まちづくり協議会】

地域住民の生活において重要である通勤通学路や、公園や花壇前の歩道、バス停、車道から歩道への寄せ雪、クリーンボックスの周りなどの除雪作業を、雪の降った日は朝4時から7時近くまで実施。



<歩道除雪>



<通学路の点検・確保>

【新井田町会】

国道、県道、市道の歩行者道路の確保、バス停の除雪作業を実施。

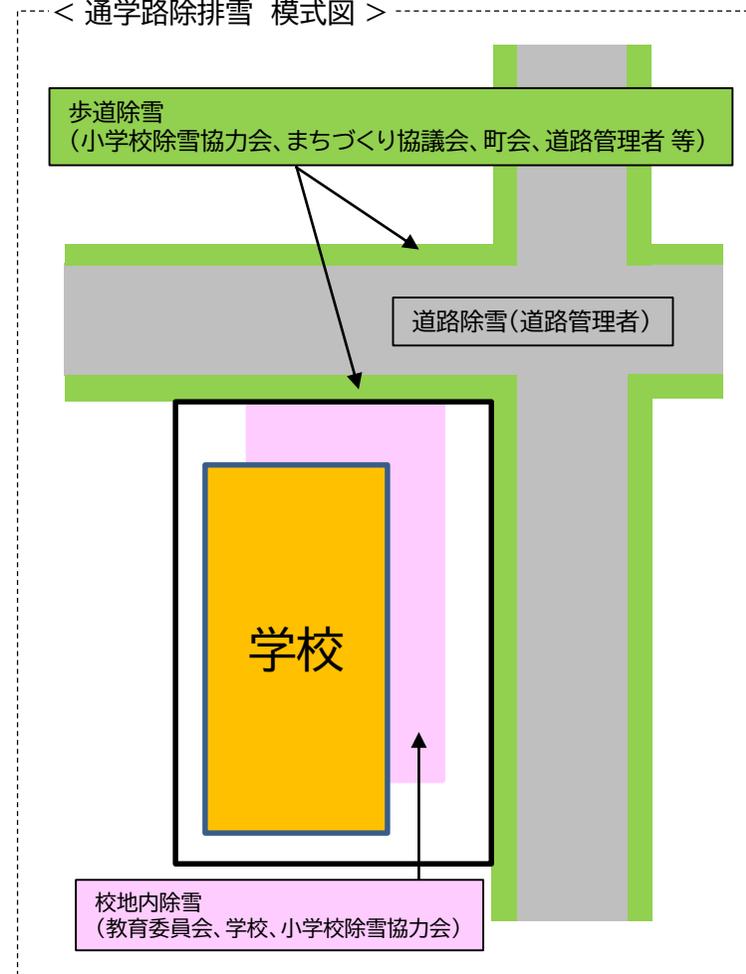


<作業前>



<作業後>

< 通学路除排雪 模式図 >



【実施の背景・目的】

道路の除排雪は、国、県、市の各道路管理者が実施しており、豪雪時には道路管理者間でダンプトラックの手配が錯綜するため、効果的・効率的な除排雪作業に影響します。

連携除雪(スクラム除雪)は、ダンプトラックの運搬効率を上げるため、国、県、市で除排雪作業のタイミングを相互調整し、連携することにより、市道から国道や県道へ押し出した雪を、国や県が手配したダンプトラックに積み込み、雪捨て場まで運搬します。

【令和6年度の取組実績等】

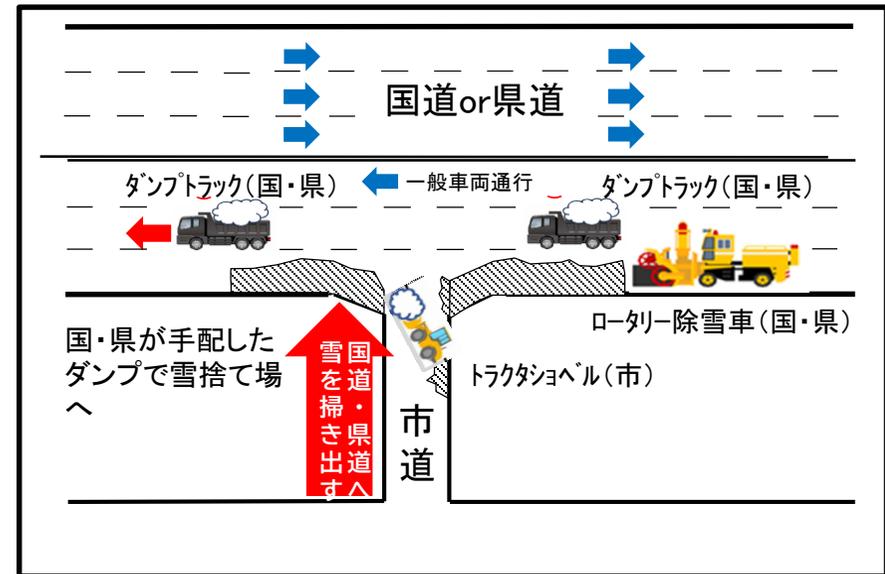
令和6年度は、国とは令和7年1月11日に国道4号及び青森市役所本庁舎と日本銀行の間の市道を、県とは令和7年2月22日に国道280号と駅西口大通り線との交差点付近で実施しました。



【令和7年1月11日の状況】



【令和7年2月22日の状況】



【結果】

スクラム除雪については、国・県道との交差点で作業が効果的であったこと等から、課題を踏まえて市が効果的な候補地を検討し、国県と調整しながら継続的な実施に向けて取り組みます。

【制度概要】

12月から翌年3月までの4ヶ月間、住宅密集地に空き地を所有している方から、町(内)会が無償で土地を借り、地域の皆さんの雪寄せ場として利用した場合、翌年度の固定資産税の3分の1を限度として減免する「市民雪寄せ場事業」の実施により、民有地を活用した市民の雪寄せ場の確保を図っています。

【市民雪寄せ場 提供箇所数の推移】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	366	350	352	339	341
増減 (前年度比)	△ 21	△ 16	2	△13	2



町会市民雪寄せ場

地域住民のための雪寄せ場として、町会が借り受けた土地です。次の注意事項を守って、お互い気持ちよく使いましょう。

利用上の注意

- 利用期間／12月初めから翌年3月末まで。
- 利用できる方は、地域住民に限ります。
- ごみ捨てや機械での投雪、不法駐車は絶対にしないこと。
- みんなのことを考え、奥のほうから雪寄せしましょう。
- 危険なので子供を遊ばせないこと。
- 市及び町会は、雪寄せ場内での事故やトラブルについては一切責任を負いません。
- なにかありましたら町会長まで。

【制度概要】

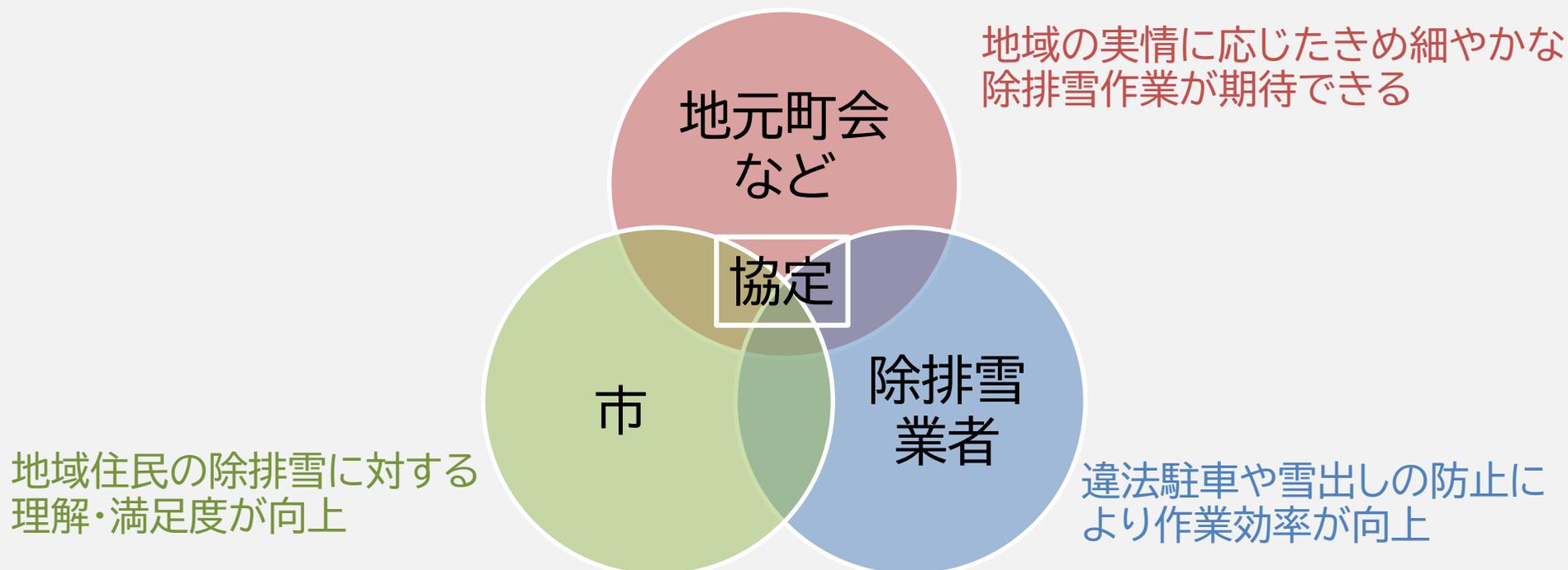
地域で積極的に雪対策に取り組む町会等と除雪業者、市の三者があらかじめ特定の地域の除排雪の実施方法について協定を結び、その地域の特性に応じた最適な方法による効率的で効果的な除排雪を行います。

【想定される協定項目】

雪盛り箇所指定、雪弱者対策、違法駐車、雪出し対策、歩道確保 など

令和6年度実績 14団体

<地域コミュニティ除排雪制度のイメージ>



高齢者世帯等が下記の要件に該当する世帯を対象に、業者等に依頼した屋根の雪下ろし費用の一部を助成しています。

世帯	<p>下記のいずれかに該当する世帯が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者世帯 ・ 身体障がい者手帳(1・2級、3級は視覚・内部障がいに限る)、愛護手帳A・精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方の世帯 ・ 子どもが18歳未満の母子世帯
その他	<p>下記の全てに該当する世帯が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有の一戸建てに住居していること(借家含む)・世帯全員が住民税非課税であること(豪雪時には住民税課税世帯も助成対象に加える) ・ 生活保護世帯でないこと
令和6年度実績 ()内は令和5年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録世帯数 914世帯 (450世帯) ・ 助成件数 514件 (6件) ・ 助成総額 13,924千円 (104千円)

○屋根の雪下ろし費用の一部助成額

	豪雪対策本部設置前	豪雪対策本部設置後
住民税非課税世帯	屋根の雪下ろし費用の1/2 (1シーズンの上限額:25,000円)	屋根の雪下ろし費用の1/2 (1シーズンの上限額:50,000円)
住民税課税世帯	—	屋根の雪下ろし費用の1/4 (1シーズンの上限額:25,000円)

降雪による人的被害のほとんどが、屋根の雪下ろしなどの除雪作業中による事故が原因となっています。

特に、一人での屋根の雪下ろし作業は大変危険で、事故防止のための安全10箇条を心がけ、安全な作業を行うよう対策を呼び掛けており、フルハーネスやヘルメット等の除雪安全用具の貸出しを行っています。

1 必ず2人以上で

屋根の雪下ろし作業は、家族、隣近所にも声をかけて2人以上で行いましょう。

2 足場の確認

低い屋根でも大怪我や死亡事故に繋がるため、油断は禁物です。常に足場が滑らないか注意しましょう。

3 まわりに雪を残して

万が一転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろししましょう。

4 無理はしない

疲れたときには必ず休憩しましょう。無理に作業を行わず自分の体調が変だと感じた場合は、すぐにやめましょう。

5 落雪注意

晴れの日も屋根の雪がゆるんでいるので危険です。屋根からの落雪、屋根からの転落に注意しましょう。

6 安全な装備

面倒でも命綱とヘルメットを必ず使いましょう。

7 はしごの固定を忘れずに

はしごは足場を確保して、しっかりと固定しましょう。

8 こまめな手入れ

命綱や除雪機などは、こまめに手入れ・点検をしましょう。

9 エンジンを切ってから

除雪機の雪詰まりは、エンジンを切ってから取り除きましょう。

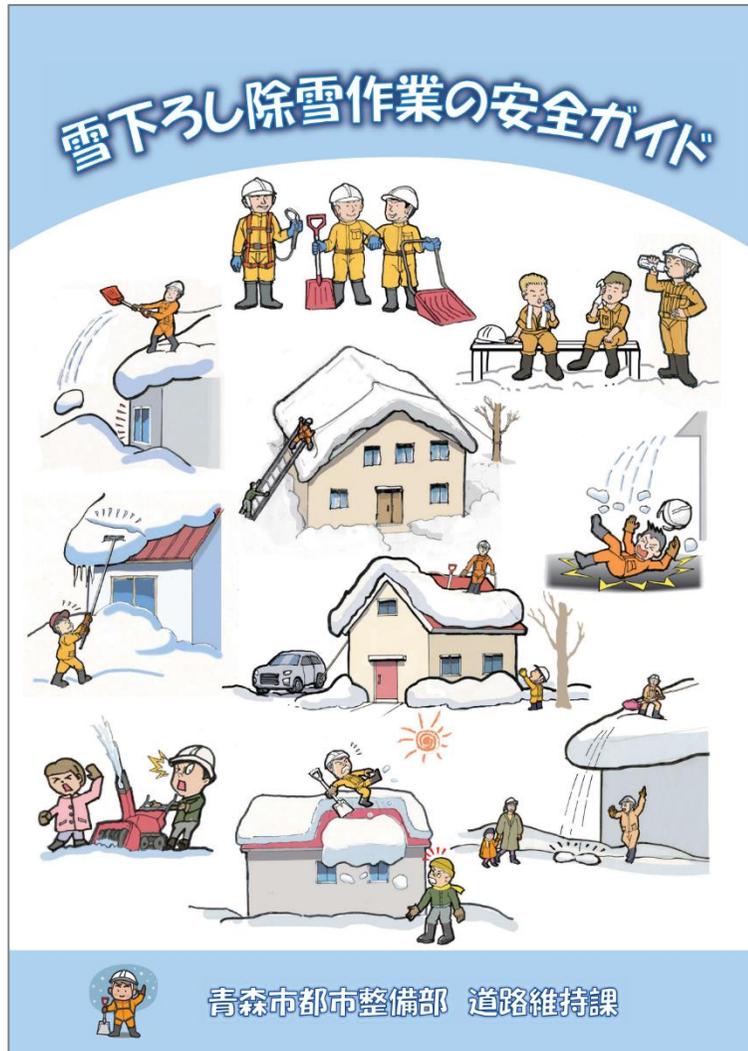
10 携帯電話を忘れずに

緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話を持っていきましょう。

【貸出し安全器具例】



屋根の雪下ろしや除排雪作業の際に市民が犠牲となる死傷事故が後を絶たないことから、本市における雪処理作業中の死傷事故防止に向けた安全対策の普及啓発を推進するため、雪下ろし安全10箇条を分かりやすく解説し、雪下ろしや除排雪作業時のポイントをまとめた「雪下ろし除雪作業の安全ガイド」を作成しました。



安全な雪下ろしのためのチェックリスト

～あなたは除雪の時にどんな備えをしていますか？～

それぞれの項目に
チェックしてください

あなたの雪下ろし作業安全度（チェックの数をご記入ください） / 20

1. 雪下ろしの心得と装備

【必ず2人以上で】

- 予期せぬ危険等を防止するため必ず2人以上で行っていますか？
- 1人で行う場合、家族や隣近所への声掛けをしていますか？

【無理はしない】

- 体調を考えて無理はしないようにしていますか？
- 疲れたらこまめに休憩をとり、水分補給などしていますか？

【携帯電話や笛を忘れずに】

- 屋根からの転落や軒先からの落雪による緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話や笛を身に付けていますか？

【安全な装備】

- ヘルメットを使っていますか？

【除雪道具のこまめな手入れ】

- スコップやスノーダンパなどの除雪道具は雪が付きにくくなるスプレーを使用するなど、使いやすくしていますか？
- 命綱や道具などは、こまめに手入れ・点検をしていますか？

2. はしごの固定と安全確保

【はしごの固定を忘れずに】

- 斜め屋根（切り妻屋根等）の妻側は横ズルるので、軒先側に立っていますか？

【足場の確認】

- トタン屋根は滑るので、つなぎ目に足を置いて足場を作っていますか？

【アンカーの確認】

- アンカーを取る場合、ロープは太い木の幹や車のホイールなど強度のあるものに固定していますか？
- 命綱は、ハーネス・アンカーと一緒に使用していますか？

3. 雪下ろしのチェックポイント

【まわりに雪を残して】

- 転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろしをしていますか？

【落雪注意】

- 暖気した時は屋根雪がゆるむので、無理に屋根に上らないようにしていますか？
- 屋根からの落雪や転落に注意していますか？
- 屋根の雪庇を下から落とす場合は、落雪等による事故の危険があることに注意していますか？

【周囲への注意】

- 雪を下ろす場所には通行人がいないことを確認してから行っていますか？
- 2人以上で声を掛け合うようにしていますか？

【除雪機の事故防止】

- 作業中は周囲に人がいないか確認していますか？
- 除雪機から離れる時はエンジンを切っていますか？

万一、事故が発生したら119番に通報してください！

【融・流雪溝】

(1) 冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に向け、流・融雪溝の計画的な整備を進めています。

- ・ 現在は、佃地区において流・融雪溝を整備中（令和3年度に一部暫定供用開始）
- ・ 篠田地区において、令和3年度に流・融雪溝整備工事着手

(2) 整備状況（青森地区）

整備状況	地区数	地区名称
整備済	6地区	奥野、大野、野内、本泉、桜川、筒井
整備中	2地区	佃、篠田
未整備	6地区	三内、三内稲元、沖館、妙見、原別、浅虫
その他	1地区	油川（一部整備済）



【融雪歩道】

積雪・凍結を解消し、冬期の安全で快適な歩行者空間を確保するため、市中心部などで融雪歩道（ロードヒーティング）の整備を計画的に進めています。

融雪歩道の整備にあたっては、地球環境や維持管理費を考慮し、海水熱や地中熱など未利用エネルギーを活用した融雪方式の採用に努めています。

<整備前>



<整備後>



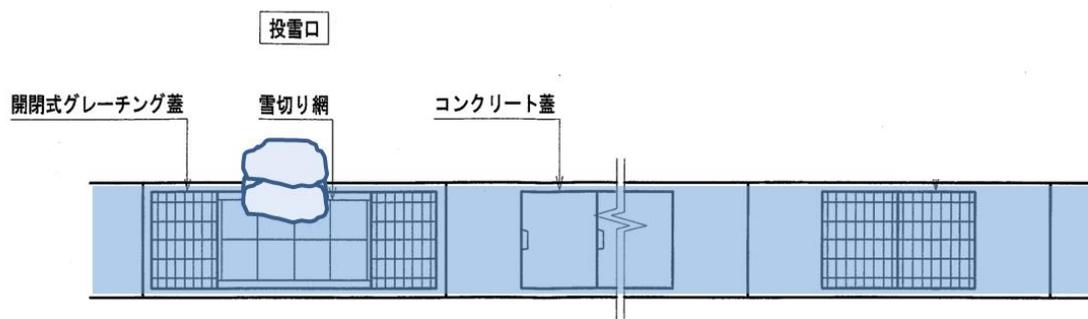
	流雪溝	融雪溝	融流雪溝
水源	河川水、海水	温泉排湯	河川水、海水
特徴	流水の運動エネルギーで押し流す	熱エネルギーで融かす。温度高	熱エネルギーで融かす。温度低
メリット	雪を入れるだけで、下流に流れるため投雪の容量が多い	熱が高いため、融けやすい	<ul style="list-style-type: none"> 必要水量が流雪溝に比べ少量 広範囲の整備が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 大量の水量が必要 整備範囲が狭い 閉塞時の被害が大 	水量が少ない	<ul style="list-style-type: none"> 融けるのに時間がかかる 投雪の容量が少ない



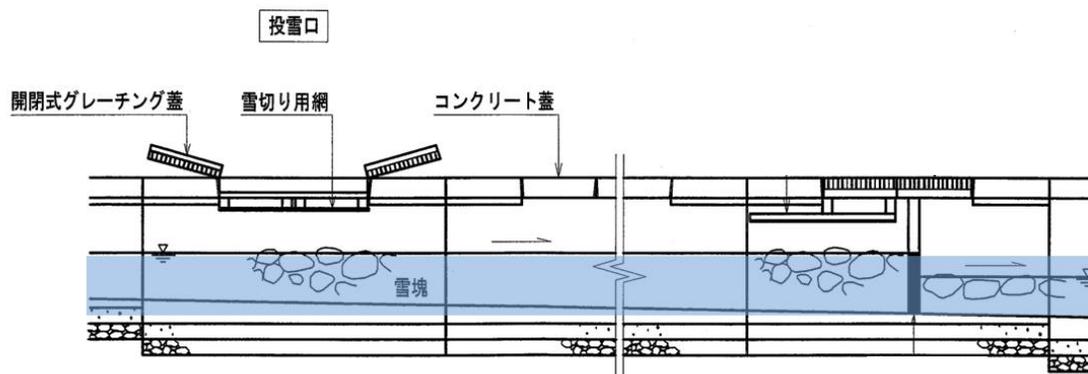
【特徴】

- ▶ 常に水が勢い良く流れているところに雪を入れることとなりますので、そのまま下流に流れていきます。
- ▶ 大量の水が必要であることと、曲がりが多いと詰まりやすく、溢れた場合被害が大きいという欠点があります。

平面図



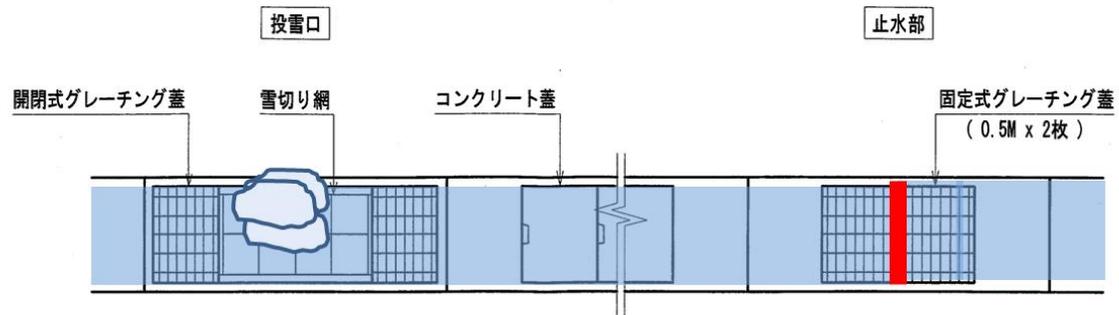
縦断図



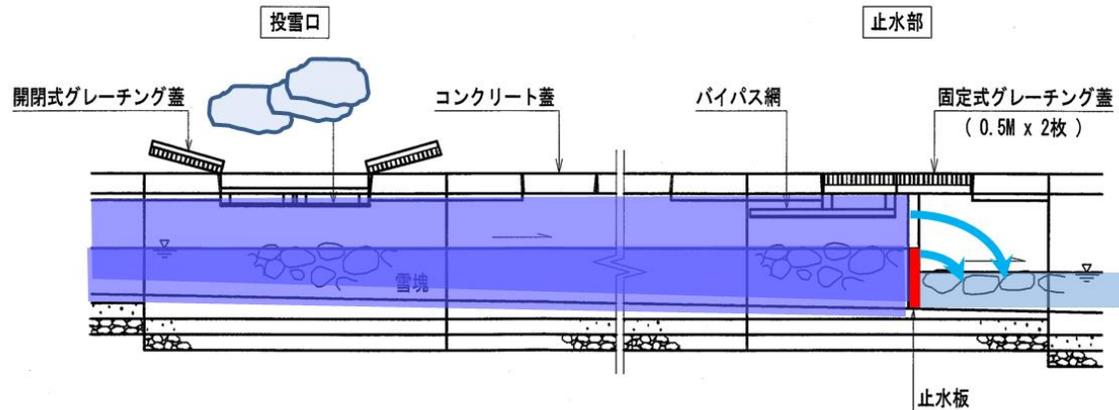
【特徴】

- ▷ 水は勢いよく流れておらず、赤線の箇所に止水板を設置し、溜まった水の中に雪を入れて、時間をかけて融かします
- ▷ 融けた水が止水板の高さを越えると、下流へと流れていくといった、水がゆっくり入れ替わる水槽のような構造
- ▷ 川の水温が3°Cの時に、1回の投雪につき約8時間かけて融かす設計

平面図



縦断図



【流・融雪溝の意義】

- ▷ 除雪による寄せ雪処理、道路幅員の確保など機械除雪を補完する効果的な克雪施設
- ▷ 行政が整備し、地域住民が管理運営する行政と市民が一体(協働)で取り組む雪対策施設

【青森地区の整備条件】

- ① 十分な水源が確保できること
- ② 流末が確保できること
- ③ 地域が自主的に管理組合等を設立し、整備後の管理・運営(費用負担を含む)を行うこと

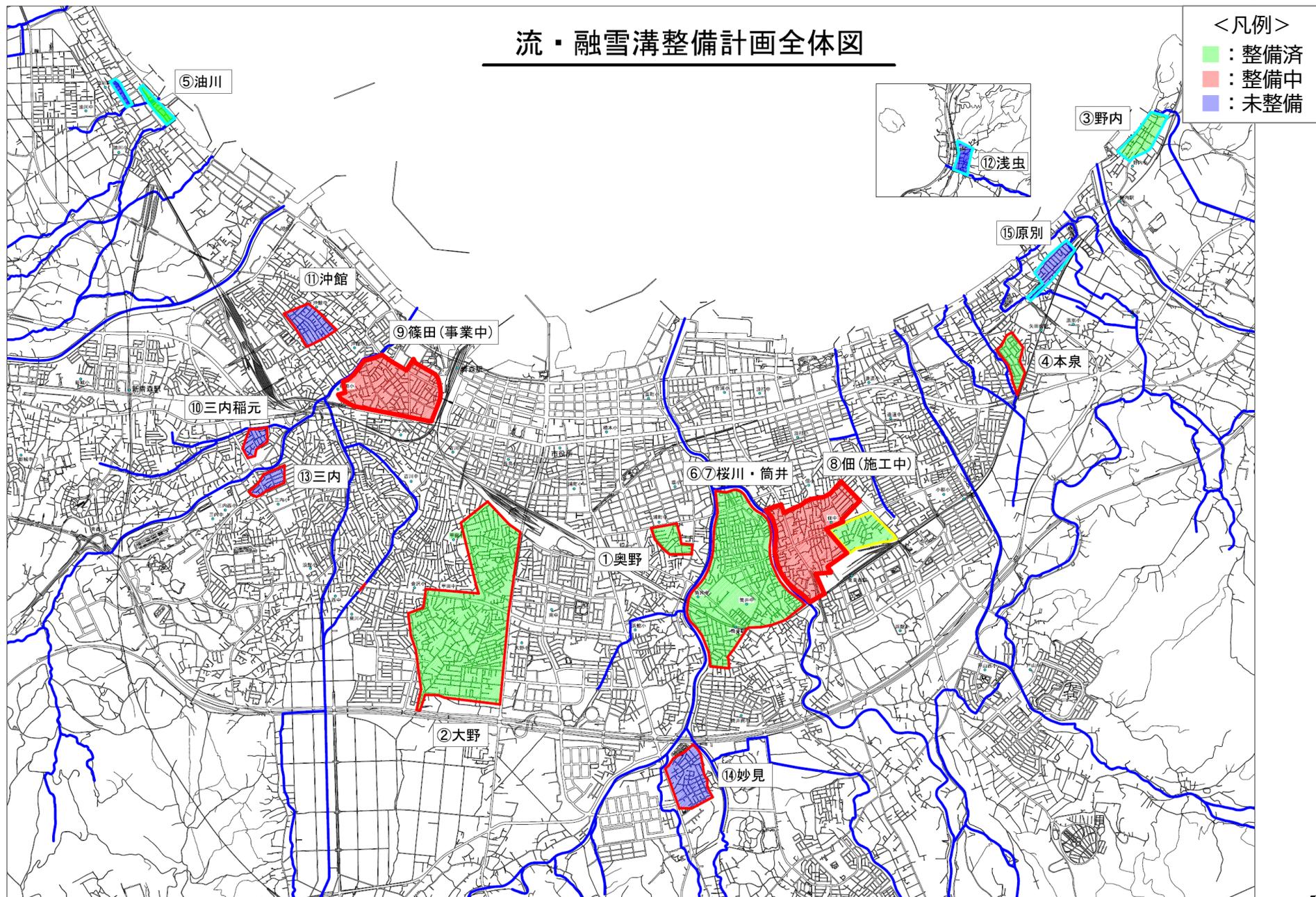
【青森地区の整備状況】

- ▷ 整備済 6地区(奥野、大野、野内、本泉、桜川、筒井)
- ▷ 整備中 2地区(佃、篠田)
- ▷ 未整備 6地区(三内、三内稻元、沖館、妙見、原別、浅虫)
- ▷ その他 1地区(油川 一部整備済み)

※ 今後の整備地区の選定については、再度整備条件を検証したうえで選定する必要があります。



道路脇に盛られた雪を、市民の協力により処理
⇒ 安全・安心な生活空間の確保が可能



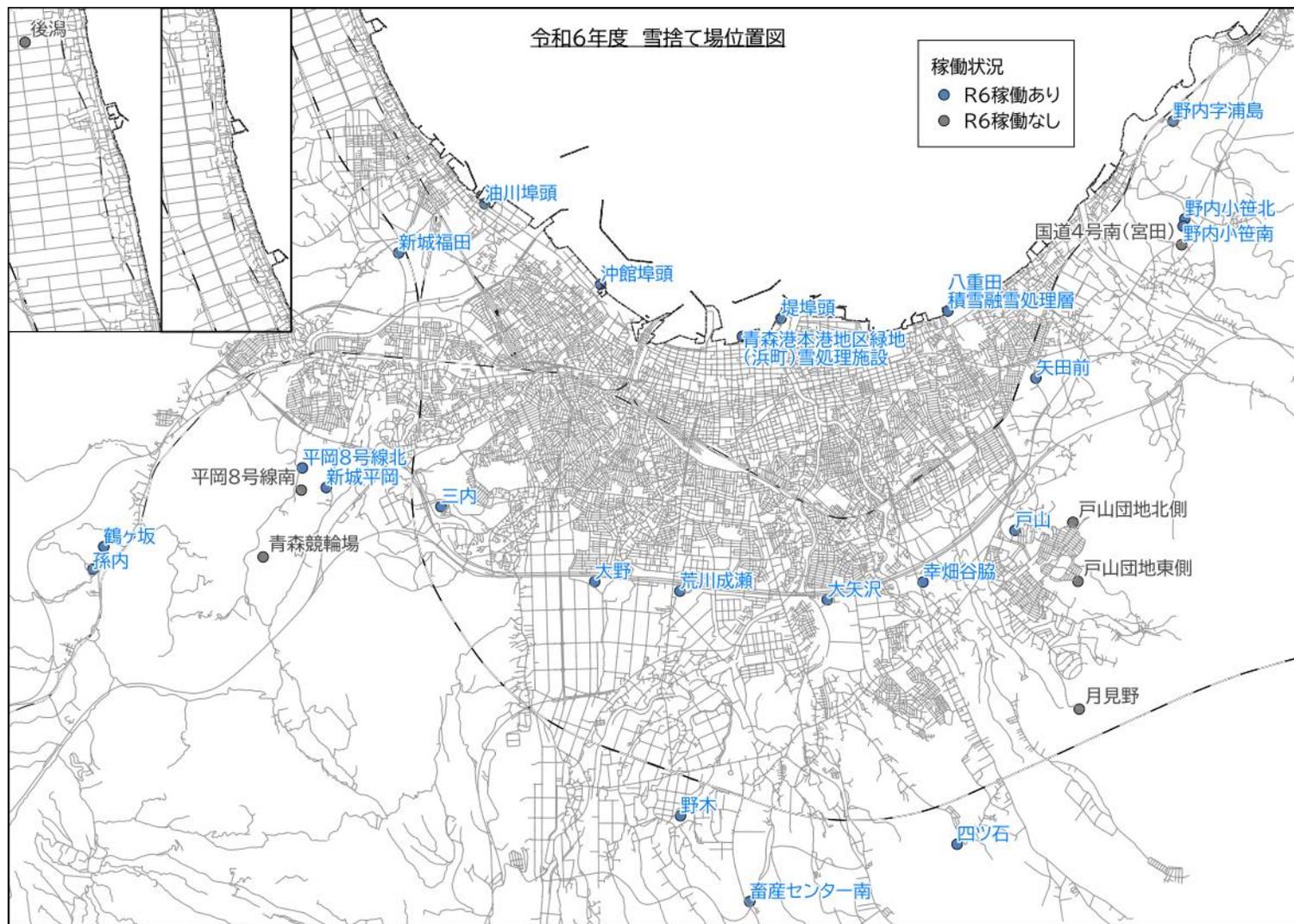
本市の雪対策：本部体制（令和6年度）

2.1.収集される事象(intelligence)

	除排雪対策本部	豪雪対策本部	豪雪災害対策本部	
本部長	横山副市長	横山副市長	市長	
副本部長	都市整備部長、都市整備部理事、都市整備部次長 浪岡振興部長、浪岡振興部次長	都市整備部長、都市整備部理事、都市整備部次長 浪岡振興部長、浪岡振興部次長	赤坂副市長、横山副市長 危機管理監、都市整備部長、都市整備部理事 浪岡振興部長、除排雪対策監、浪岡振興部次長	
事務局	道路維持課	道路維持課	危機管理課	
取組	<ul style="list-style-type: none"> ○総務班(窓口・調整班) 本部の庶務を担当する。 「雪に関する市民相談窓口」を設置し、市民からの雪に関する要望・相談を受け、各所管課等へ伝達する。 ○計画班 除排雪全体の指令や、その他事業者への指示等を行い、除排雪を総括する。 ○パトロール班(12班) 道路状況の把握と市民からの相談に対応する。 ○市民生活の安定確保 <ul style="list-style-type: none"> ▷市民の雪寄せ場の確保(公園等の公共用地) ▷屋根の雪下ろし費用助成制度の実施 ▷除雪ボランティア活動団体へのハンドガイド式小型除雪機の貸出し ▷除雪ボランティア活動団体への除雪用具の貸出しや活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務班の強化(人員配置2名追加) <ul style="list-style-type: none"> ・本部会議、議会对応、報道対応、庁内連絡等 ・「雪に関する市民相談窓口」の電話回線を増設する。 ○パトロール班の強化(2班4名追加) <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要望・相談等を担当する者の増員 ○市民生活の安定確保の強化 <ul style="list-style-type: none"> ▷福祉対策の強化 ▷ごみ、し尿収集の徹底強化 ▷相談窓口の強化(3回線⇒5回線、18:00まで⇒20:00まで) ▷生活関連注意情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> 水道・水洗便所の凍結対策 公共交通機関の運行状況 雪処理事故の防止策等 ▷市民雪寄せ場への対応強化 ▷バスダイヤの確保・停留所の安全確保 ▷災害危険箇所の監視等防災対策の強化(国・県等関係機関との連携強化) ▷空き家の屋根雪処理対応の強化 ▷防火啓発の徹底及び消防救急体制の強化等 ▷屋根の雪下ろし費用助成制度の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務班 <ul style="list-style-type: none"> ▷国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等 ○パトロール班の強化(4班8名追加) <ul style="list-style-type: none"> ▷市民からの要望・相談等を担当する者の増員 ▷市有除排雪重機等の効率的な投入、運用の指示 ○市民生活の安定確保の強化 <ul style="list-style-type: none"> ▷青森市スノーレスキュー隊の設置(屋根雪処理・歩道等の確保) ▷国、県及びその他防災関係機関との連絡調整 ▷国(国土交通省)のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣要請の検討 ▷県東青地域県民局に対する除雪応援を検討 ▷災害対策基本法に基づく自衛隊の災害派遣の要請の要求を検討 ▷建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査 ▷下水道施設の被害調査及び応急対策 ▷要配慮者の安全確保対策 ▷被災住家及び工作物等の現地確認、指導 ▷建築物等の応急危険度判定 ▷河川関係の被害調査及び応急対策 ▷融・流雪溝の被害調査及び応急対策 ▷各道路管理者との連絡及び調整 ▷災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請を検討 	
		浪岡地区に浪岡振興部長を長とする支部を置き、地域の実情に応じた除排雪作業を実施する。 浪岡振興部長が不在の場合は、浪岡振興部次長がその職務を代理する。		
		副市長が不在の場合は、都市整備部長がその職務を代理する。		
設置基準	令和6年11月1日	原則として、青森地方気象台における積雪深が100cmを超え、さらに、それ以後も降雪量・積雪深の増加が見込まれること、市全域の幹線道路の交通状況が大きく悪化しているなど、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがあると判断する場合	本部長(市長)は、青森地方気象台における積雪深が150cm以上となり、また、その後も降雪量・積雪深が増加することが予想され、道路交通のマヒなど、雪による市民生活への影響が深刻な状況となるおそれがあると判断されるときは、市長を本部長とする「青森市豪雪災害対策本部」を設置し、全庁体制での雪対策を総合的に実施するとともに、関係機関との連携の強化を図るものとする。 (青森市地域防災計画)	
解除基準	令和7年3月31日	積雪深が100cmを下まわり、それ以後の降雪状況や道路状況など、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがないと判断する場合		

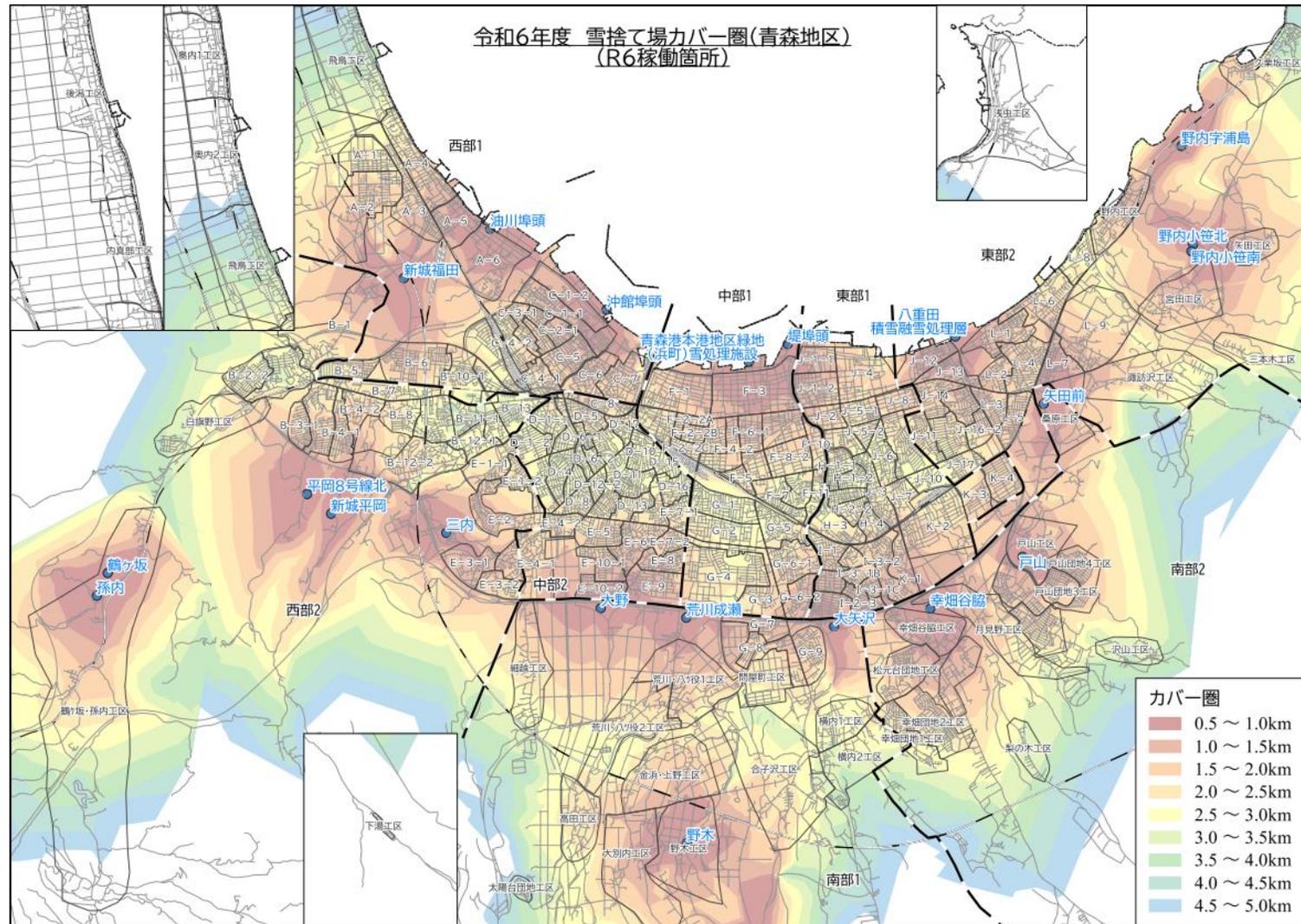
令和6年度の青森地区においては、28箇所の雪捨て場を設置するとともに、青森港本港地区緑地(浜町)雪処理施設や八重田積雪融雪処理槽の積極的な活用を図りました。

※ 洋上風力発電の基地港湾として整備予定の油川埠頭は、令和8年度まで利用可能

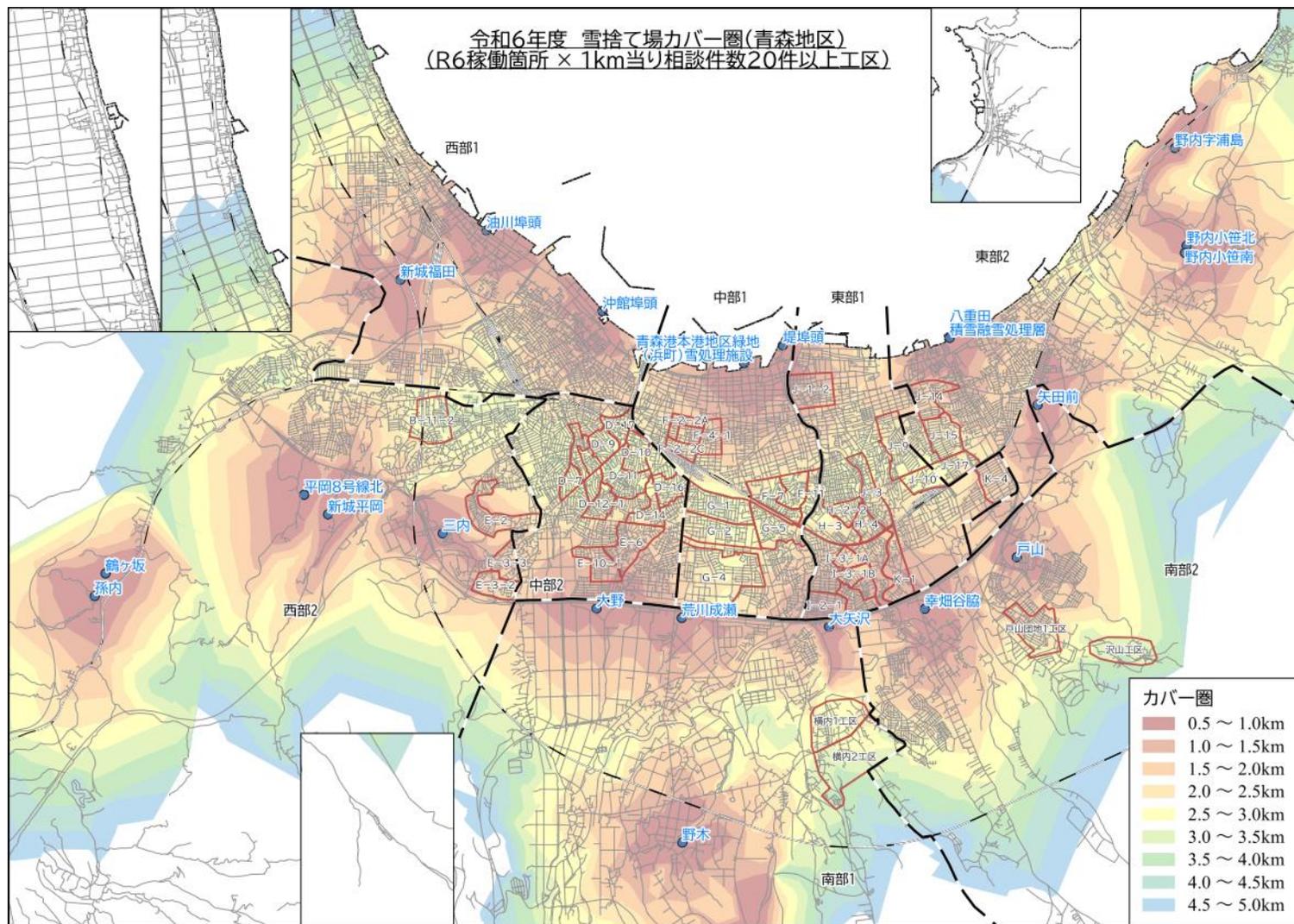


下図は、令和6年度に稼働した雪捨て場からの実距離を0.5kmピッチで着色したもので、赤 → 橙 → 黄 → 緑 → 青の順で距離が遠くなります。

市街地部では、青い森鉄道線沿線及びJR奥羽本線沿線部に薄橙～黄色の着色(2～3km圏)が連なっています。

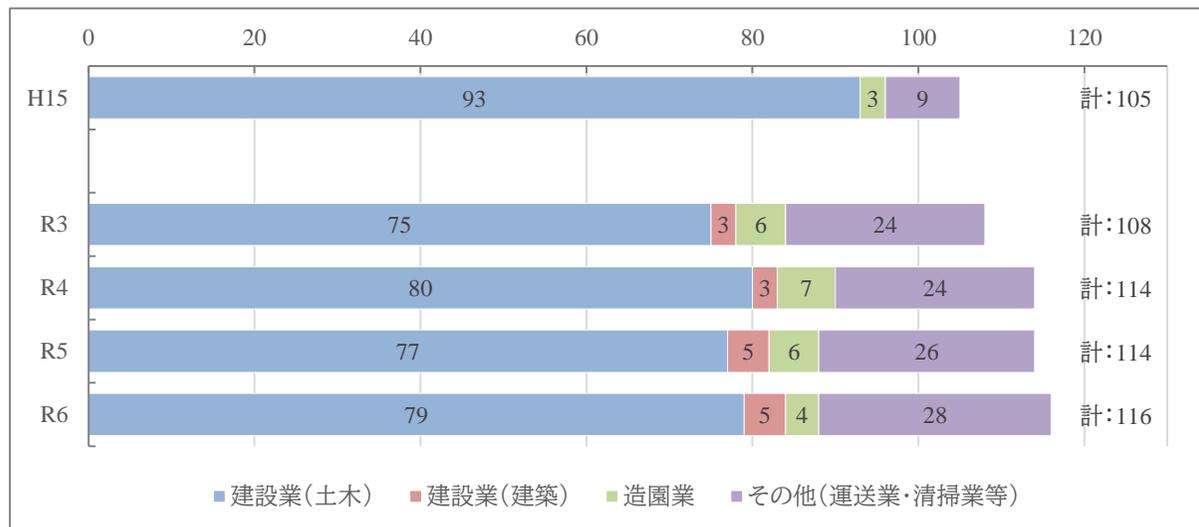


前頁のカバー圏図に、工区別1km当たり相談件数が20件以上の工区(赤枠)を重ねると下図のようになり、1km当たりの相談件数の多い工区と雪捨て場からの距離が離れている工区が概ね一致しており、雪捨て場から離れると作業が遅れる傾向にあると想定されます。



【契約業者数の推移】

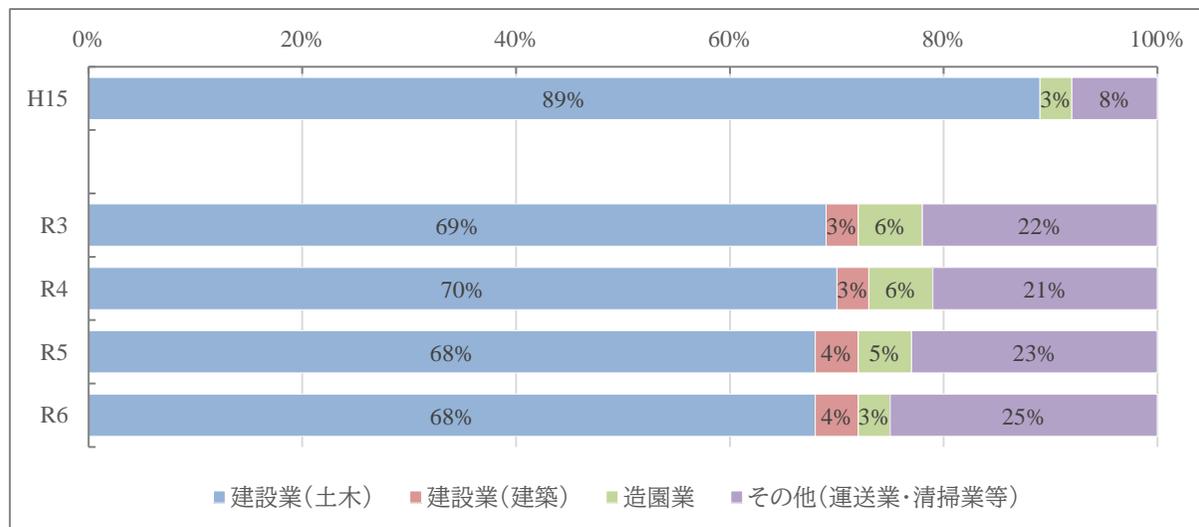
〔各年度契約実績より集計〕



本市発注の道路除排雪業務に係る契約業者数は、本市が直営除雪を終了した平成15年度は105者でしたが、その後の工区割の見直し等により、令和6年度には116者に増加しました。

【業種別契約業者構成比の推移】

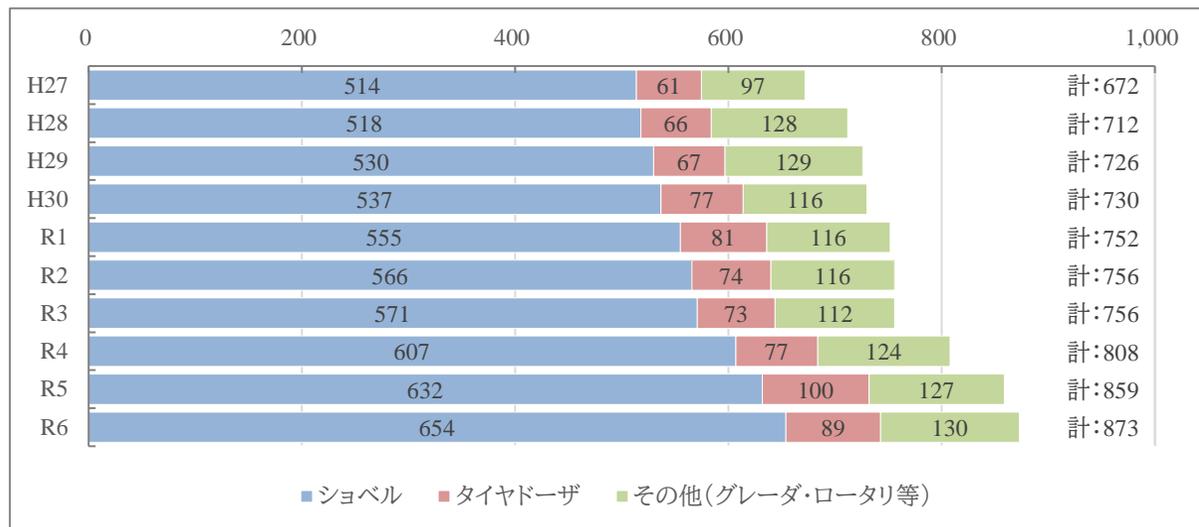
〔各年度契約実績より集計〕



本市発注の道路除排雪業務の業種別の契約業者構成比について、平成15年度は建設業及び造園業で9割以上を占めていましたが、近年は、運送業や清掃業をはじめとする建設業・造園業以外の事業者が2割以上を占めるようになりました。

【登録重機台数の推移】

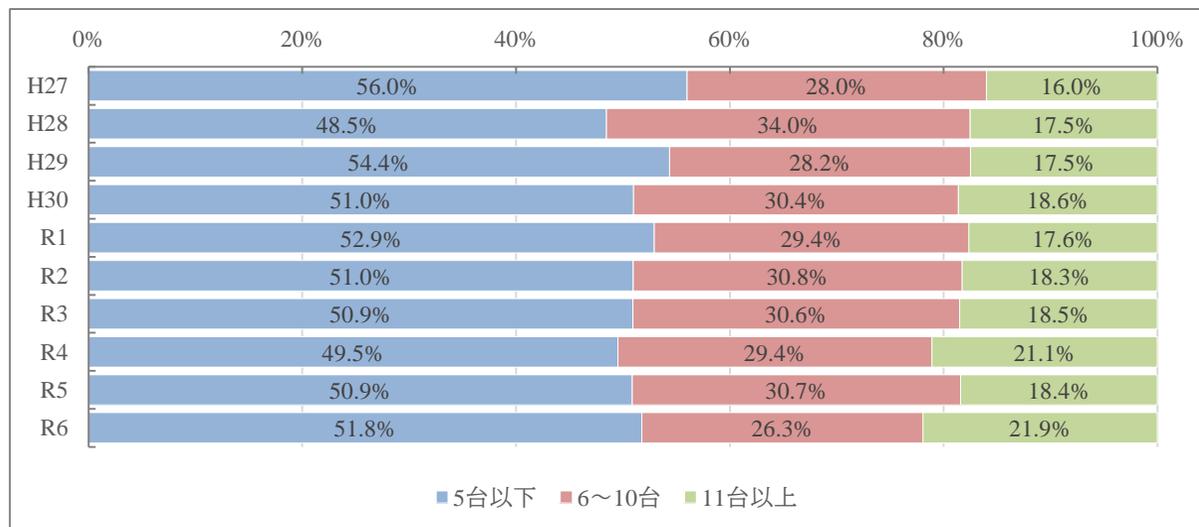
〔契約時に提出された車検証等より集計〕



本市発注の道路除排雪業務において登録された重機台数は平成27年度以降増加傾向にあり、令和6年度はショベル654台(H27比: +140台)、タイヤドーザ89台(同+28台)、その他130台(同+33台)の計873台(同+201台)でした。

【事業者ごとの登録重機台数の推移】

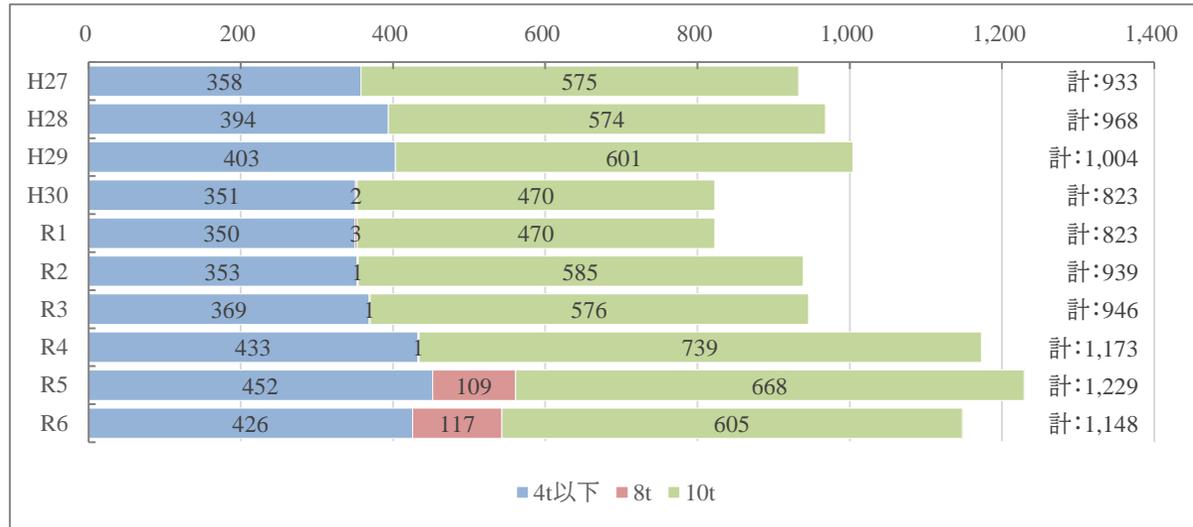
〔契約時に提出された車検証等より集計〕



事業者ごとの登録重機台数は、半数程度が5台以下ですが、11台以上の重機を確保する事業者が2割を超える程度まで増加しており、事業者による重機調達が続いていると想定されます。

【登録ダンプトラック台数の推移】

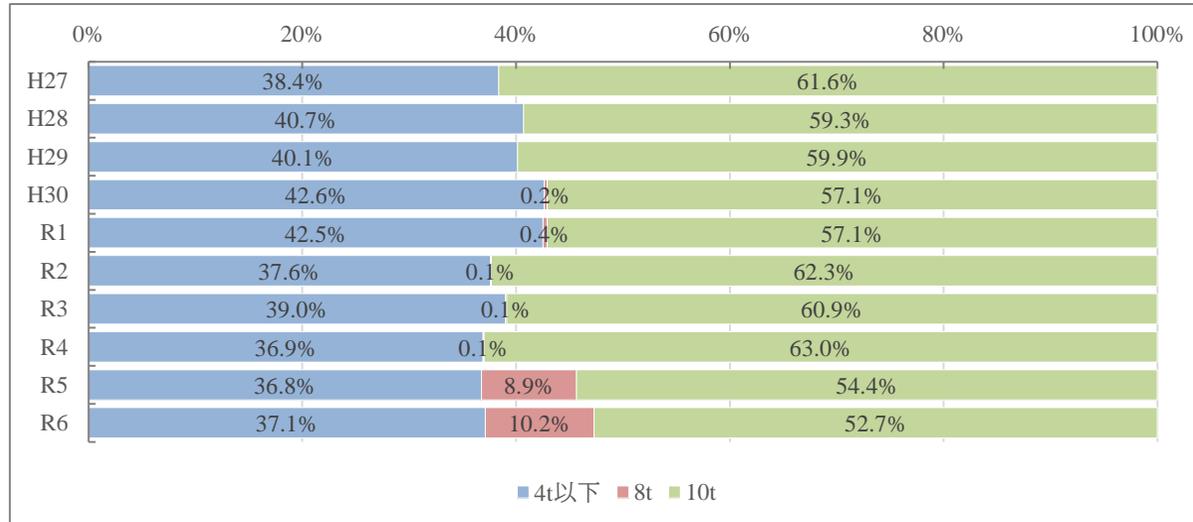
〔契約時に提出された車検証等より集計〕



本市発注の道路除排雪業務において登録されたダンプトラック台数は平成27年度以降概ね増加傾向にあり、令和6年度は4t以下426台(H27比：+68台)、8t 117台(同+117台)、10t 605台(同+30台)の計1,148台(同+215台)でした。

【登録ダンプトラック台数の構成比の推移】

〔契約時に提出された車検証等より集計〕

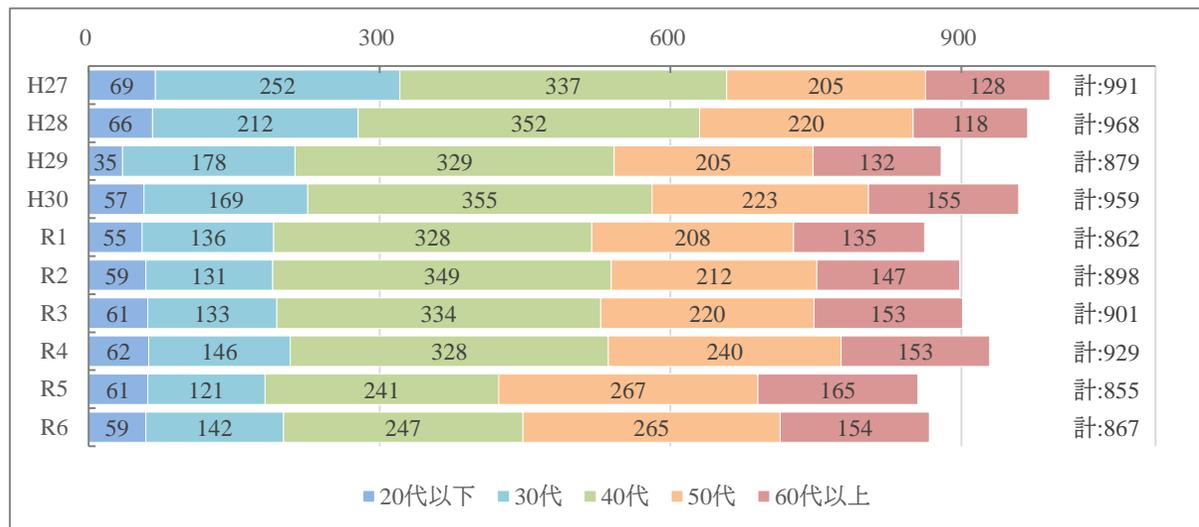


トン数ごとの構成比は、平成27年度以降4t以下は横ばい傾向です。

10tも横ばいで推移していましたが、令和5年度以降8tの登録が増加したため、その相当分減少しています。

【オペレーター数の推移】

〔事業者ヒアリングより〕

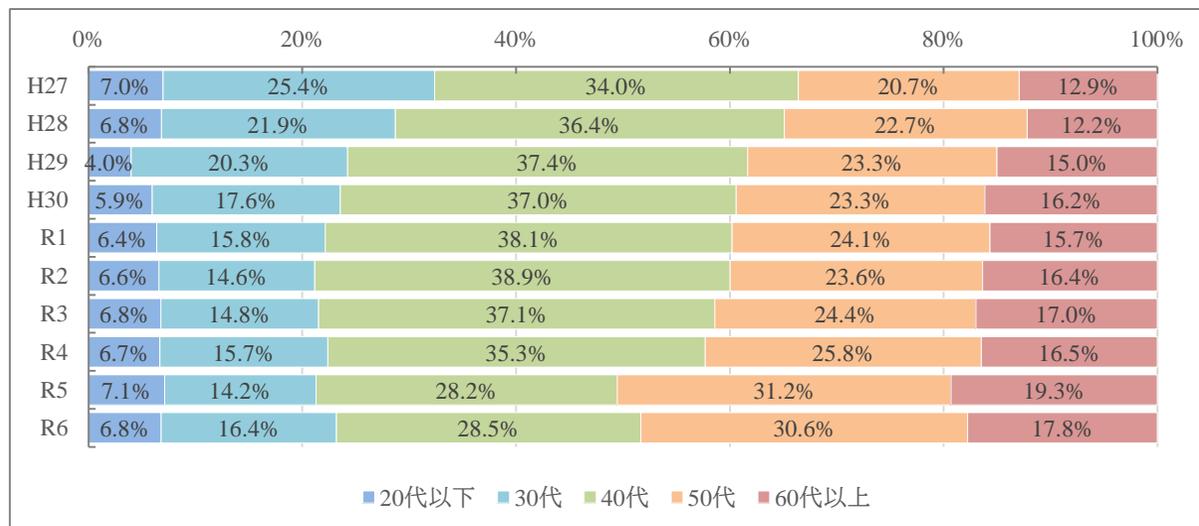


本市発注の道路除排雪業務に従事するオペレーター数は年度間の増減があるものの、概ね900人程度となっています。

令和5年度以降、40代のオペレーター数が他の年代と比較して大きく減少しています。

【オペレーターの年齢構成比の推移】

〔事業者ヒアリングより〕



オペレーターの年齢構成は、50代以上が増加傾向にあるなど高齢化が進展しています。

【受注の有無】

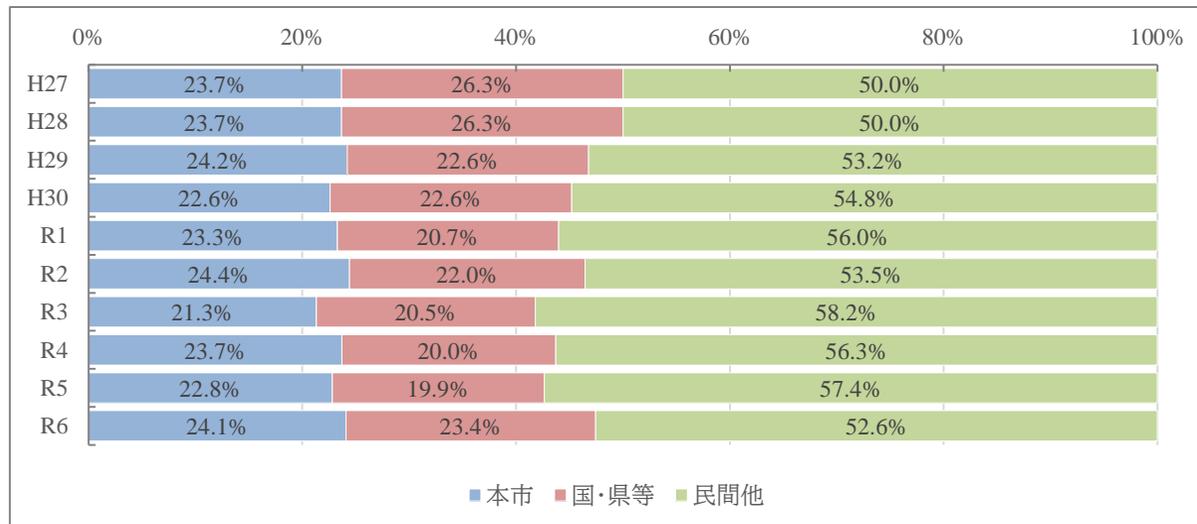
〔事業者ヒアリングより〕



各年度7割以上の事業者が、本市発注の道路除排雪業務以外の除排雪業務を受注しています。

【受注業務の内容】

〔事業者ヒアリングより〕



受注業務の内容としては、「本市の業務(学校・市有施設駐車場等)」及び「国・県・他の公共団体(国道・県道等)」がそれぞれ2割程度、「民間(会社、店舗、駐車場等)」が残りを占めています。

【考察】

- ▷ 契約事業者数の増加については、オペレーターの高齢化や交代・応援要員の不足といった人員の余力の低下が進んだことや、除排雪事業者から作業工区の分割を求める意見などがあり、工区割などの見直しを実施したことが要因の1つと想定されます。
- ▷ 建設業・造園業以外の契約事業者数の増加については、除排雪事業の担い手の多様化(間口の拡大)に寄与していると想定されます。
- ▷ 登録重機の台数とオペレーター数を見ると、平成27年度は重機登録台数の約1.5倍のオペレーター数であるのに対して、令和6年度はほぼ同数となっていることから、交代・応援要員の不足が深刻化していると想定されます。
- ▷ 業者ごとの登録重機台数は11台以上が増加傾向にあり、事業者において狭隘道路など道路事情に対応するための除排雪重機を継続して調達していると想定されます。
- ▷ 登録ダンプトラックは、4tと10tダンプが主であるものの、近年は8tダンプの登録も見られ、事業者において道路事情に応じた排雪作業を試行していると想定されます。
- ▷ 本市発注の道路除排雪業務以外の受注状況は増加傾向にあり、限られた除排雪事業者と、より効果的かつ効率的な除排雪を実施するため、作業スケジュールの組み立てなどを調整する必要があると考えます。

【概要】

今冬における除排雪対策事業に向けた参考とするため、「昨冬に除排雪業務を受託した事業者(継続事業者)」及び「除排雪部門に登録があり、市内に営業所を有する事業者(新規事業者)」を対象にヒアリング及びアンケート調査を実施。

【令和7年度調査概要】

<継続事業者>

- ▷ 対象事業者：令和6年度除排雪業務契約事業者(116社)
- ▷ 調査日程：調査票送付 令和7年5月9日(金)
ヒアリング 令和7年5月15日(木)～28日(水)

<新規事業者>

- ▷ 対象事業者：除排雪部門に登録があり、市内に営業所を有する事業者(97社)
- ▷ 調査日程：調査票送付 令和7年5月9日(金)

<調査項目>

- (1) 昨年度(令和6年度)の除排雪実施状況について
- (2) 今年度(令和7年度)の除排雪体制について
- (3) 除排雪体制の確保について
- (4) 契約方式について
- (5) 雪捨て場・雪押し場について
- (6) 寄せ雪対策・雪出し対策について
- (7) その他
- (8) 新規事業者への調査

【主な意見（昨冬の実施体制における課題）】

<ダンプトラックの確保について>

- ▶ 国道、県道の排雪時期が重なり必要台数のダンプトラックの確保が困難だった
- ▶ 昨冬は、浪岡地区や弘前方面でのダンプトラック需要が高く、必要台数の確保が困難だった
- ▶ 雪捨て場までの道路状況が悪く、自社保有のダンプトラックが故障してしまった

<他都市からのダンプトラックの応援派遣について>

- ▶ 土地勘のない場所での夜間作業となるため、作業効率の低下や物損リスクが懸念される
- ▶ 物損が生じた場合の補償方法が定められていない

<オペレーターや誘導員の確保について>

- ▶ 繁忙期に複数名がインフルエンザに罹患する等で、必要人数を確保できなかった
- ▶ 連日の深夜作業による疲労で体調を崩す者が出たが、現場を把握する代替要員を確保できなかった

<雪捨て場について>

- ▶ 国道・県道の排雪作業時や一斉出動指令時は、慢性的に渋滞が発生し、排雪作業が滞っている
- ▶ 雪捨て場までの経路の路面状況を改善すれば、安全で効率よく車両が流れるようになるのではないかと

<スクラム除雪について>

- ▶ 国道・県道の排雪作業日と、自社工区の除雪するタイミングが合えば有効に利用できる
- ▶ 日常的に作業時間が合致する必要がある

<寄せ雪軽減に向けた作業基準の見直し>

- ▶ 現状は作業スピード優先で押している
- ▶ 作業時間が限られているため、丁寧な寄せ雪処理が困難

【概要】

毎年度10月に、除排雪事業の円滑な実施に向け、除排雪事業者と市が連携を図ることを目的に開催。

【令和6年度開催内容】

- ▷ 除排雪功労者表彰式
- ▷ 令和6年度除排雪事業への対応について

青森市長、青森地区除排雪事業者代表(東青除排雪協会会長)、浪岡地区除排雪事業者代表(浪岡除雪災害防止対策協議会会長)がそれぞれ発言(挨拶)

【除排雪功労者表彰について】

<目的>

冬期間における円滑な交通の確保に寄与した優良な従事者を表彰することにより、従事者の意欲の向上を図るとともに、除排雪業務の社会的評価を高め、一層の除排雪技術の向上に資することを目的

<表彰基準>

- ・ 永年表彰：除排雪業務に20年以上従事し、他の者の模範となる個人
- ・ 奨励表彰：除排雪技術の向上及び継承、人材育成への取り組みが顕著な事業者
- ・ 優秀表彰：除排雪業務で特に優れた功績を果たした事業者

【概要】

毎年度10月に、除排雪作業実施計画の策定に向けて、町会連合会役員(正・副会長、常任理事及び地区連合町会長)と本市除排雪事業に関する意見交換を実施。

【令和6年度意見交換会資料概要】

<令和5年度の除排雪事業の報告>

- ▷ 令和5年度の新たな取組(国・県・市のスクラム除雪、交差点雪盛りの低減に向けた検証)
- ▷ 除排雪経費の推移
- ▷ 雪に関する相談件数の推移

<令和6年度の除排雪事業について>

- ▷ 令和6年度の新たな取組(雪捨て場の設置、冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業の拡充、パトロール班の再編成等)
- ▷ 工区・路線の見直し
- ▷ 除排雪延長
- ▷ 地域住民の雪捨て場利用

<その他の取組・制度等について>

- ▷ 出動基準及び出動の流れ
- ▷ 公園等の市民雪寄せ場としての活用
- ▷ 除排雪作業時の安全対策の普及啓発
- ▷ 市民雪寄せ場事業
- ▷ 高齢者世帯等の屋根の雪下ろし費用一部助成事業
- ▷ 市が進めている雪処理施設の整備状況

など

【概要】

毎年度11月に、地域情報を町会・事業者・市で共有し除排雪事業に活用するため除排雪調整会議を実施。
参集者は地区連合町会内の各町会長、当該地区内の除排雪担当事業者、本市パトロール担当職員。

【令和6年度除排雪調整会議概要】

- ▷ 町会ホットラインについて（除排雪対策本部と町会長との円滑な連絡体制構築を目的）
- ▷ 令和6年度除排雪事業について（除排雪事業に関する意見交換会資料と同様の内容）
- ▷ 町会内回覧用資料について
- ▷ 東青除排雪協会からのお知らせについて
- ▷ 市民雪捨て場の利用について

【オペレーター育成・担い手確保のための研修・表彰（毎年実施）】

(1) 除雪講習会(日本建機協会主催)受講

- ▷ 昨年度は9月25～26日に開催
- ▷ 青森市・東青除排雪協会の助成を活用し、会員14社55名が参加

(2) 除排雪オペレーター講習会(青森市主催)講師

- ▷ 昨年度は10月24日に開催
- ▷ 東青除排雪協会会員が講師として参加

(3) 除雪功労者表彰

- ▷ 青森県より功労者表彰（R6.11.8） 表彰2者：東青除排雪協会から記念品贈呈
- ▷ 青森市より永年表彰（R6.10.29） 表彰8者： //

(4) その他

- ▷ シンポジウム「ゆきみらい2025 in 上越」に会員13名が参加



【会員の作業の安全対策（毎年実施）】

(1) 作業員の必需品の配布

- ▷ 昨年度は、保温性靴下2足組500個、防寒手袋450個、保温性シャツ450個
- ▷ 配布品については会員要望を考慮し、その都度変更

<参考>

- ・ ~H27 : 安全チョッキ、誘導灯など
- ・ H28~R1 : アルコールセンサー
- ・ R2~ : 防寒手袋、ネックウォーマー、保温性シャツ

(2) 労働災害防止対策研修会（毎年7月・11月）

- ▷ 労働基準監督署講師により、具体の災害事例・予防策も含め詳細に説明
- ▷ 特に11月研修会は、冬期間の作業員(特に除雪作業員)の安全対策も含めた内容
- ▷ 主催は建設業協会又は建災防協会であるが、当協会のほとんどが参加

【関係者との連携会議・意見交換会】

関係者が連携し、安定的な除雪体制を確保するため意見交換を実施

- ▷ 8月下旬 青森市と協会役員との意見交換会
市からの昨年度実施状況報告の後、課題を意見交換
- ▷ 10月下旬 青森市除排雪業者 連携協力会・表彰式
国・県・市 合同除雪機械出動式・安全祈願祭
- ▷ 11月上旬 国県市 意見交換会(懇談会)
関係者が一堂に会して情報提供し 課題を意見交換

【概要】

青森市社会福祉協議会では、より多くの市民のみなさんが気軽にボランティア活動に参加できるように青森市ボランティアセンターを開設しています。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい方とボランティア活動をして欲しい方をつなぐ橋渡しをおこなっています。また、ボランティア・市民活動を広く推進するため様々な取り組みを行っています。

【ボランティアセンターの役割】

- ▷ ボランティアに関する情報の収集・提供
- ▷ ボランティアに関する相談・登録・紹介
- ▷ ボランティアに関する広報・啓発活動
- ▷ ボランティアに対する支援活動
- ▷ ボランティア団体、支援機関とのネットワーク構築の推進

【利用案内】

登録団体・個人に対し、打合せ会や個人ボランティアの方々が交流できるスペースとして、しあわせプラザ1階 ボランティアセンターを無料で提供しています。

また、資料作成やインターネット検索、体験ボランティアの申し込みができるパソコンを設置しています。



(1) 青森市ボランティア活動推進協議会の設置

(2) ボランティア基金

(3) ふくしねぶた

(4) 屋根の雪下ろし奉仕活動

”豪雪の街、青森市“に住んでいる私達の冬の生活は大変厳しいものであり、特にひとり暮らしの高齢者、障がい者や母子家庭の方々にとって屋根の雪下ろしは大変困難な作業です。

このような方々の支障を軽減し、快適に過ごして欲しいという願いから在宅福祉サービスの一環として積雪量1m以上になった際、ボランティア団体の協力を得て、実施しています。

(5) ボランティア活動助成事業

(6) 福祉の雪対策事業

高齢者及び障がい者等の冬期間における除排雪(間口除雪・屋根の雪下ろし)を通じて、当該世帯の在宅生活の安定を図るとともに、ボランティアの育成とボランティアに参加しやすい環境づくりを推進し、地域社会を基盤とした住民参加型福祉の活性化を図ることを目的として実施しています。

(7) ボランティア育成

(8) ボランティアアドバイザー育成

(9) 体験ボランティア

(10) ボランティア活動推進校事業

小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒を対象にして、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での具体的な体験活動を通して、思いやりのこころを育み、お互いに連帯し助け合う力を養い、家庭や地域社会への啓発を図ることを目的として実施しています。

(11) 収集ボランティア活動

積雪が1mを超えた場合に、下表の要件を満たす自力で除雪することが困難な世帯に対し、ボランティアによる屋根の雪下ろしを行う「屋根の雪下ろし活動」を実施しています。

世帯	<p>下記のいずれかに該当する世帯が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯 ・ 身体障がい者(1・2級、3級は視覚・内部障がいに限る)の方のみの世帯 ・ 子どもが18歳未満の母子世帯
その他	<p>下記の全てに該当する世帯が対象。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己所有の一戸建てに居住していること ・ 市内に雪処理可能な親族(3親等以内)が居住していないこと ・ 雪捨場が確保されていること ・ 世帯の収入が月12万円未満であること
令和6年度実績 ()内は令和5年度実績	活動件数 9件(0件)

屋根の雪下ろし奉仕活動実施回数は、平成25年度以降減少しており、近年では年間数件で推移しています。

【令和7年1月13日 屋根の雪下ろし奉仕活動】

市社協職員、町会役員で2件屋根の雪下ろし奉仕活動を実施しました。



【令和7年1月19日 屋根の雪下ろし、家の周りの除雪活動】

青森県土地家屋調査士会青森支部様と個人ボランティアさんのご協力で高齢者世帯の屋根の雪下ろし、家の周りの除雪活動を実施しました。



【令和7年1月25日 除雪奉仕活動】

ボランティア推進校として活動している青森市立浦町中学校の生徒さんの皆さんと個人ボランティアさん、毎年活動していただいているボランティア団体AMEんVO様、三菱電機ビルソリューションズ様による除雪奉仕活動を実施しました。

この日は、勝田奥野地区社会福祉協議会の対象3件の除雪奉仕活動が行われ、参加いただいた除雪ボランティアの皆さまのご協力により無事に終了しました。

**【令和7年1月29日 高齢者世帯除雪奉仕活動】**

青森市立新城中学校の生徒さんによる高齢者世帯除雪奉仕活動を実施しました。高齢者の方にとって大変な作業となる家の周りの雪を崩し、除雪しました。重い雪も若い力で軽快に運んでいました。



【令和7年2月2日 除雪奉仕活動】

青森市立佃中学校の生徒さんと株式会社プロクリアホールディングス野球部の皆さま、個人ボランティアの方による除雪奉仕活動が実施されました。今回は、学区となる佃地区社会福祉協議会と浜館地区社会福祉協議会の対象高齢者世帯5件の除雪活動が行われました。



2.2.発信される事象(information)

【概要】

- ▷ 本市及び東青除排雪協会による雪対策に関する広報活動実施状況について整理します。

本市では毎年度、持続可能な雪対策の推進と市民・事業者とのパートナーシップによる冬期生活環境の充実に向けた広報リーフレットの作成・配布を行っています。

パートナーシップで 除排雪

令和6年度版

市民の皆さんへ 除雪には皆さんのご協力が必要です

- 融下程度の寄せ雪の処理にご協力を！
- 深夜の除雪作業にご理解を！
- ゴミ出しは決められた日時と場所を守って！
- 河川への雪捨ては洪水の危険性が！
- 乗り入れの鉄板などを取り外して！
- 作業中の除雪車には近づかないで！

青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

以下の行為は **条例違反**です!!

- 路上駐車を、「自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一条」により禁止されています。
- 道路への出し雪は、「道路法第四十三条」及び「道路交通法第七十六条」により禁止されています。

路上駐車

たった1台の路上駐車で除雪ができなくなります。

敷地内の出し雪

敷地内の雪は道路には出さないで下さい。
市道法や道路交通法等の禁止行為に当たり、罰せられる場合があります。

救急・消防・他の交通の妨げになります!

- 建物をたてるときは、道路、河川、隣地へ配慮する
- 河川や水路への流水に支障を与えない

除排雪作業に支障が生じると認めるとは又はそのおそれがあると認めるときは、原因となる行為をした者に対し、罰金をすることがあります。

※流・融雪溝をお使いの皆様へ

投雪する際は、融けず凍等に雪を積るほか、気温が著しく低い時は、ご利用を中止するようご協力ください。

投雪作業に入る前に、投雪口のそばに作業中とわかる目印を置き、作業が終わったら必ず取除してください。

流・融雪溝の裏は、きちんと開放しましょう! 中途半端な閉鎖は歩行者がつかまってしまう危険があります。また、裏の破損、融雪の妨げの原因になります!

～持続可能な雪対策の推進と市民・事業者とのパートナーシップによる冬期生活環境の充実に向けて～

青森市除排雪対策本部
青森市都市整備部道路維持課・浪岡振興部都市整備課

除雪作業、屋根の雪下ろしにご注意を!

降雪による人的被害のほとんどが除雪作業による事故が原因です。特に、一人での屋根の雪下ろし作業は大変危険です。事故防止のための10箇条を心がけ、安全な作業を行いましょう。

※また、市HPでは屋根の雪下ろしに関する安全対策パンフレット「雪下ろし除雪作業の安全ガイド」を公開しておりますので、ご参照ください。

- 作業は家族、とり近所にも声をかけて2人以上で!
- 作業でも命綱とヘルメットを!
- 低い屋根でも油断は禁物!
- はしこの固定を忘れずに!
- 雑物のまわりに雪を落して雪下ろし!
- 命綱、除雪機など道具はこまめに手入れ・点検を!
- 作業開始直後と使れたころは特に慎重に!
- 除雪機の雪詰まりの取り除きはエンジン切ってから!
- 晴れの日はどま注意、屋根の雪がゆるんで!
- 作業のときには携帯電話を持っていく!

除雪ボランティア活動団体に対する支援を行います

除雪安全用具の貸出し開始します

対象：除雪ボランティア活動団体、町会、個人

貸出し用具：右記除雪安全用具の貸出し(原則5日以内)を実施しております。詳細は市役所道路維持課までご連絡ください。用具返却の際は、作業前後の写真をご提供いただくようお願いいたします。

期間：令和6年12月2日(月)から貸出期間最大5日間(土日祝日除く)
※土日祝日に使用する場合は、月～金(祝日を除く)にご相談ください。

問合せ：道路維持課(電話 017-752-8398)

学校・公園等への雪寄せ

一部の学校の校庭や公園等を市民の雪寄せ場として開放します。雪を寄せる際は、ルールを守って安全に利用しましょう。

遊具の破損防止のため、遊具付近には雪を寄せかかない。樹木からの落雪の危険があるため、雪隠付近には近づかない。

公園内施設の破損防止のため、除雪機械やトラックで進入しない。スノーダンやソリなど、人の力での利用に限る。

危険な遊びはしない・させない!

- 隣家からの落雪や雪山遊びでの感電事故に注意し、雪山から道路への飛び出しなどはしないようにしてください。
- 雪解け時期は、遊具周辺は雪が溶けやすいので注意してください。
- 雪寄せ場として利用した公園等は、雪解け後、地域で清掃にご協力ください。

ルールが守られない場合は、雪寄せ場としてご利用いただけなくなる場合があります。また、原則、学校の校庭内・公園等の排雪はできません。雪寄せ場として利用した公園等は、春先からの利用ができない場合があります。

雪を寄せる時間・場所等について、あらかじめお問い合わせの上、ご利用ください。

問合せ：公園等/公園河川課(電話 017-752-8342) 学校/各小・中学校

【特に協力頂きたい6項目】

- ▷ 膝下程度の寄せ雪の処理にご協力を！
- ▷ 深夜の除雪作業にご理解を！
- ▷ ゴミ出しは決められた日時と場所を守って！
- ▷ 河川への雪捨ては洪水の危険性が！
- ▷ 乗り入れの鉄板などを取り外して！
- ▷ 作業中の除雪車には近づかないで！

【青森市市民とともに進める雪処理に関する条例 遵守事項等(第5条)・勧告(第6条)】

以下のことが守られない悪質な場合には、勧告を行うこととしています。

<路上駐車>



自動車の保管場所の確保等に関する法律
第11条 違反

<敷地内の出し雪>



道路法 第43条 違反 ※1年以上の拘禁刑又は50万円以下の罰金
道路交通法 第76条 違反 ※5万円以下の罰金



除排雪事業者からは「路上駐車や敷地内からの出し雪をされると、作業効率が低下してしまう。」などの意見あり。

【住民の理解と協力を得るための広報活動】

(1) イラスト入りチラシ回覧 (R3~)

- ▶ テーマ：みなさんの思いやりと協力で暮らしやすい雪国にしましょう
- ▶ 裏面：Q&A掲載（青森市HP「除排雪に関してよくあるご質問」より）
→ R5より、除排雪の具体的な作業について、市民によく理解して頂くため裏面に掲載
- ▶ 東青5市町村の全537町会に1万枚配布（うち青森地区371町会に8,500枚、浪岡地区に770枚配布）
→ 町会回覧用として活用。電話問合せ等の反応あり。今後も継続予定

<参考>

- ・ H24~H27：反射板安全ベストを5市町村538町会に各4枚、4年間で計2,172枚贈呈
- ・ H28~R5：12月中旬に新聞広告掲載

(2) その他

- ▶ 協会広報シールを作成し、除雪出動式等で活用
R7より防寒服にシール貼付
- ▶ (公社)雪センター機関誌への寄稿
 - ・ 豪雪地域の今冬少雪時における除雪体制確保について (R2.6)
 - ・ 安定的・持続的な除雪体制づくりについて (R4.12)



あおもり町連だより第195号より

2.3.蓄積される事象(data)

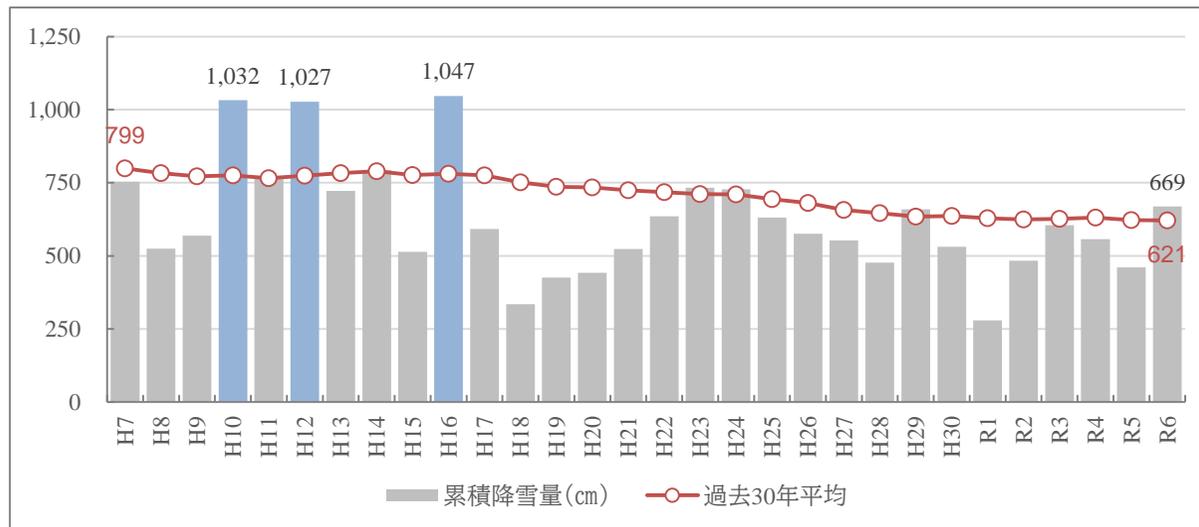
【概要：気象関係】

- ▷ 気象庁観測データを基に、降雪や積雪の変化傾向を整理します。
雪水比により雪質の変化傾向を整理します。
- ▷ 気象庁観測データ及び本市に寄せられた雪に関する市民相談件数を用いて、各年度の12月～2月における降雪・積雪状況と要望件数の推移に関する関係性を整理し、年度間で状況を比較します。
なお、比較対象年度は、本市豪雪災害対策本部が設置された令和2年度・令和3年度・令和6年度とします。

【概要：雪に関する市民相談関係】

- ▷ 雪に関する市民相談の受付体制について整理します。
- ▷ 令和6年度の雪に関する市民相談受付状況について整理します。
- ▷ 令和6年度に雪に関する市民相談受付業務に従事した職員からのヒアリング結果について整理します。

【累積降雪量】

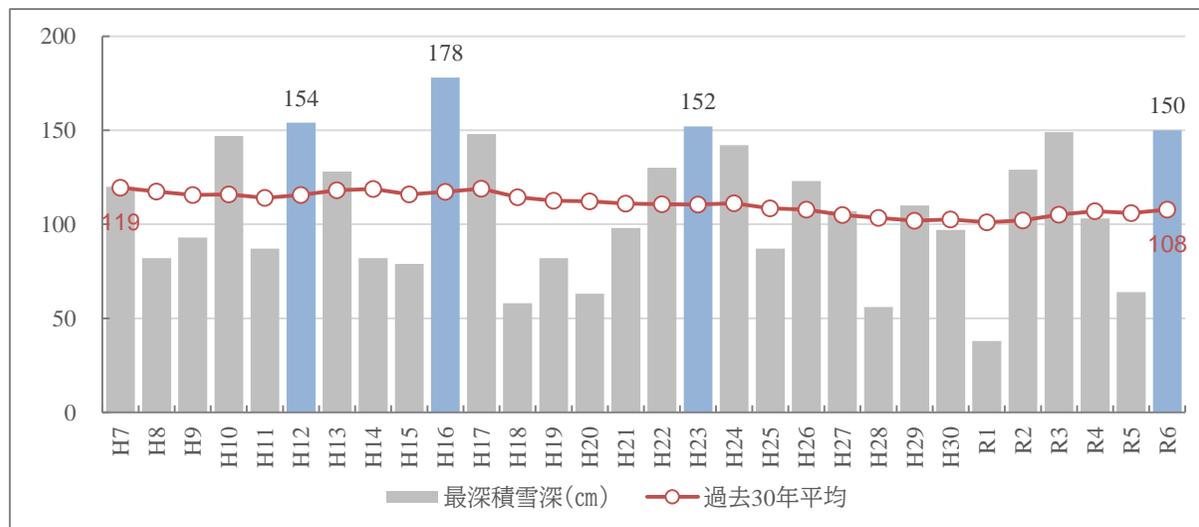


本市の累計降雪量の過去30年平均は、平成7年度は799cmでしたが、令和6年度には621cmに減少しています。

また、累積降雪量が1,000cmを超えた回数は、平成7～16年度は3回でしたが、これ以降は0回でした。

※ 平成17年10月以降降雪量の観測方法が、雪板(1日3回観測)から積雪計(1日24回観測)に変更されました。

【最深積雪深】

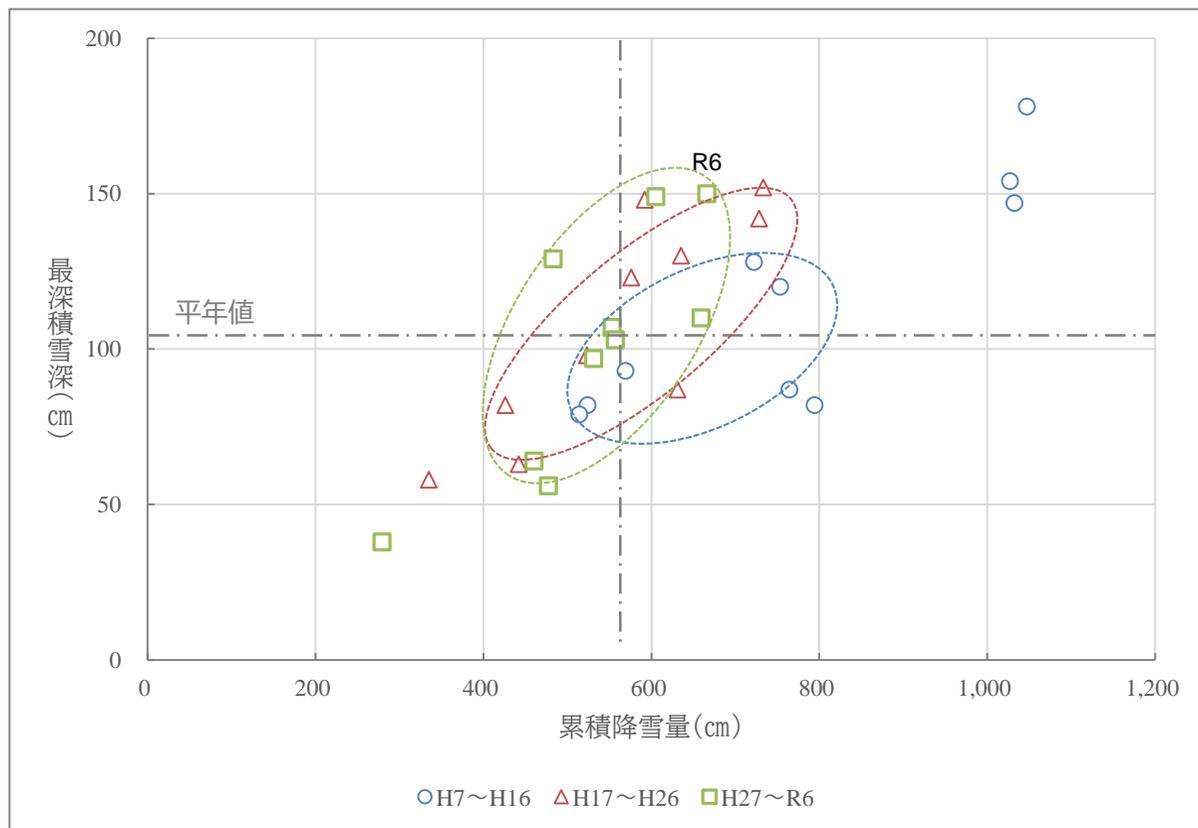


本市の最深積雪深の過去30年平均は、平成7年度は119cmでしたが、令和6年度には108cmに減少しています。

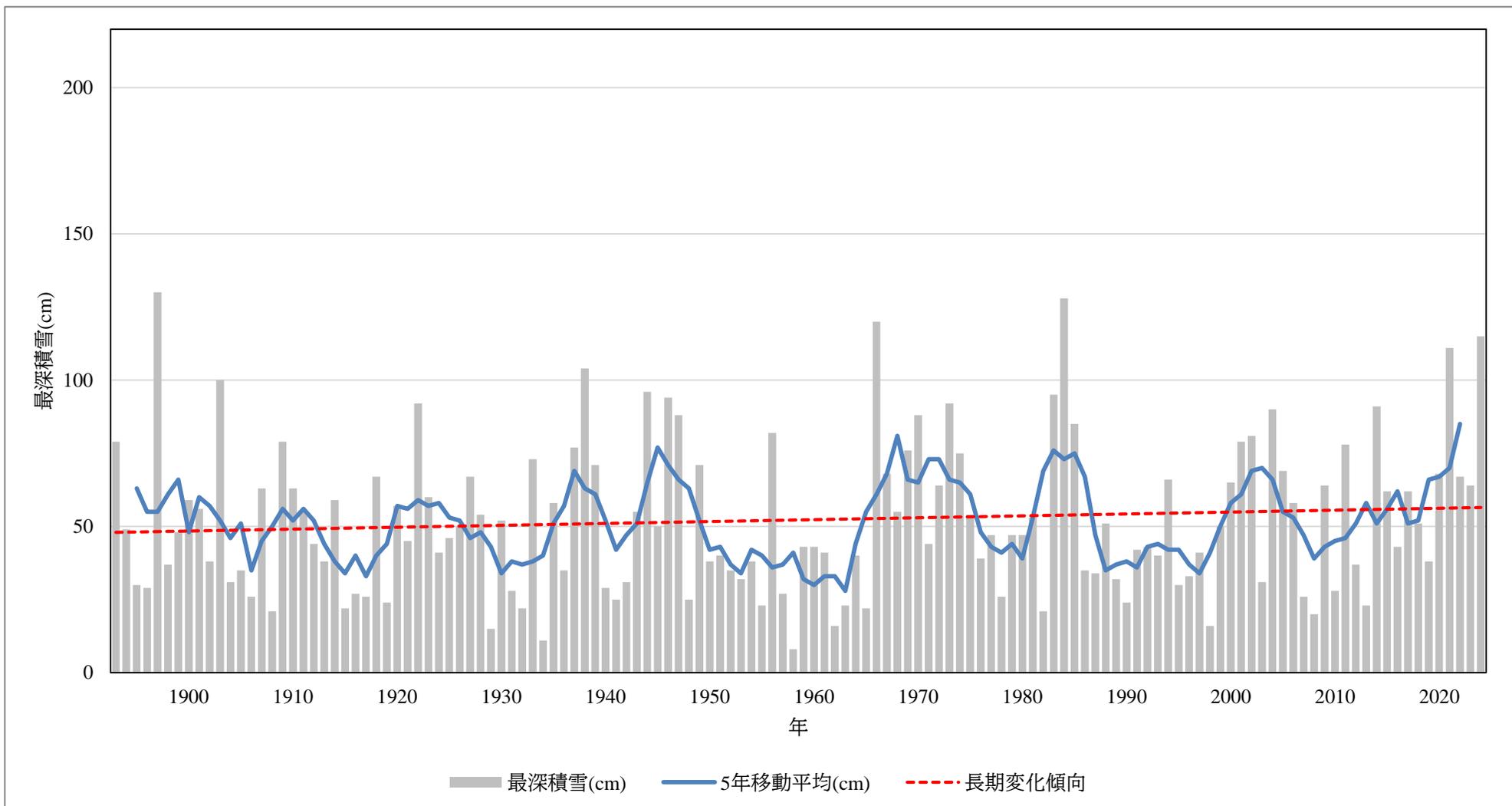
また、最深積雪深が豪雪災害対策本部設置基準の1つである150cmを超えた回数は、平成7～16年度は2回、平成17～26年度及び平成27～令和6年度は1回でした。

平成7～令和6年度の累積降雪量は、概ね400～800cm(平年値:567cm)の範囲に分布しています。

また、平成27～令和6年度における最深積雪深が、これ以前の20年間と比較して高い傾向にあるものの、累積降雪量については大きな変化が見られないことから、比較的短期間に集中して大量の降雪が生じる傾向に変化していると見込まれます。

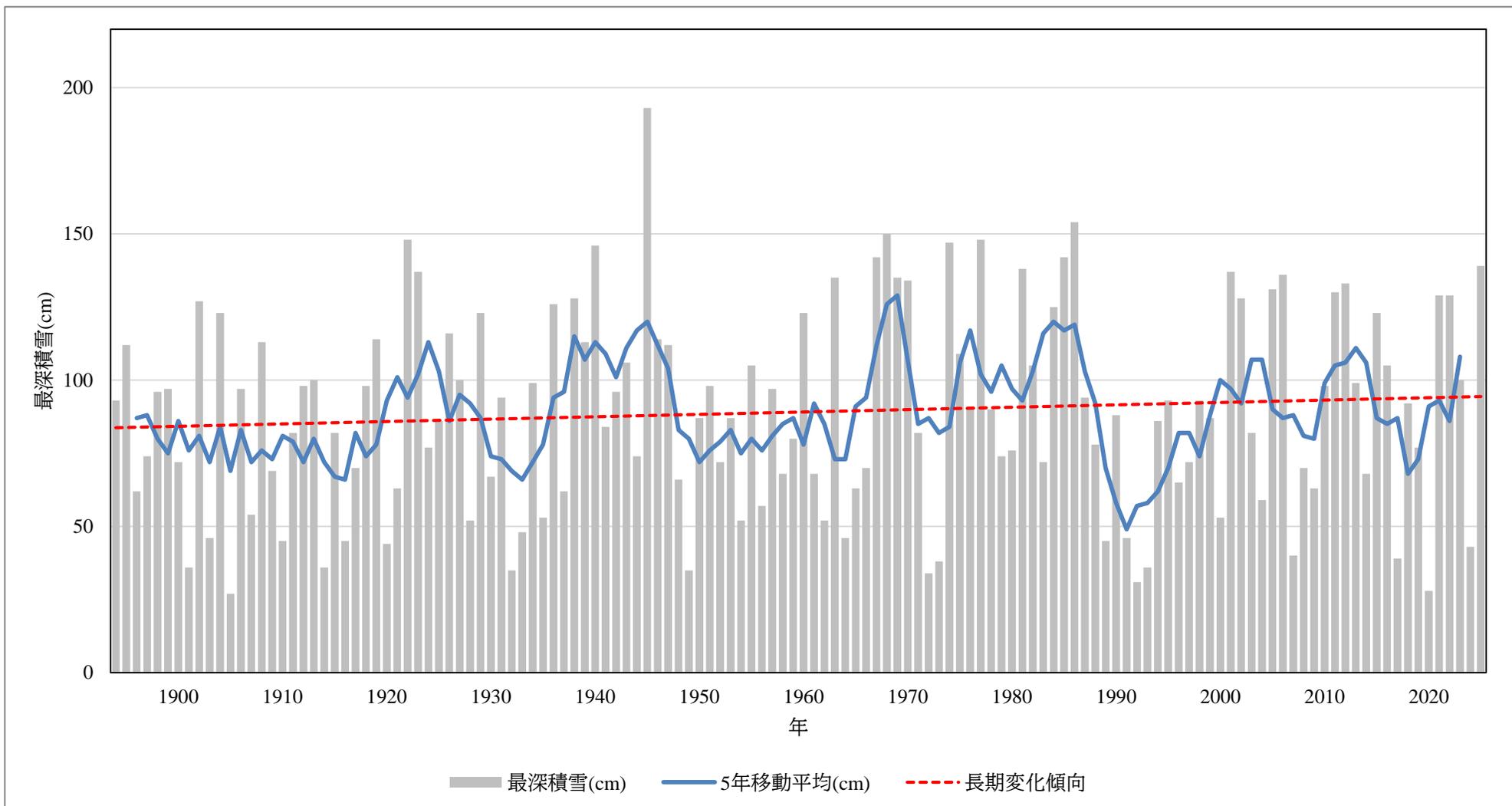


- ▷ 2024年12月の最深積雪深は115cm
- ▷ 年ごとの変動が見られますが、長期的には100年当たり6.5cm増加しています。



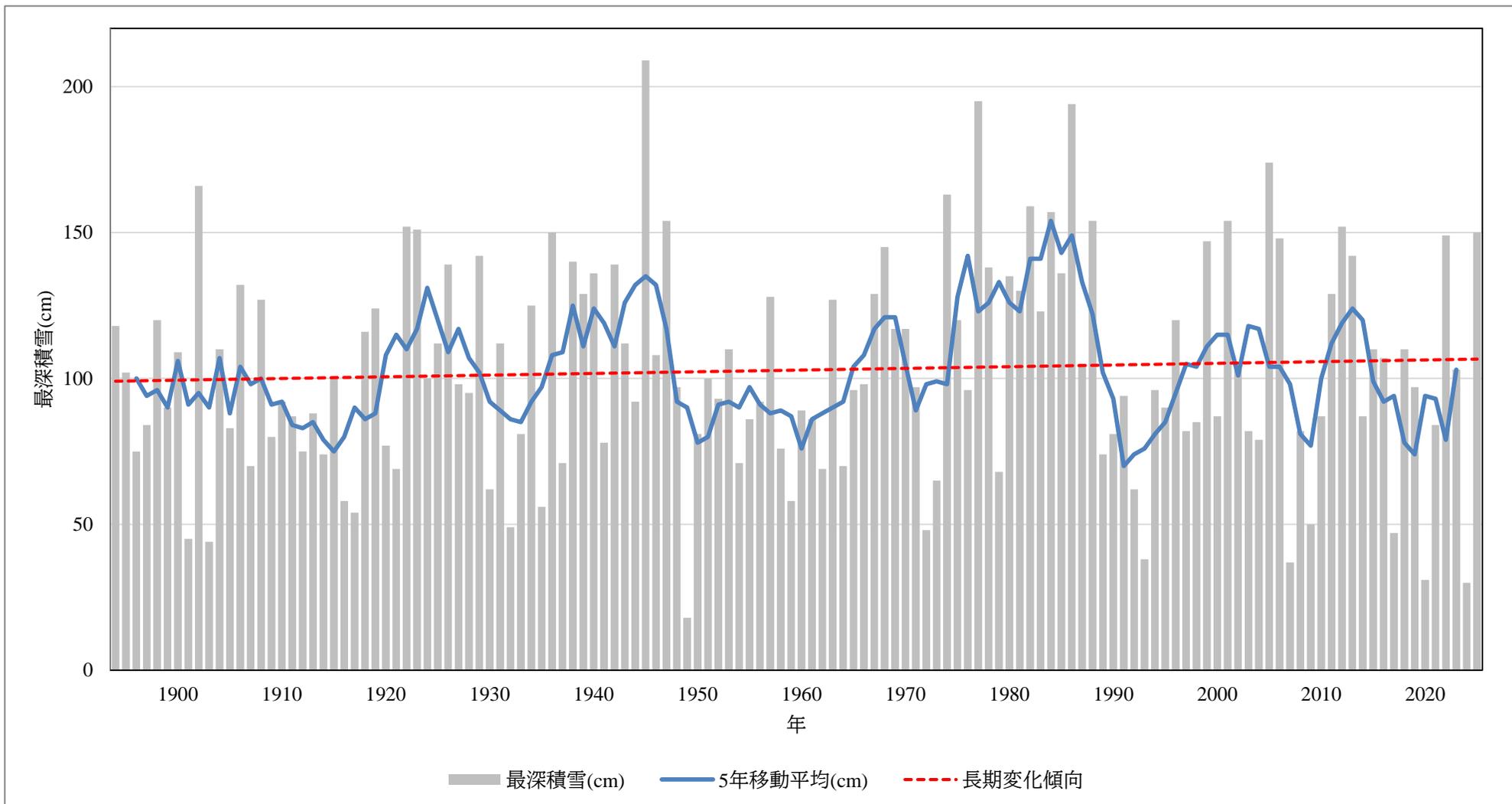
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年1月の最深積雪深は139cm
- ▷ 年ごとの変動が見られますが、長期的には100年当たり8.1cm増加しています。



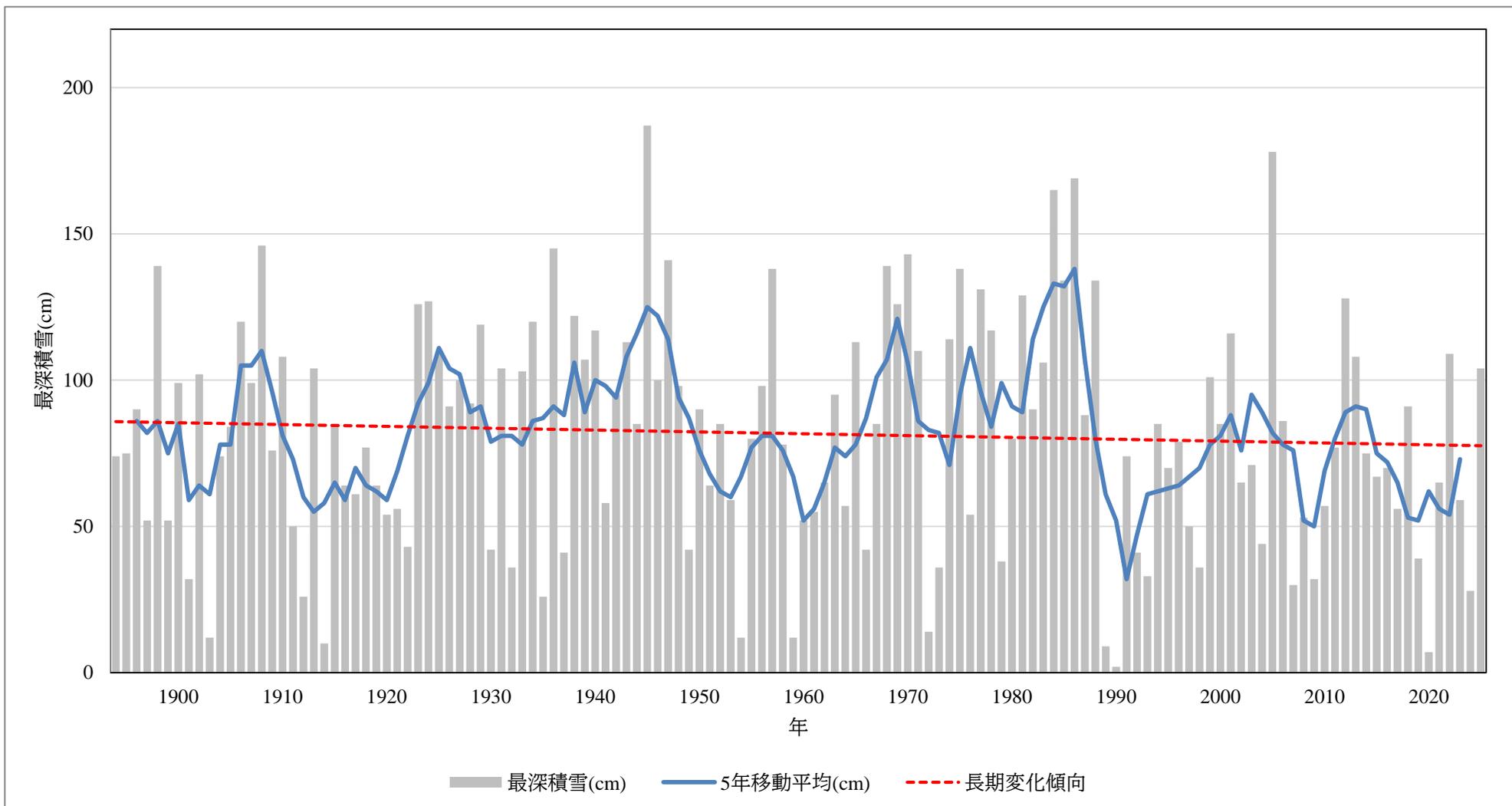
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年2月の最深積雪深は150cm
- ▷ 年ごとの変動が見られますが、長期的には100年当たり5.8cm増加しています。

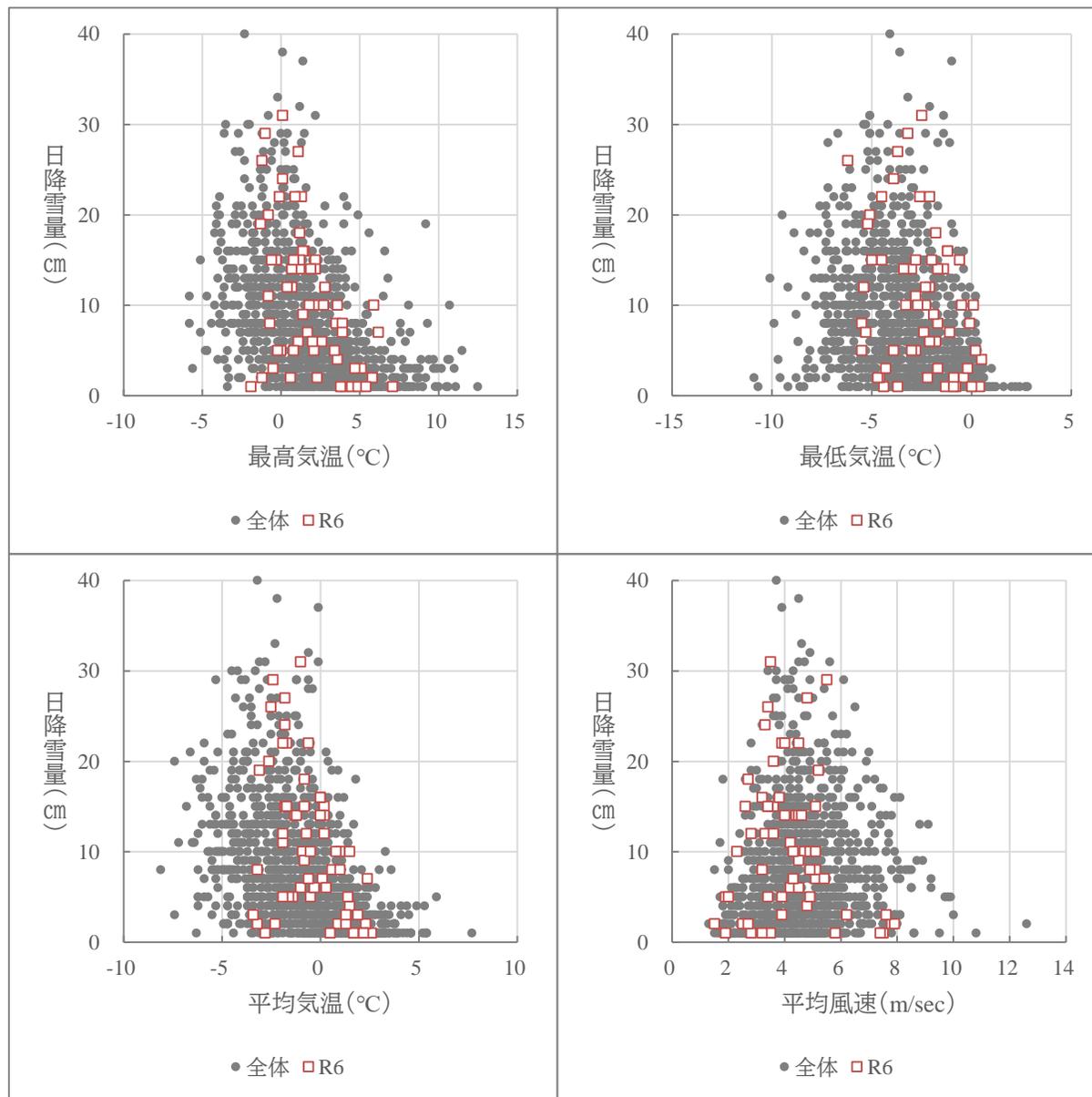


※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年3月の最深積雪深は104cm
- ▷ 年ごとの変動が見られますが、長期的には100年当たり6.3cm減少しています。



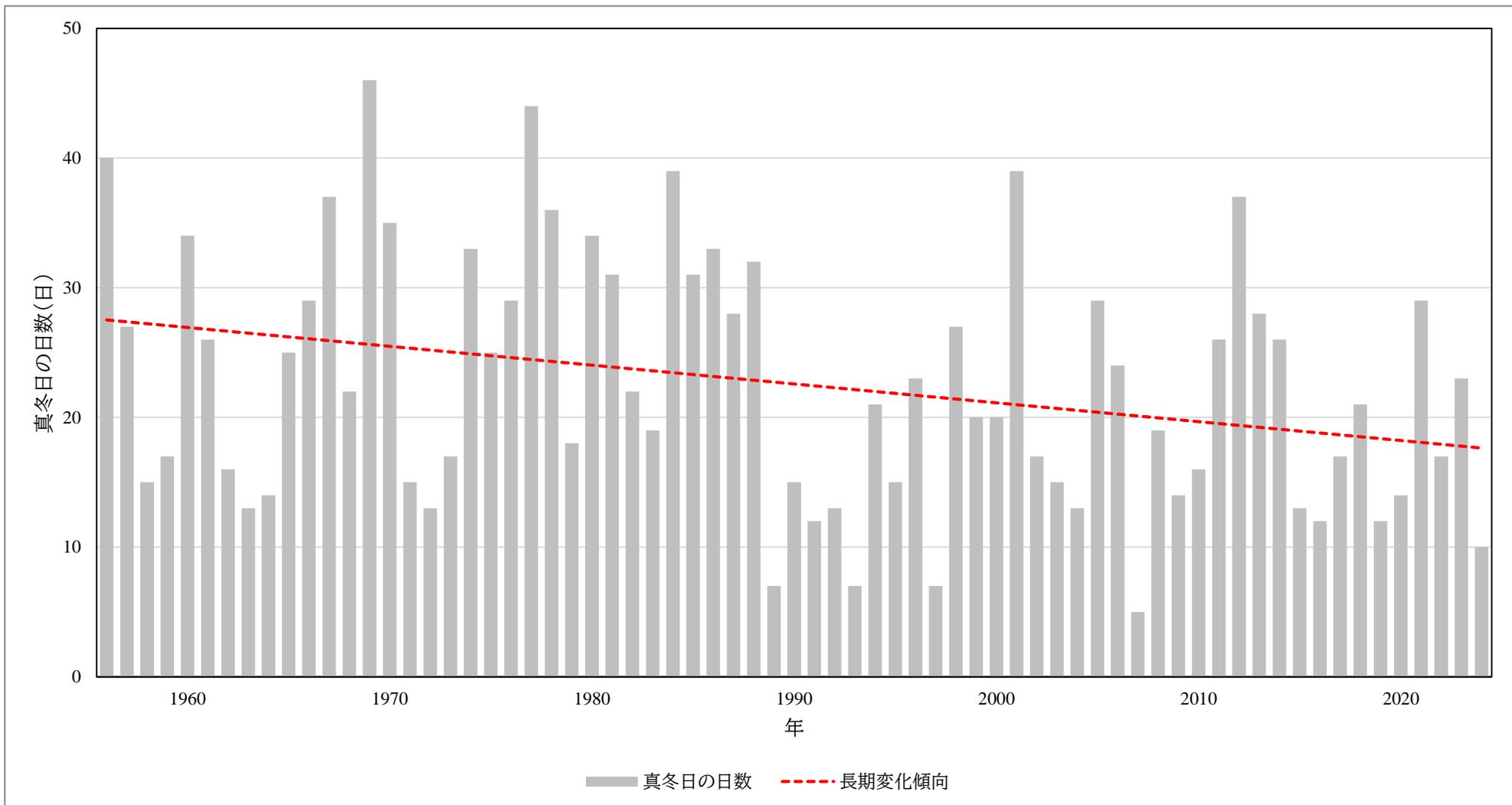
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成



気温・風速が以下の範囲の場合に、日降雪量が増加する傾向が見られます。

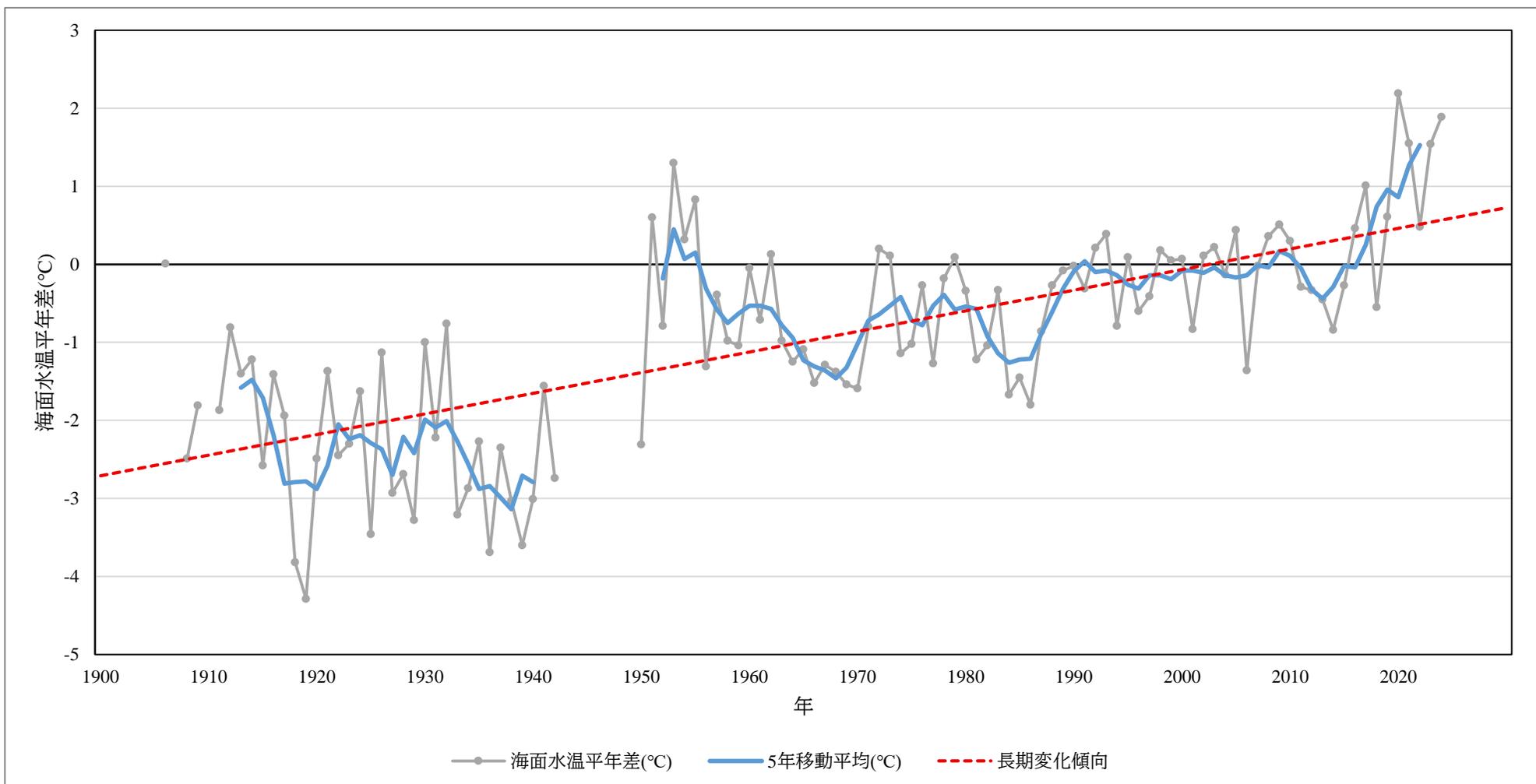
- ▷ 最高気温が $-5 \sim 5^{\circ}\text{C}$ の範囲
- ▷ 最低気温が $-8 \sim 0^{\circ}\text{C}$ の範囲
- ▷ 平均気温が $-5 \sim 3^{\circ}\text{C}$ の範囲
- ▷ 平均風速が $2 \sim 6\text{m/sec}$ の範囲

- ▷ 2024年の真冬日日数は10日
- ▷ 長期的には50年当たり7.3日減少しており、冬季温暖化傾向が見られます。



※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2024年は平年差プラス1.89°C
- ▷ 2019年以降の上昇が顕著で、長期的には100年あたり2.64°C上昇しています。
- ▷ 海面水温の上昇は大雪をもたらす条件のひとつと言われています。



※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

雪は、積雪計で降雪量(cm)を計るとともに、ヒーター付き雨量計で溶かして降水量(mm)としても観測されます。

1mmの降水が何cmの降雪に相当するかを示すものが雪水比(cm/mm)です。

雪水比の値が大きいほどサラサラとした雪、値が小さいほど湿り雪となります。

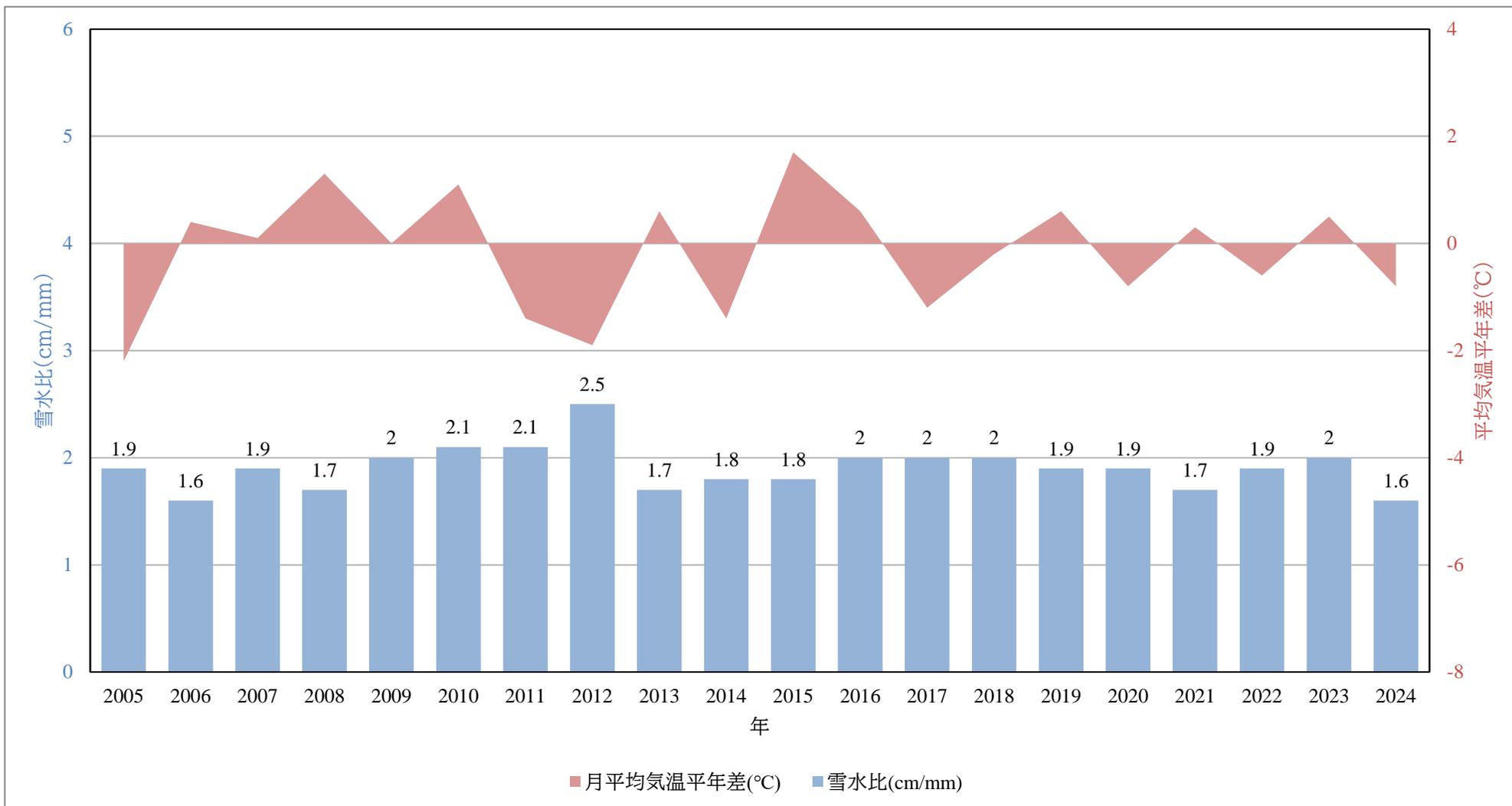
雨量計での雪の捕捉率や雪を溶かすための時間のずれ等の問題もありますが、雪水比で雪質を大まかにとらえる試みを行いました。

参考のために、気象庁観測の降雪量と降水量の月別平年値から簡易的に雪水比を計算したものを下表に示します。

	雪水比(cm/mm)			
	旭川	青森	八戸	新潟
12月	1.54	0.92	0.45	0.08
1月	1.87	1.39	0.92	0.35
2月	1.77	1.42	1.04	0.41
3月	1.45	0.85	0.51	0.07

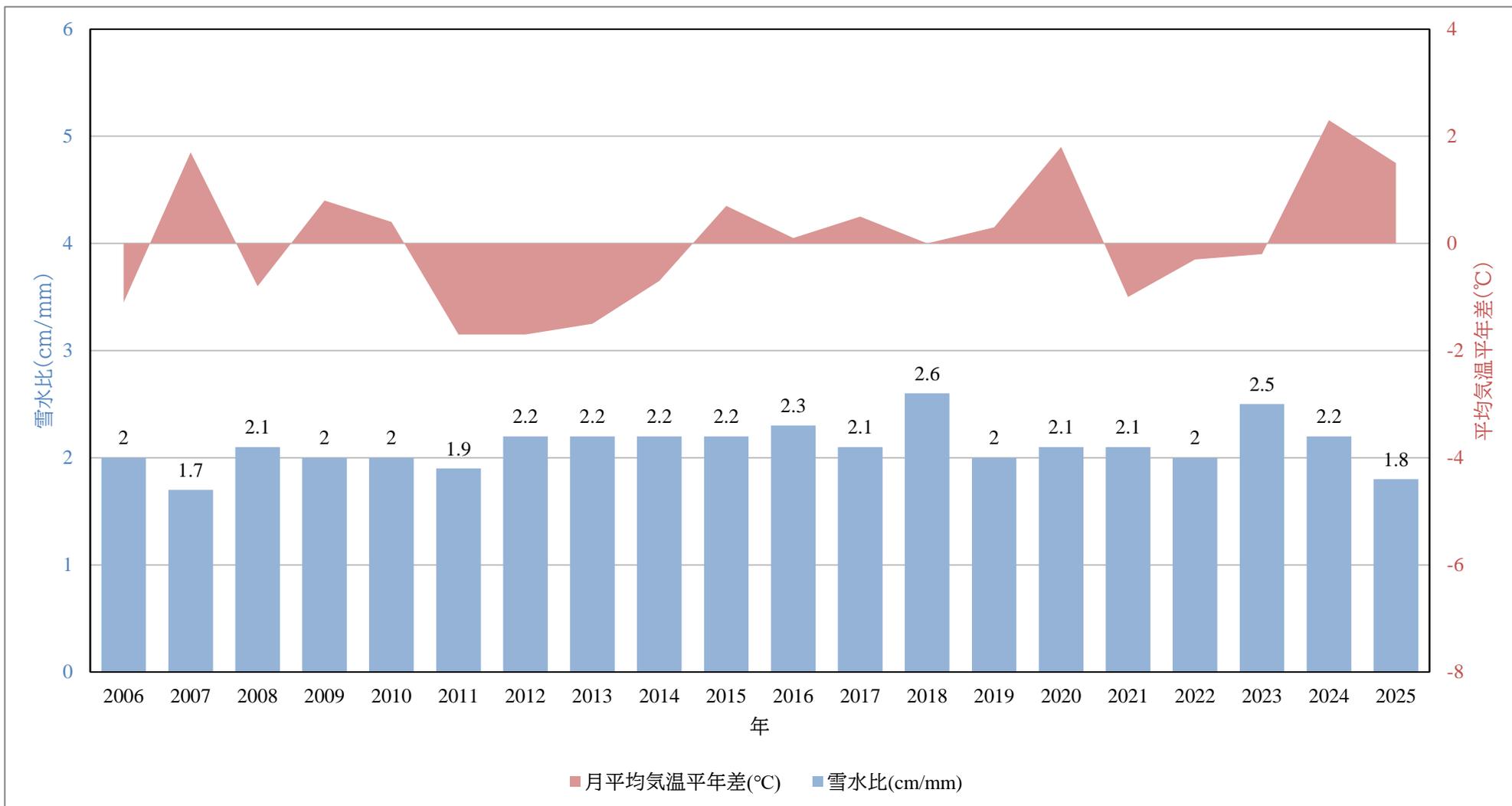
気温の低い旭川では雪水比が大きくサラサラとした雪、日本海沿岸の新潟では雪水比が小さく湿った雪と思われます。青森は八戸に比べ雪水比が大きく、気温の低い1月から2月にかけて雪水比が大きくなっています。

- ▷ 2024年は雪水比1.6(cm/mm)
- ▷ 過去20年間では2006年と同じで一番小さく、過去20年平均の1.9(cm/mm)よりも小さい値となっています。



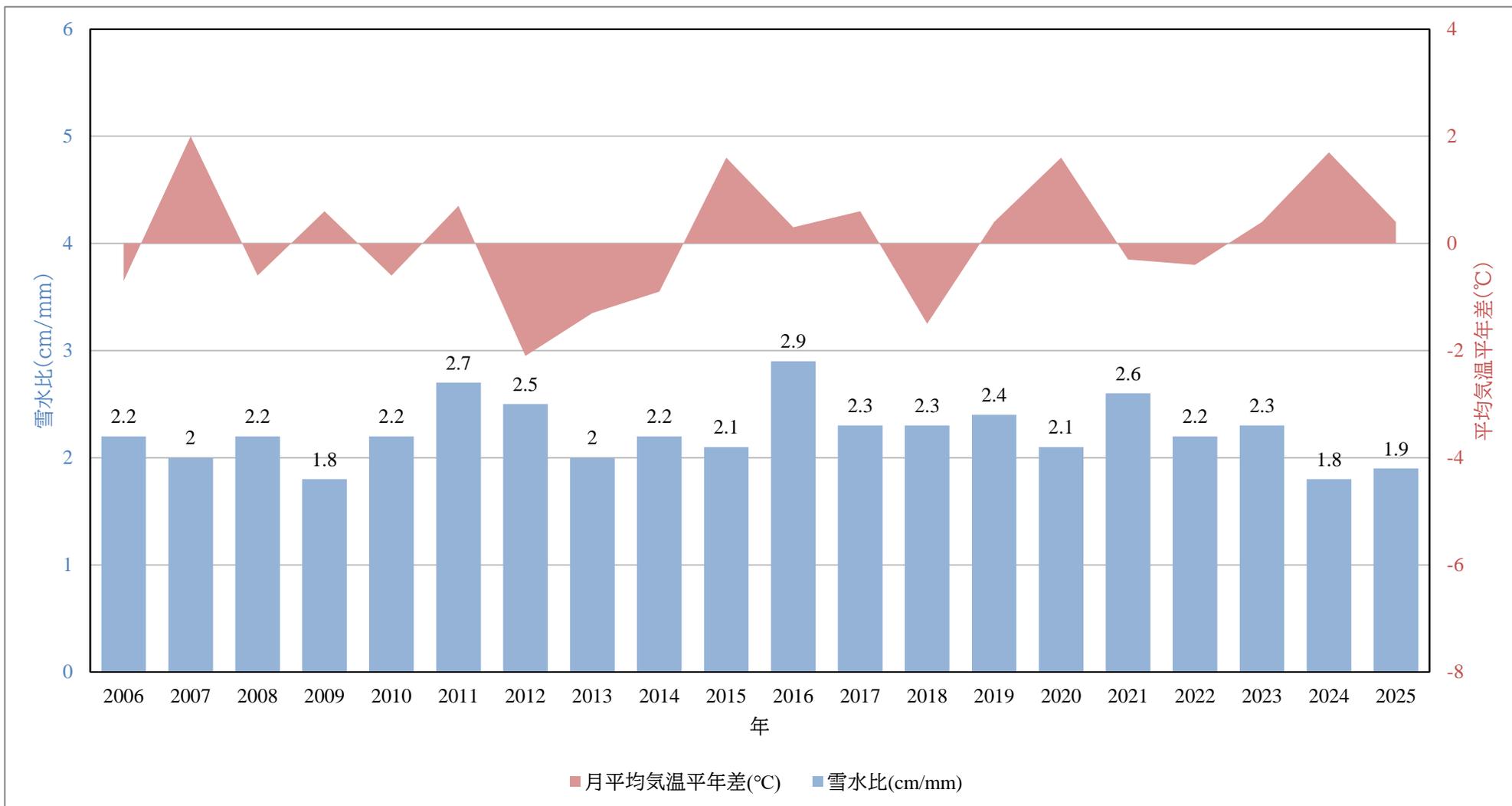
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年は雪水比1.8(cm/mm)
- ▷ 過去20年間では2007年について二番目に小さく、過去20年平均の2.1(cm/mm)よりも小さい値となっています。



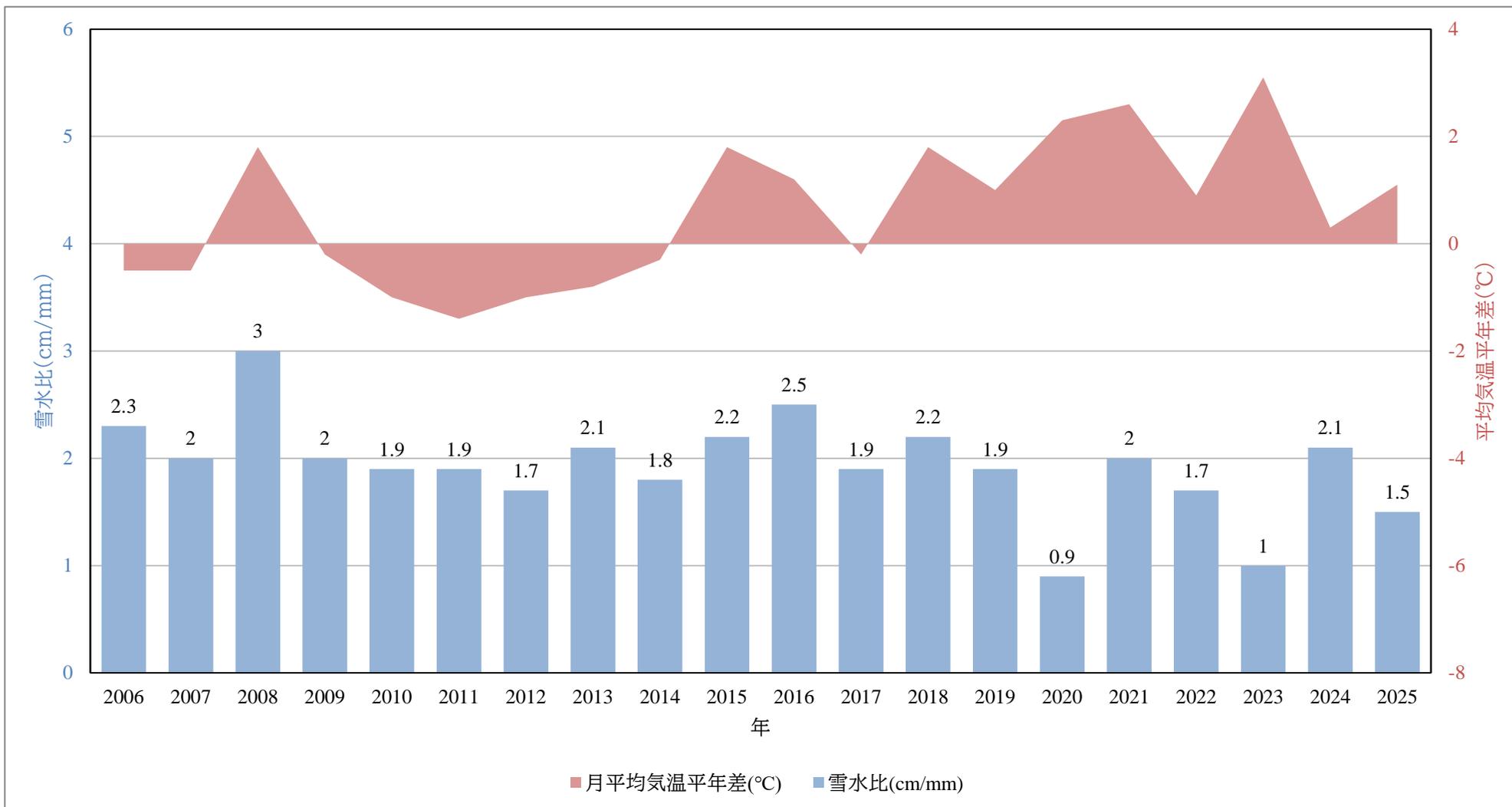
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年は雪水比1.9(cm/mm)
- ▷ 過去20年間では2009年、2024年について二番目に小さく、過去20年平均の2.2(cm/mm)よりも小さい値となっています。



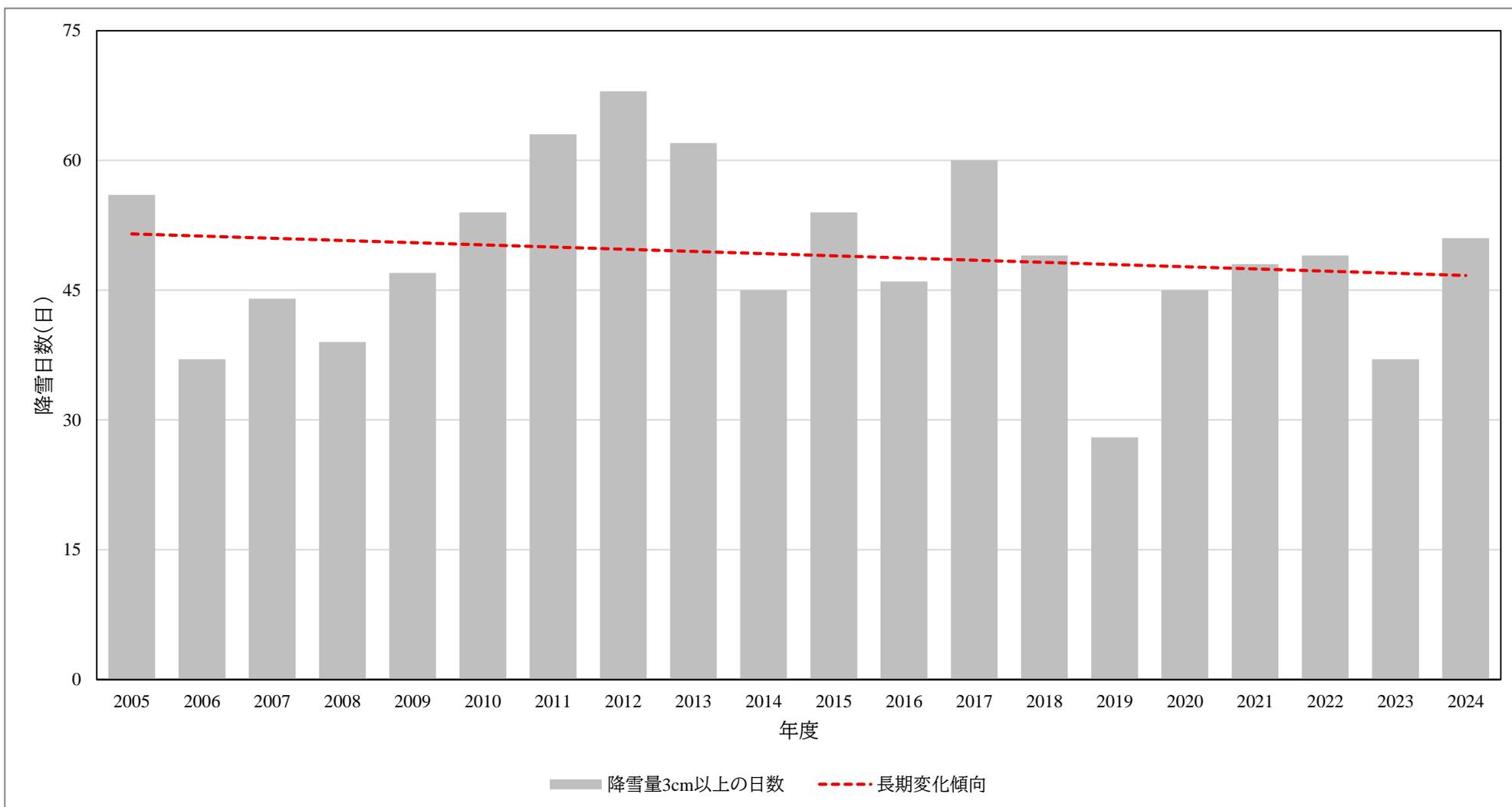
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年は雪水比1.5(cm/mm)
- ▷ 過去20年間では2020年、2023年について三番目に小さく、過去20年平均の1.9(cm/mm)よりも小さい値となっています。



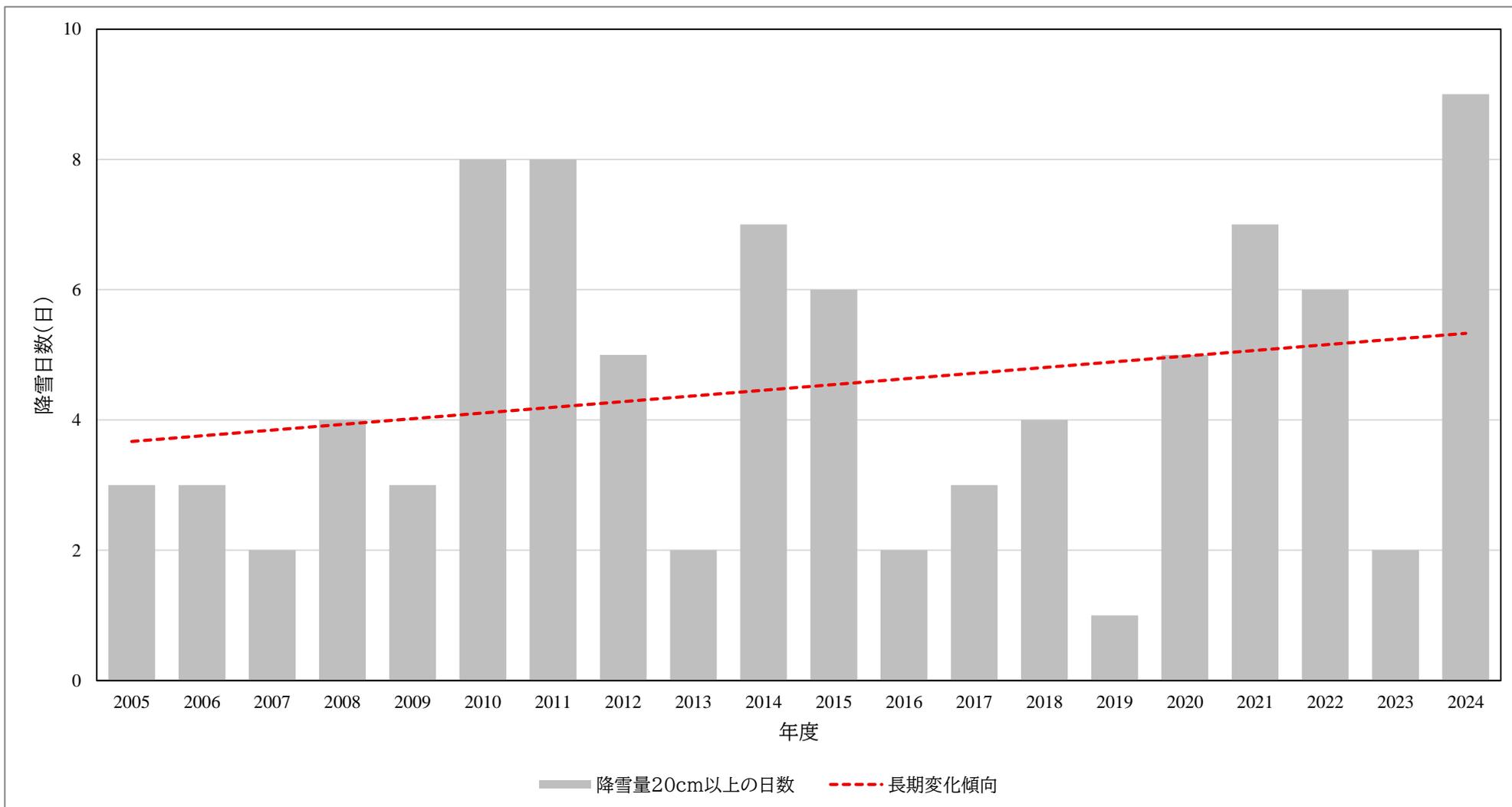
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 降雪量3cm以上の日数の過去20年間の平均は49.1日
- ▷ 2012年度は68日ありましたが、2024年度は51日でした。



※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 降雪量20cm以上の日数の過去20年間の平均は4.5日。2024年度は9日でトップでした。
- ▷ 2024年度は降雪の日数は平均的でしたが、大雪となった日数が多い年でした。

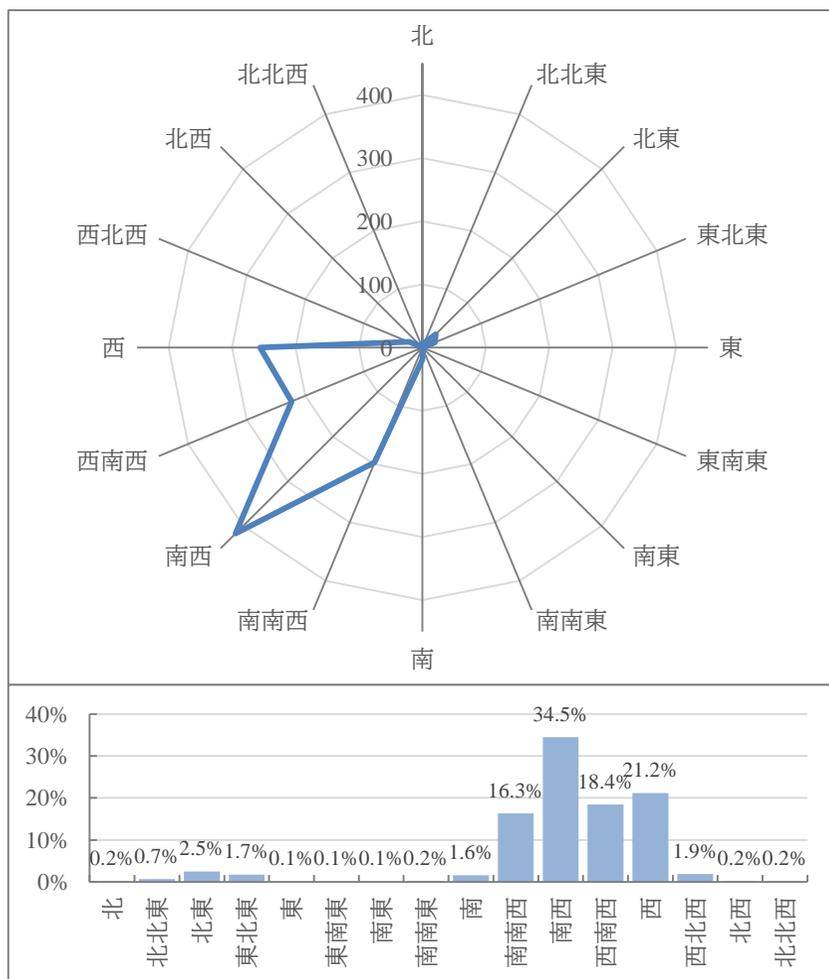


※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

全体としては、西～南南西の風により降雪がもたらされる傾向が見られ、南西の風によるものが34.5%を占めています。令和6年度も同様の傾向を示しており、南西の風によるものが35.5%を示しています。

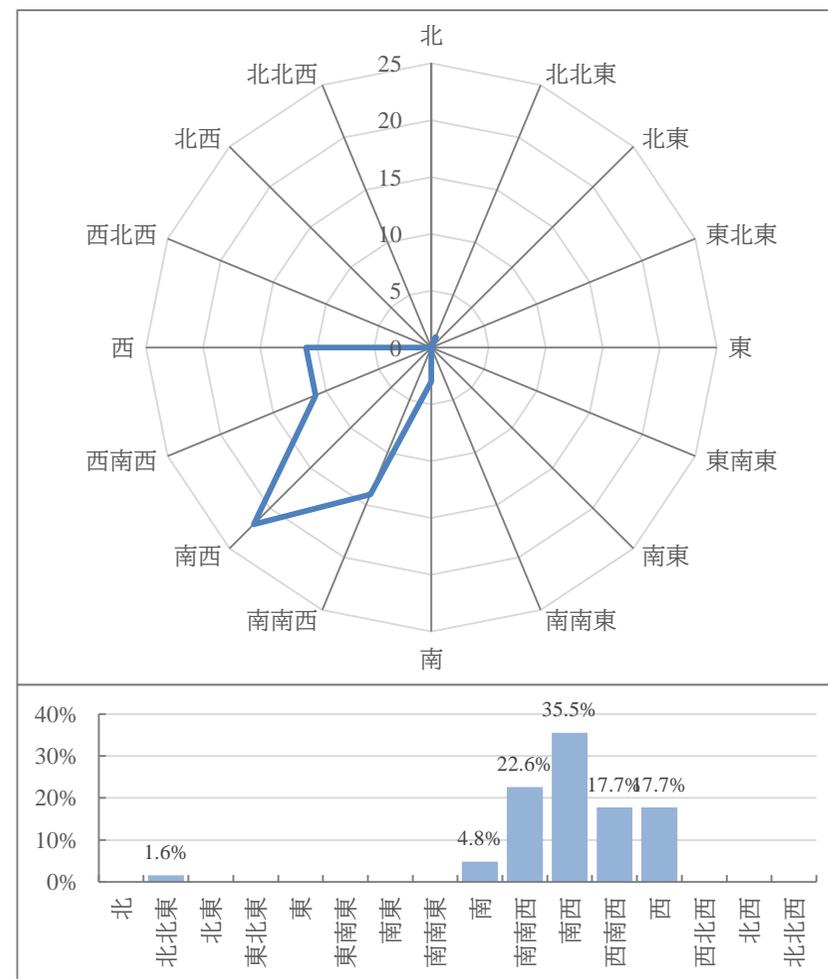
【全体(平成20年度以降)】

(単位:日)



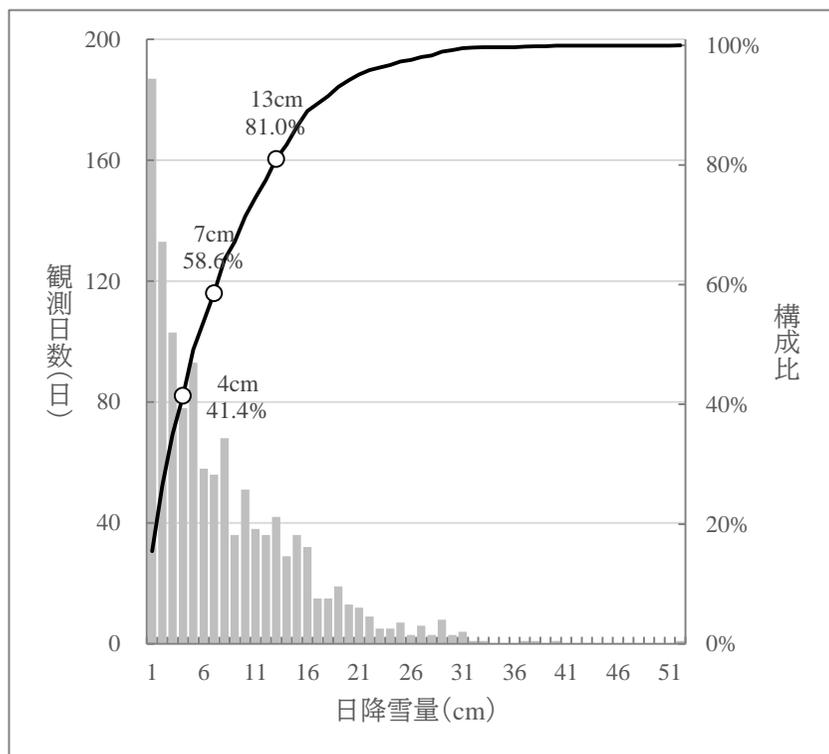
【令和6年度】

(単位:日)

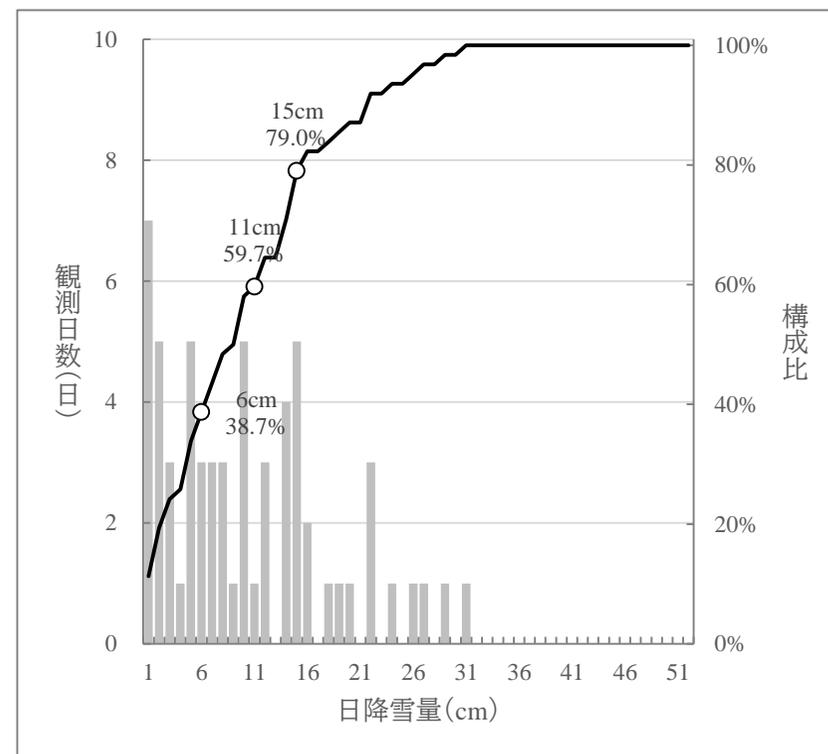


全体としては約4割(41.4%)が日降雪量4cm以下、約6割(58.6%)が7cm以下、約8割(81.0%)が13cm以下となっています。
 また、令和6年度は、約4割(38.7%)が日降雪量6cm以下、約6割(59.7%)が11cm以下、約8割(79.0%)が15cm以下となっており、全体(例年)と比較して日降雪量が多い傾向にあります。

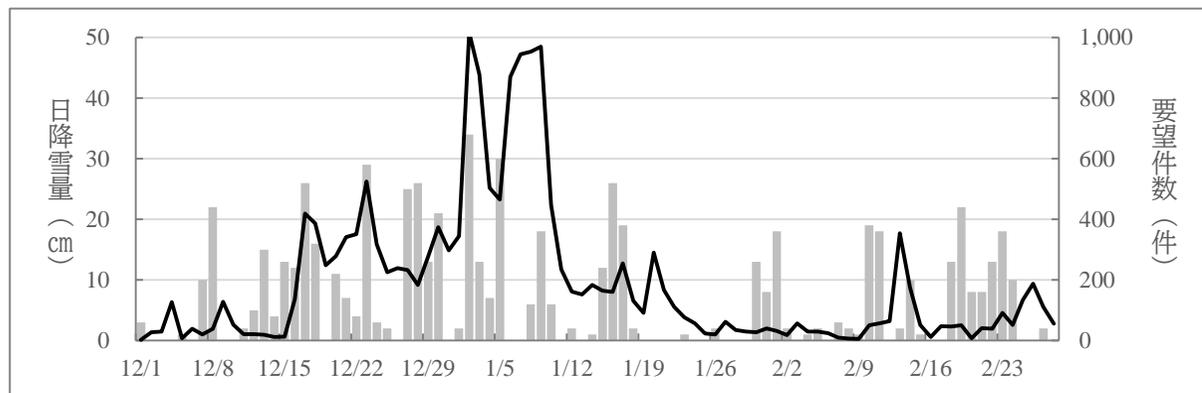
【全体(平成20年度以降)】



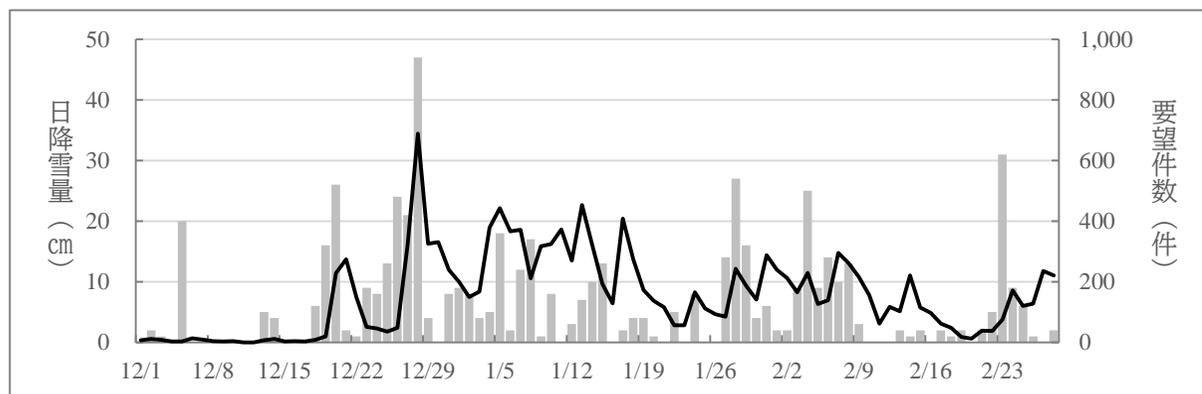
【令和6年度】



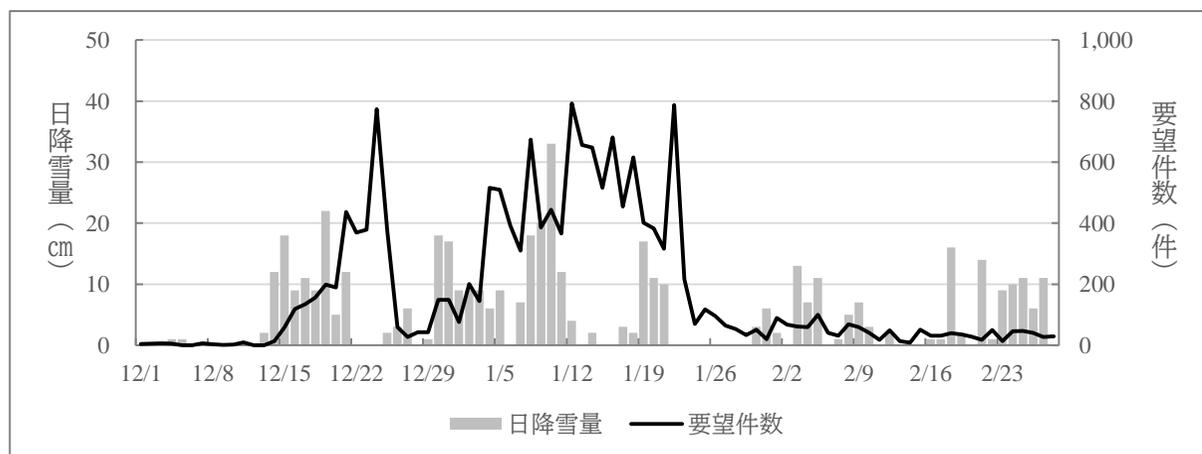
【令和6年度】



【令和3年度】



【令和2年度】

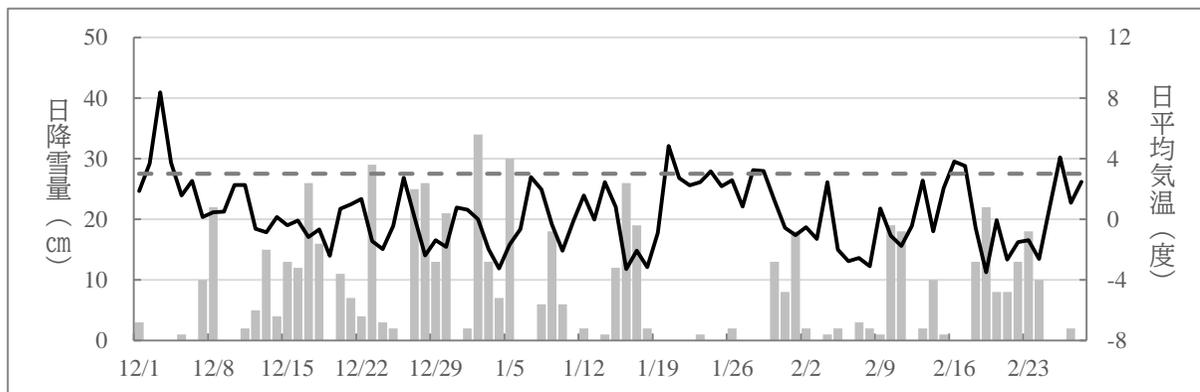


日降雪量が多い日に要望件数が増加していることに加え、日降雪量が少ない又は降雪が生じていない日においても要望件数の増加が見られます。

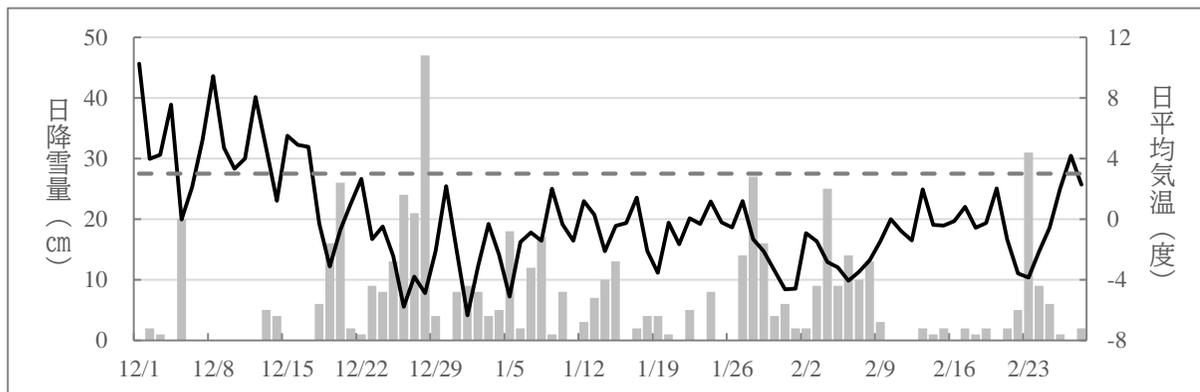
特に、令和6年度においては12月中旬～1月上旬にかけて、令和2年度においては1月中旬～下旬にかけて、日降雪量と比べて要望件数が増加しています。

■ 日降雪量 — 要望件数

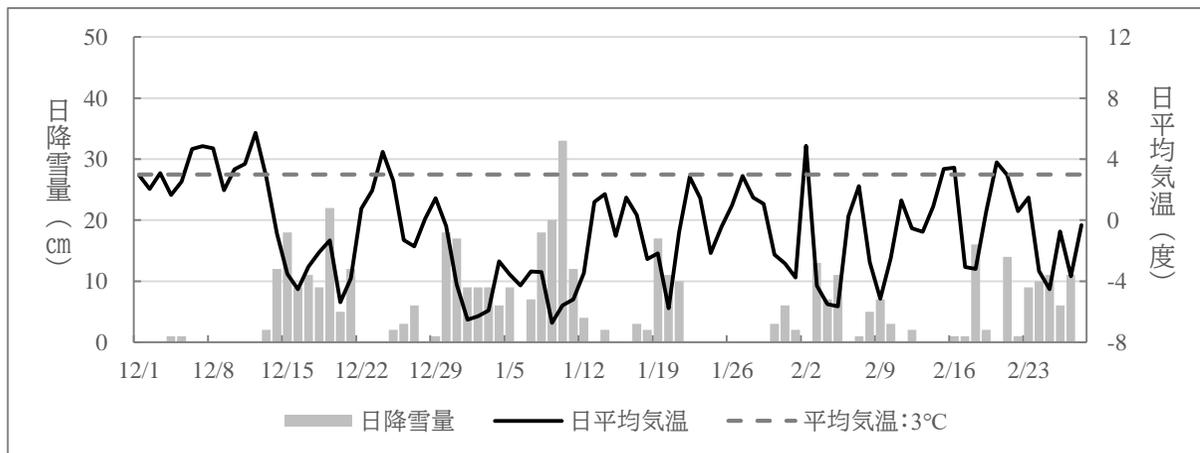
【令和6年度】



【令和3年度】

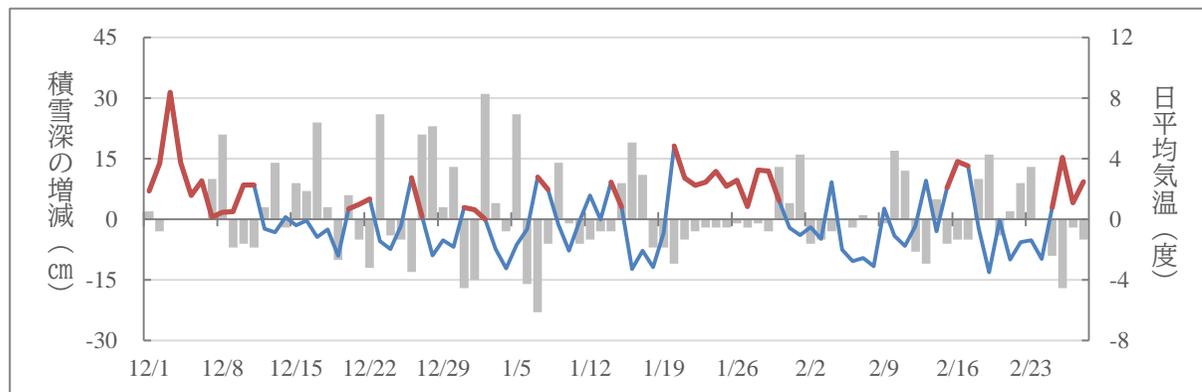


【令和2年度】

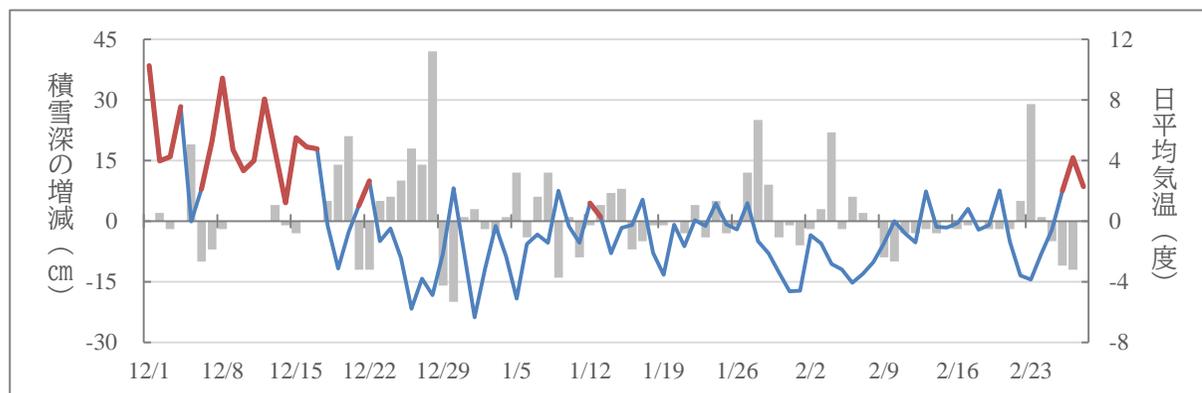


日平均気温が3°Cを下回ると降雪が生じる傾向にあります。

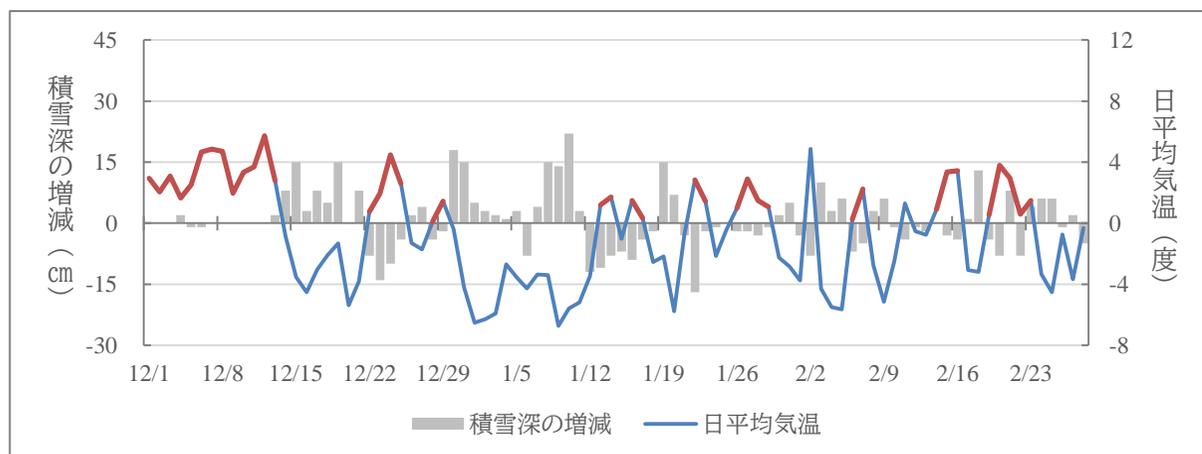
【令和6年度】



【令和3年度】



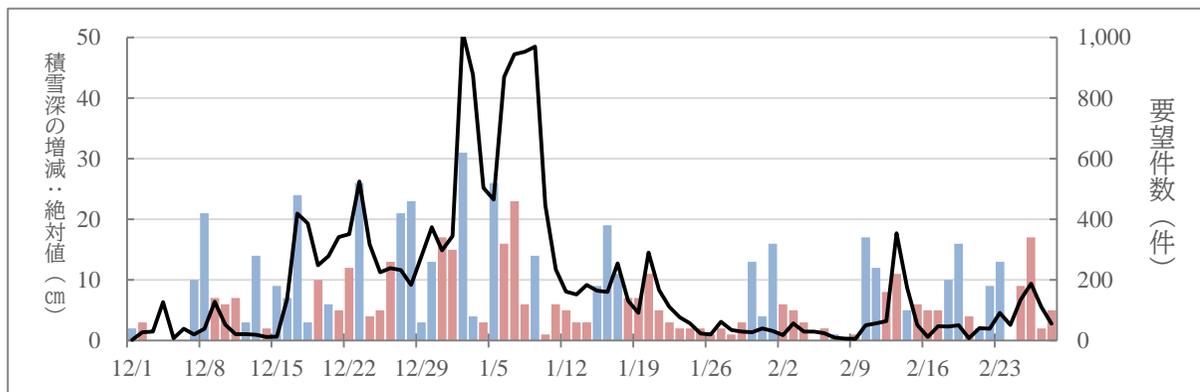
【令和2年度】



日平均気温が0°Cを上回ると積雪深が減少する傾向にあります。

また、令和6年度においては12月中旬～1月上旬にかけて、令和2年度においては1月中旬～下旬にかけて、暖気と寒気が短い間隔で繰り返されており、この間に道路状況が悪化したと想定されます。

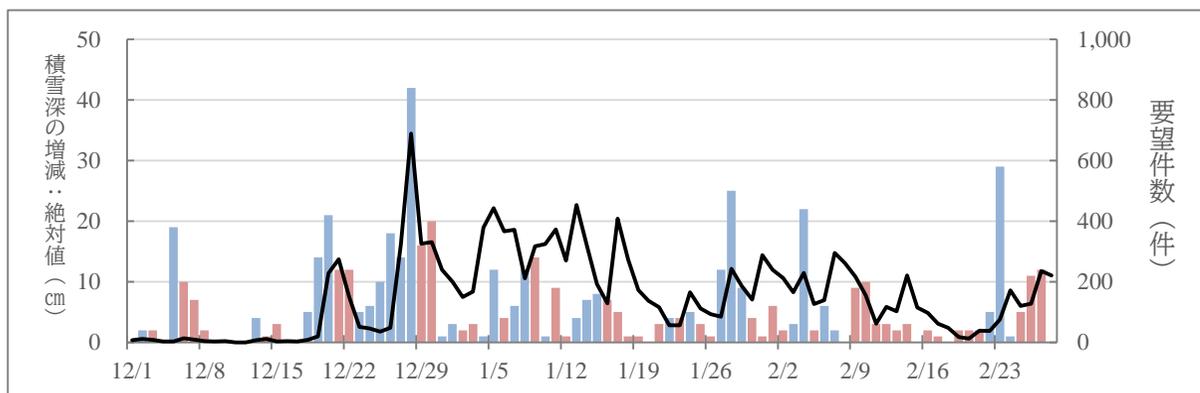
【令和6年度】



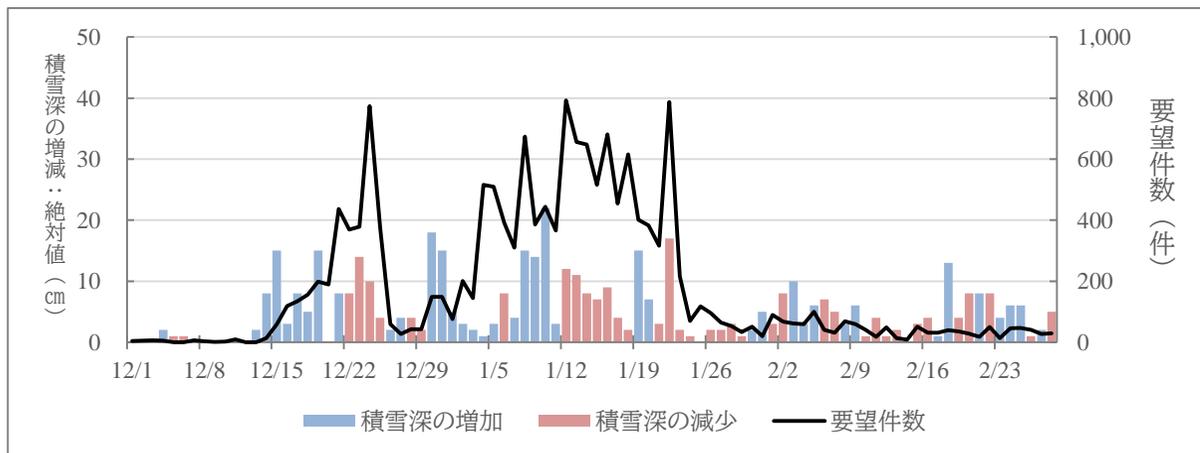
積雪深が大きく増加した場合及び大きく減少した場合に要望件数が増加する傾向にあります。

また、積雪深の増加(寒気)と減少(暖気)が短い間隔で繰り返された期間においても要望件数が増加しています。

【令和3年度】



【令和2年度】

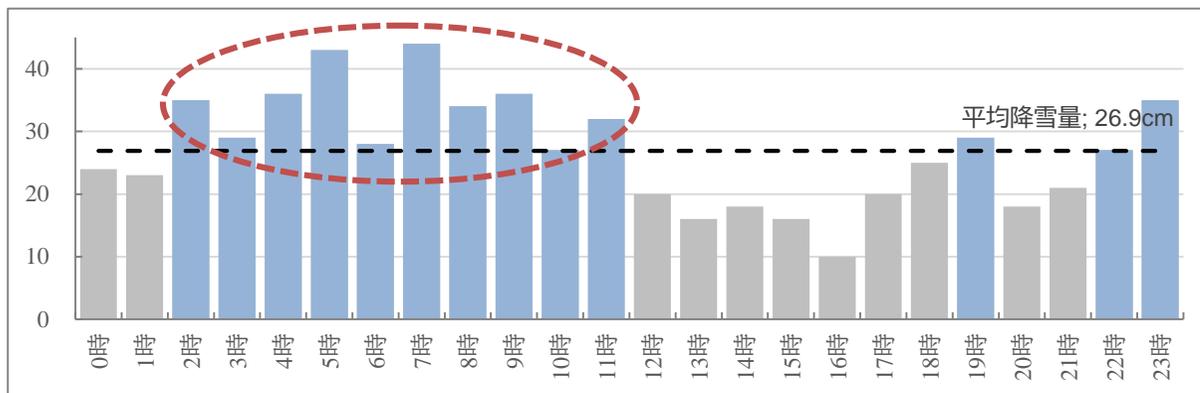


■ 積雪深の増加 ■ 積雪深の減少 — 要望件数

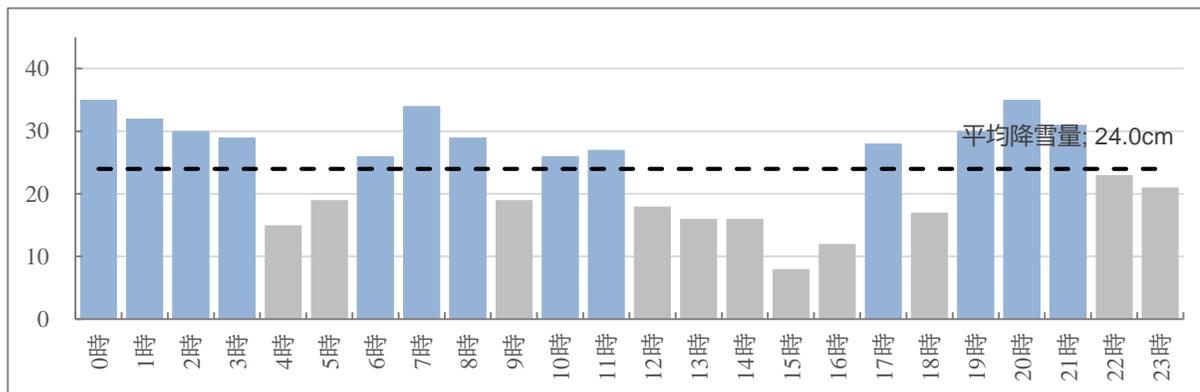
年度間比較：時間帯ごと降雪量

(単位:cm)

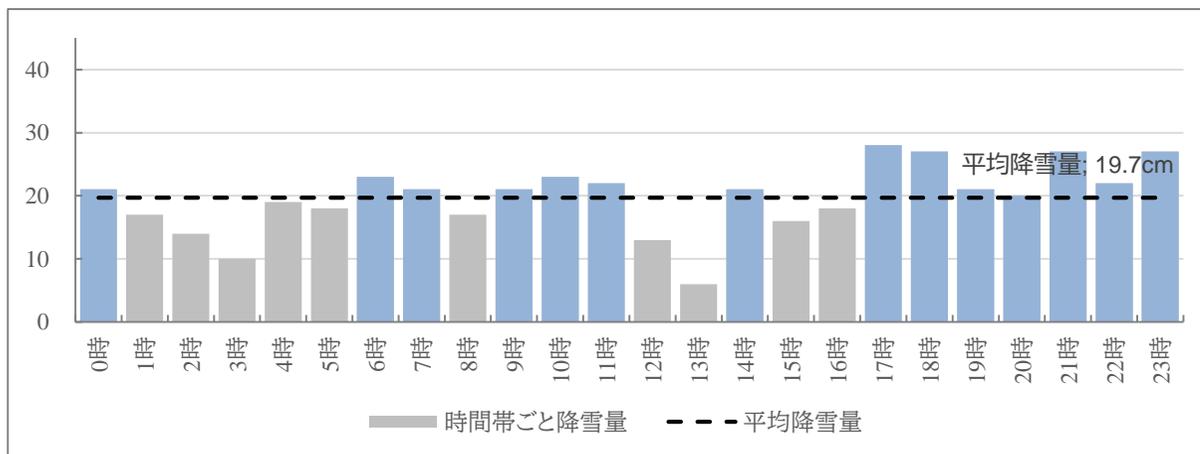
【令和6年度】



【令和3年度】



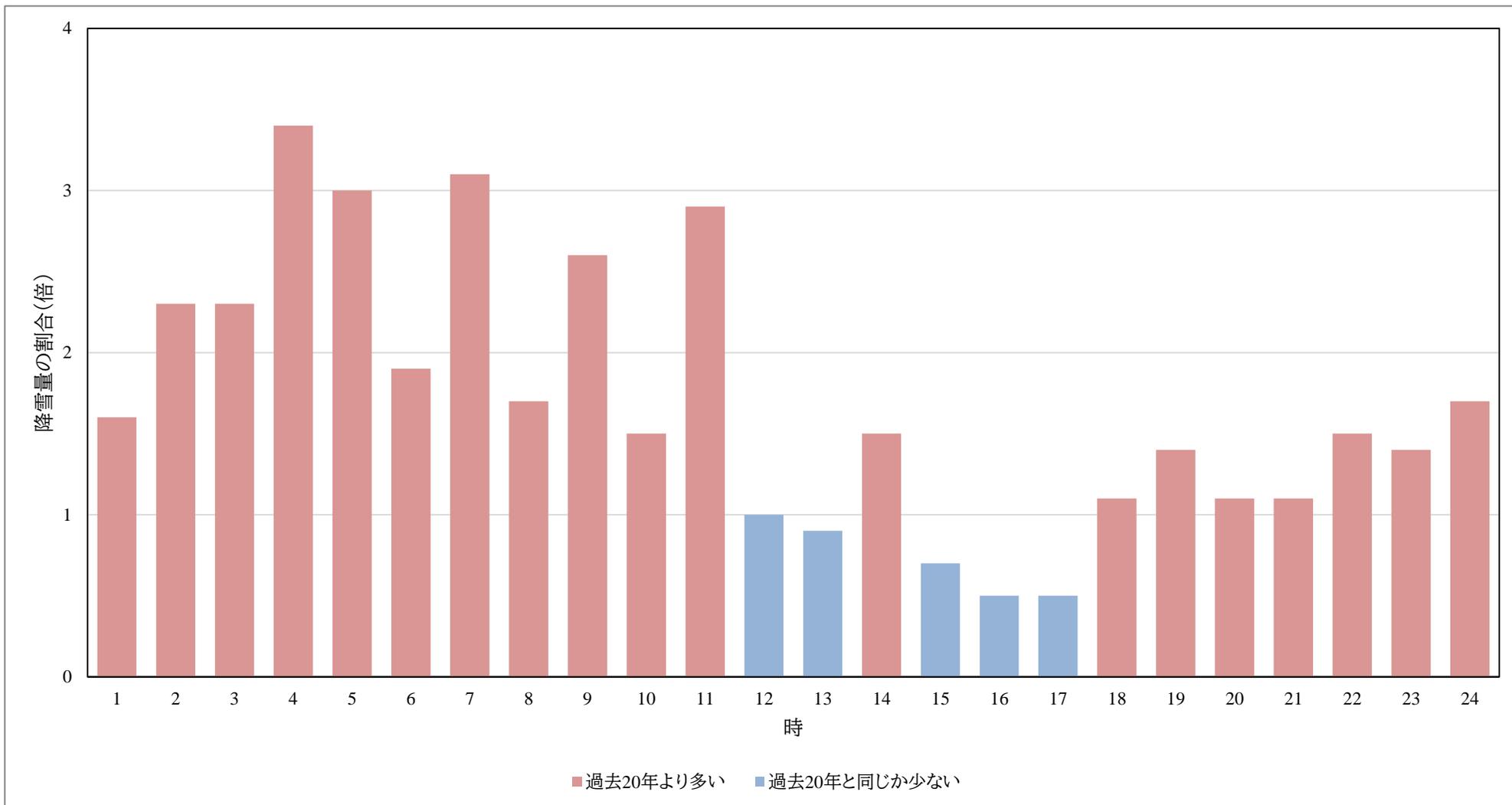
【令和2年度】



各年度の12月1日から2月28日までの降雪量を1時間ごとに集計したところ、令和6年度は2時～11時に降雪が集中していました。

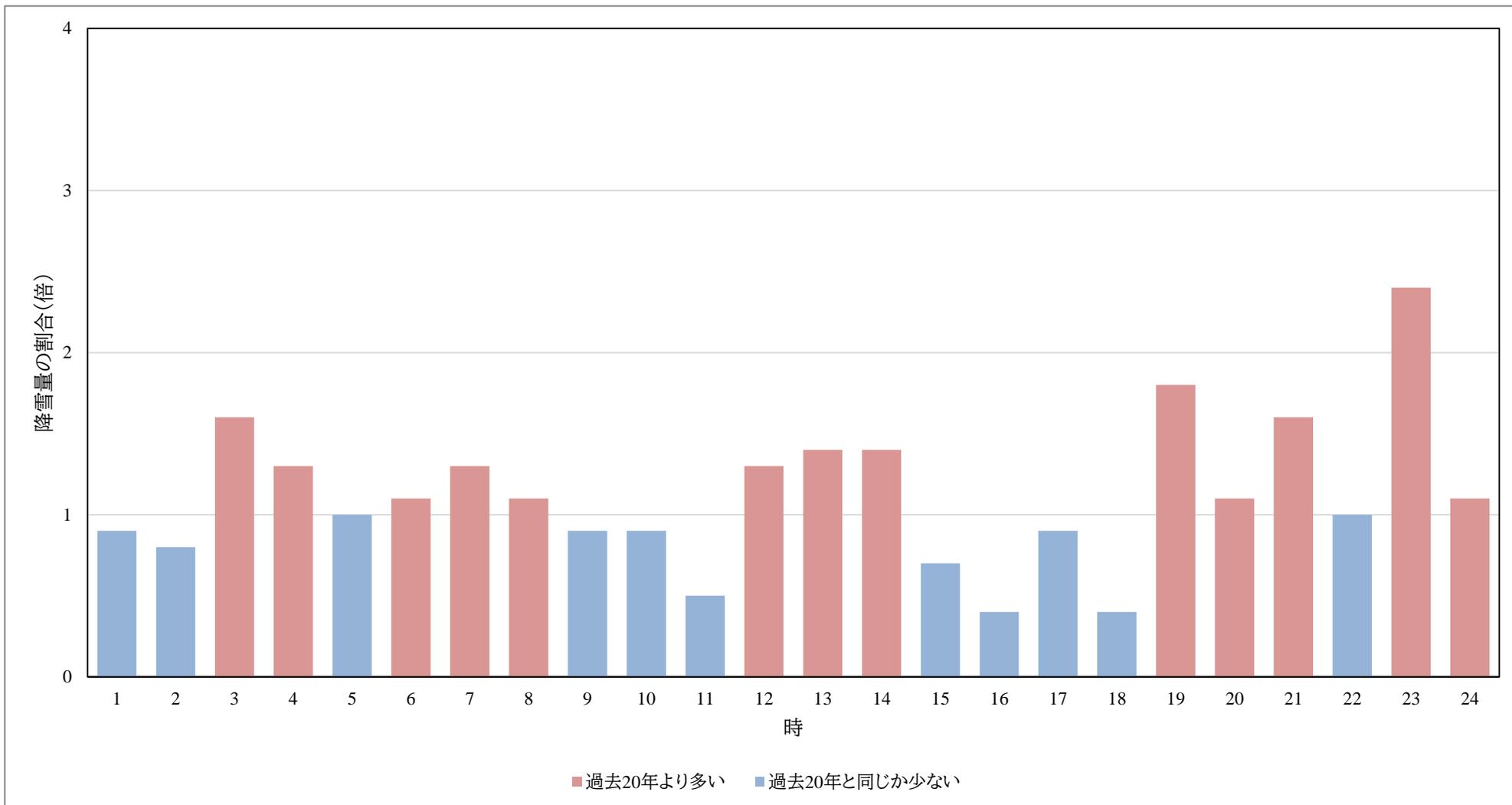
本市の道路除排雪作業は21時～翌6時に実施しているため、作業の手戻り(作業直後の積雪の増加)が生じていたと想定されます。

- ▷ 2024年12月は、夜遅くから昼前にかけて20年平均より降雪量が多く、特に明け方から朝にかけて20年平均より3倍以上の降雪量がありました。



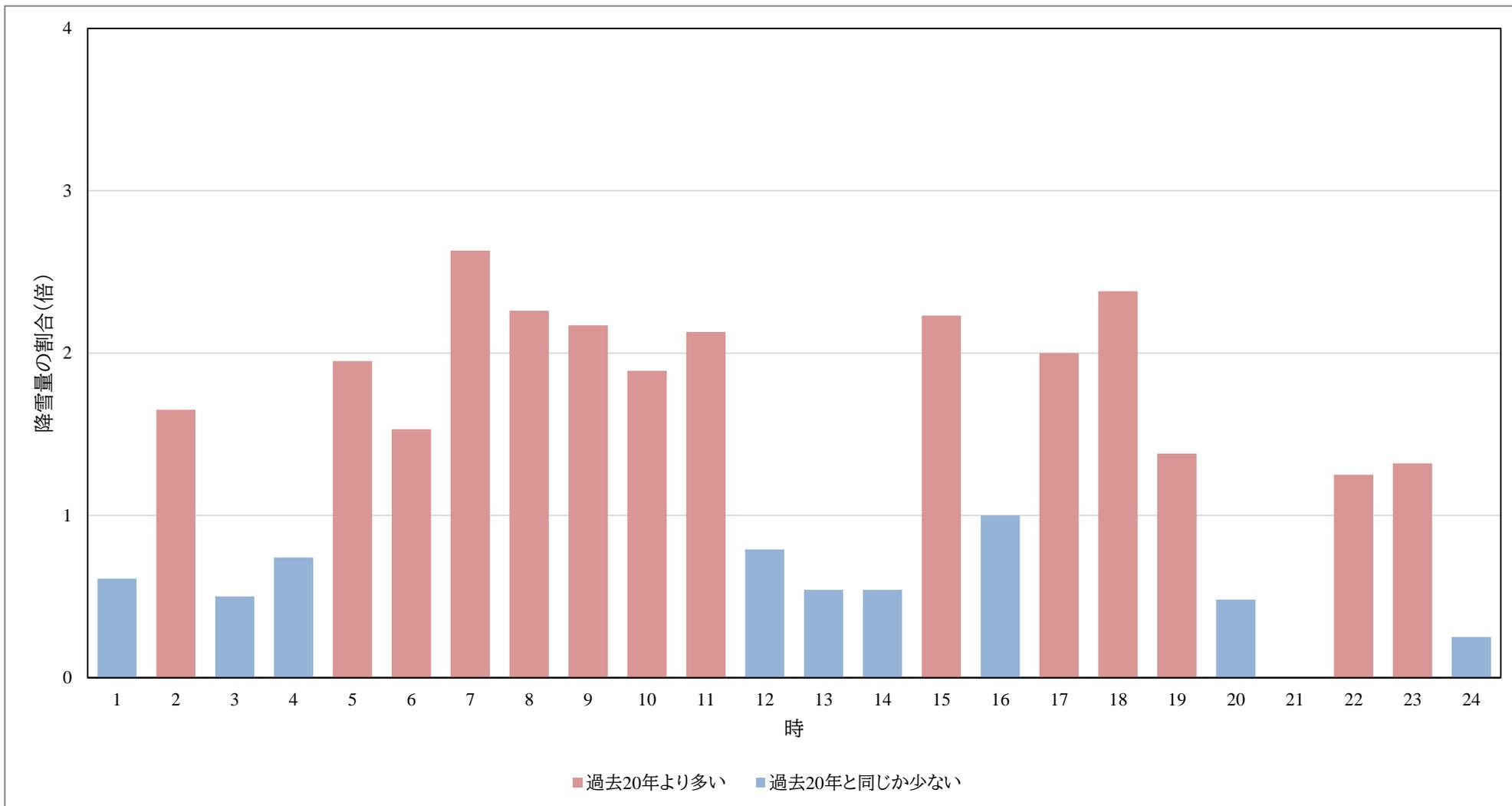
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

▷ 2025年1月は、夜のはじめごろから夜遅くにかけて20年平均よりやや降雪量が多い傾向がみられます。



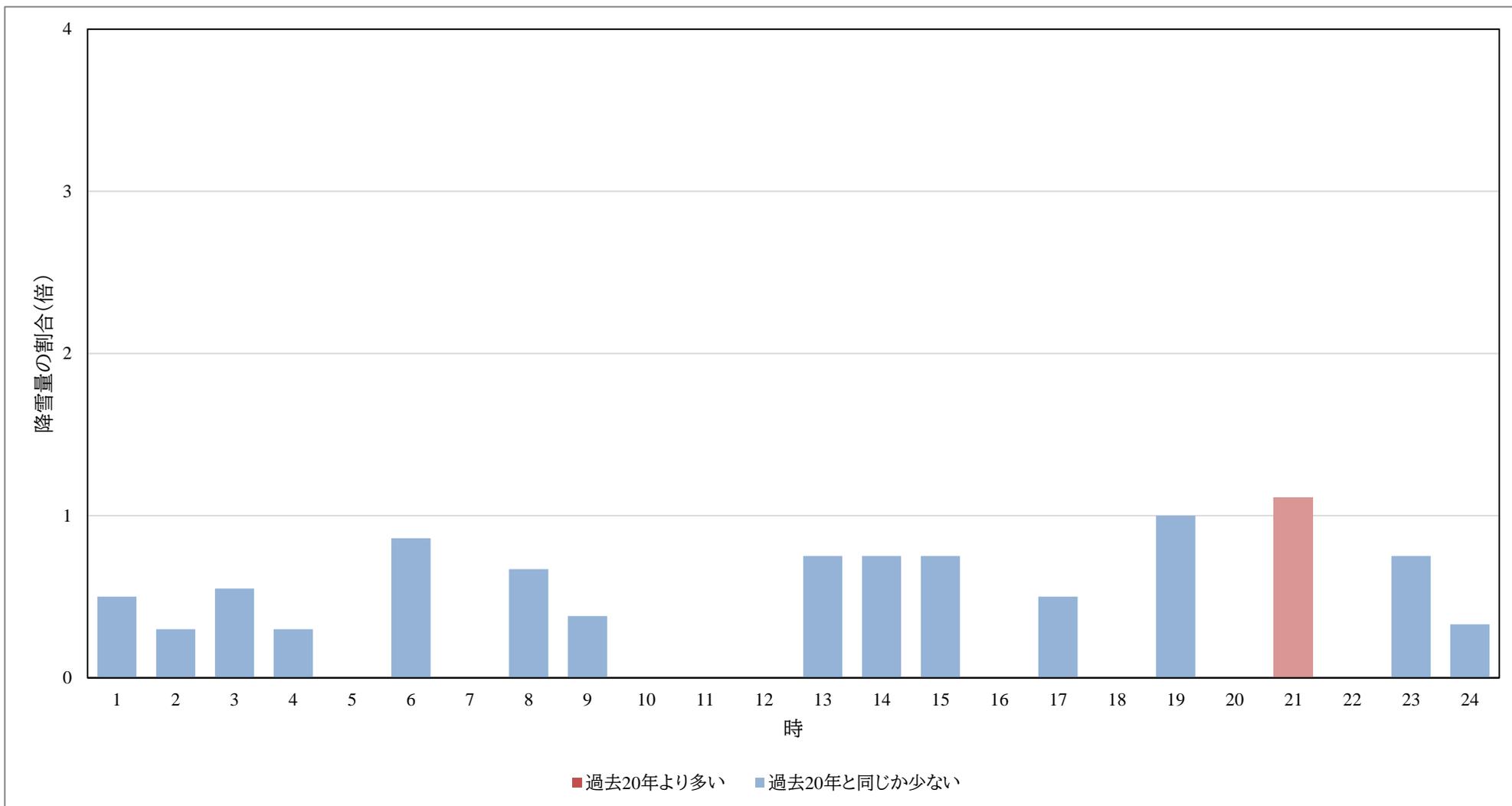
※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

- ▷ 2025年2月は、明け方から昼前にかけて及び夕方から夜のはじめ頃にかけて、20年平均より降雪量が多い傾向がみられます。



※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

▷ 2025年3月は、一日を通して降雪量が20年平均と同じか少ない傾向です。



※ 上図は気象庁の観測値をもとに作成

本市では、雪に関する市民サービス向上を図るため、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受付しています。

開設期間 12月1日から翌年3月31日まで

開設時間 午前8時30分から午後6時00分まで(積雪状況により変更あり)

受付方法 電話、窓口、ファックス、Eメール、まちレポあおもり

<主な相談・要望内容>

- ・ 除排雪作業実施結果の不備等についての情報提供
- ・ 除排雪作業実施予定についての問い合わせ
- ・ 事業者の対応等に関する相談
- ・ 排雪作業実施要望



<過去の相談件数>

(単位:件)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
青森地区	15,936	14,008	7,777	1,972	17,797
浪岡地区	469	626	864	176	1,175
合計	16,404	14,634	8,641	2,148	18,972

【雪に関する市民相談窓口】

除排雪事業等に関する市民からの要望・問合せ等(市民相談)に迅速かつ的確に対応するため、毎年12月1日から翌年3月31日まで「雪に関する市民相談窓口」を設置しています。

また、豪雪対策本部設置の際は、電話回線の増設・職員の増員など、相談件数に合わせた弾力的な運営を行っています。

▷ 開設時間 午前8時30分～午後6時(積雪状況により変更あり)

▷ 受付方法 電話、窓口、FAX、E-mail、まちレポあおもり

【まちレポあおもり】

インターネットクラウドサービスである「FixMyStreetJapan」を活用し、スマートフォン・タブレット・パソコンから、位置情報や現場写真付きの相談を受け付けています。なお、投稿された相談内容は専用サイトから誰でも閲覧可能です。

【相談内容の管理】

市民相談内容については、令和5年度より稼働した「青森市除排雪業務総合管理システム」を活用し、除排雪対策本部・パトロール班・除排雪事業者間でリアルタイムな情報共有及び進捗管理を行っています。

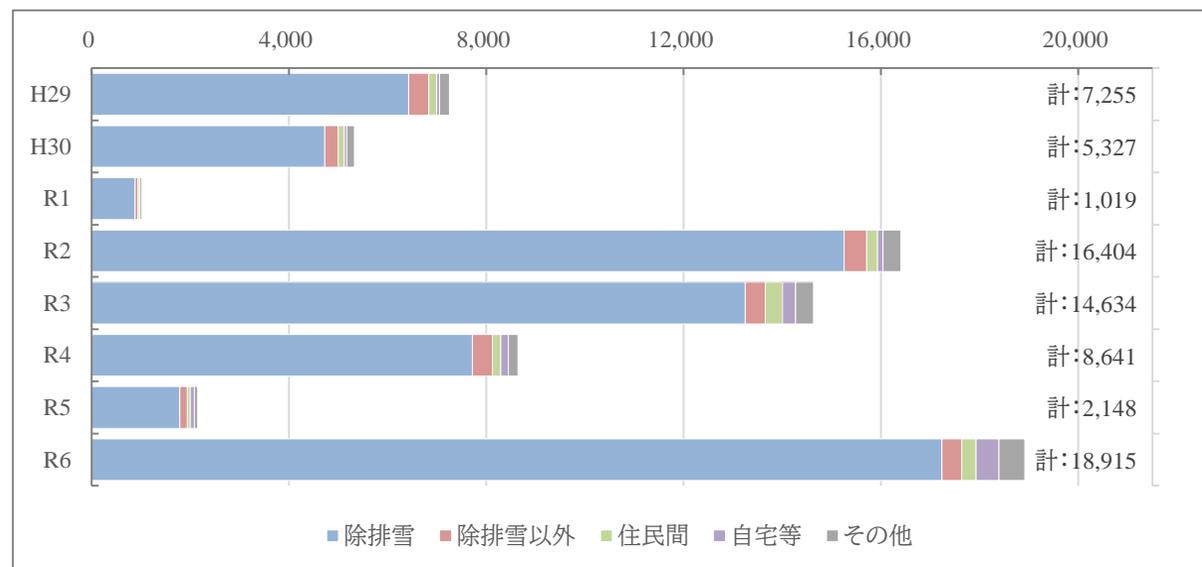
【相談内容の分類】

市民相談については、その相談内容に応じて右表に示す区分により分類し、管理・集計等を行っています。

なお、本市が実施する道路除排雪に関する要望や問合せ等は「大区分：除排雪」に分類されます。

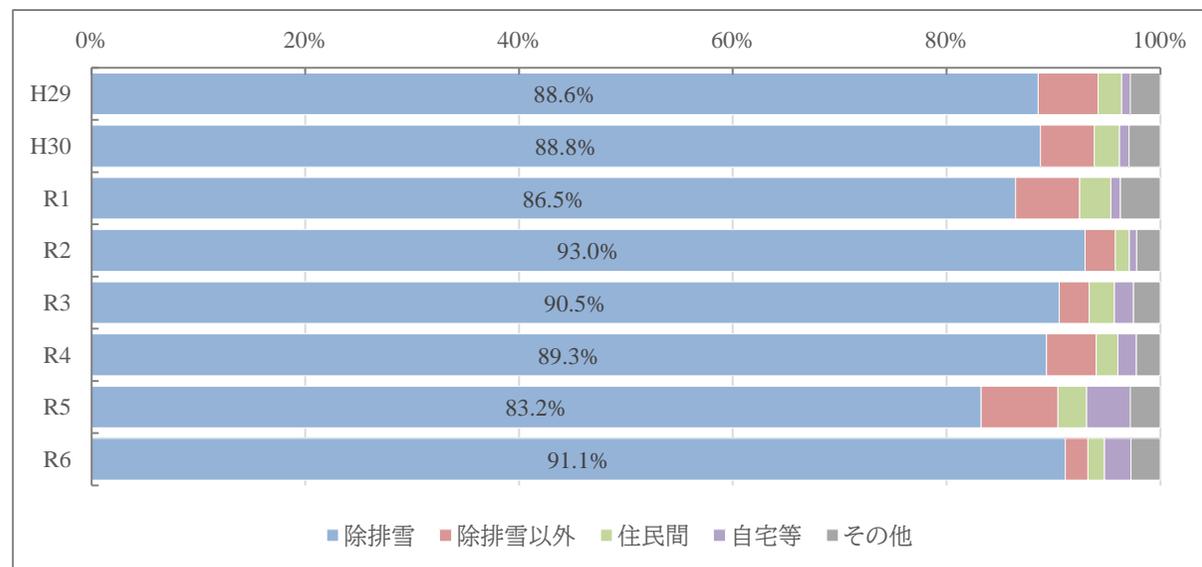
大区分	小区分
除排雪	物損、除排雪要望、排雪要望、雪盛、除雪要望 実施結果不満足、業者対応、寄せ雪、その他
除排雪以外	雪捨て場、流雪溝等、市民雪寄せ場、その他
住民間	トラブル、雪処理マナー、空家
自宅等	業者紹介等、高齢者等、寄せ雪軽減依頼
その他	お礼、その他

【相談件数の推移】



市民相談件数は年度間で大きな開きがありますが、豪雪災害対策本部が設置された令和2・3・6年度においては1万件を超えています。

【相談内容別の構成比】

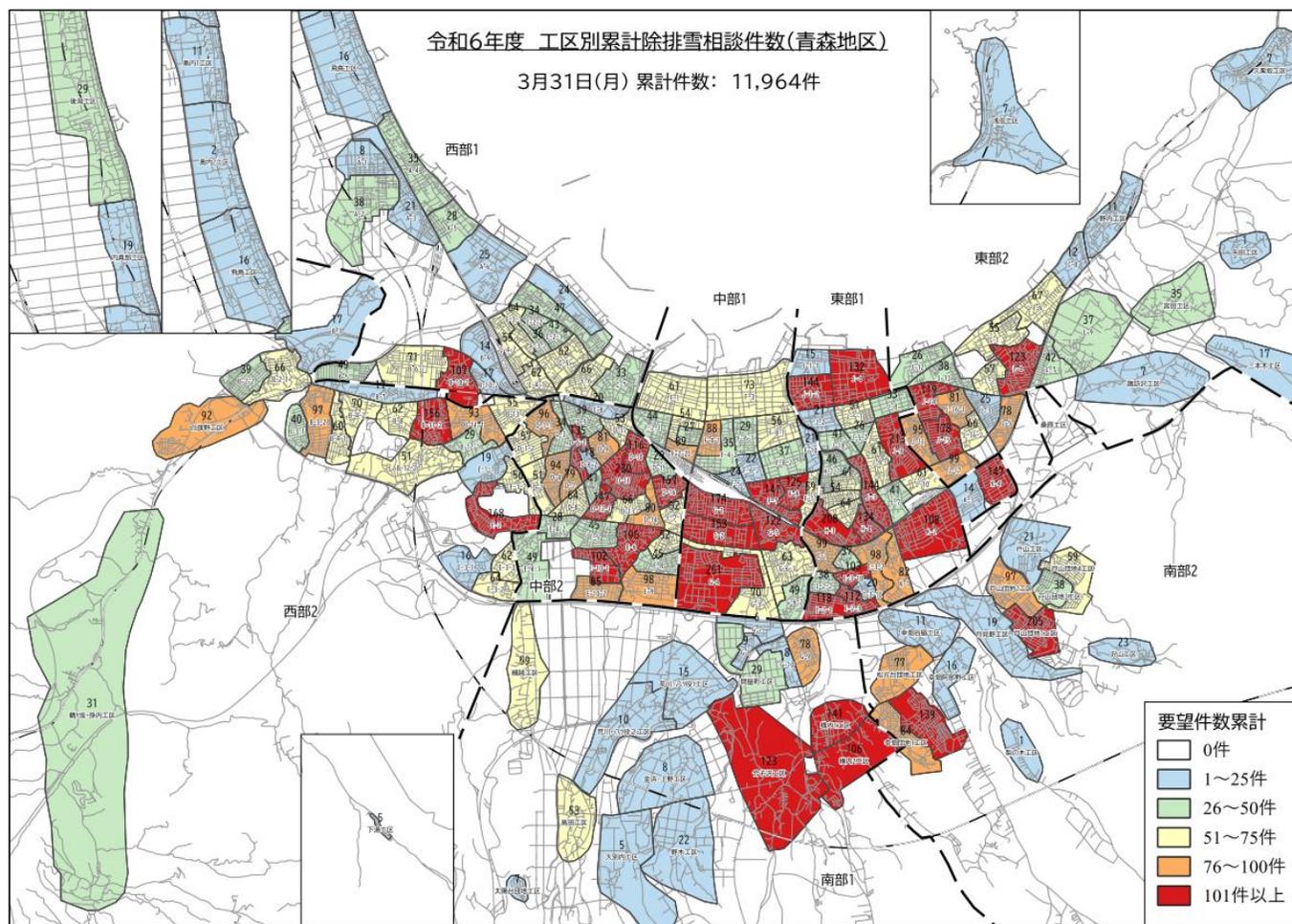


各年度において「大区分：除排雪」に関する内容が、総相談件数の約9割を占めています。

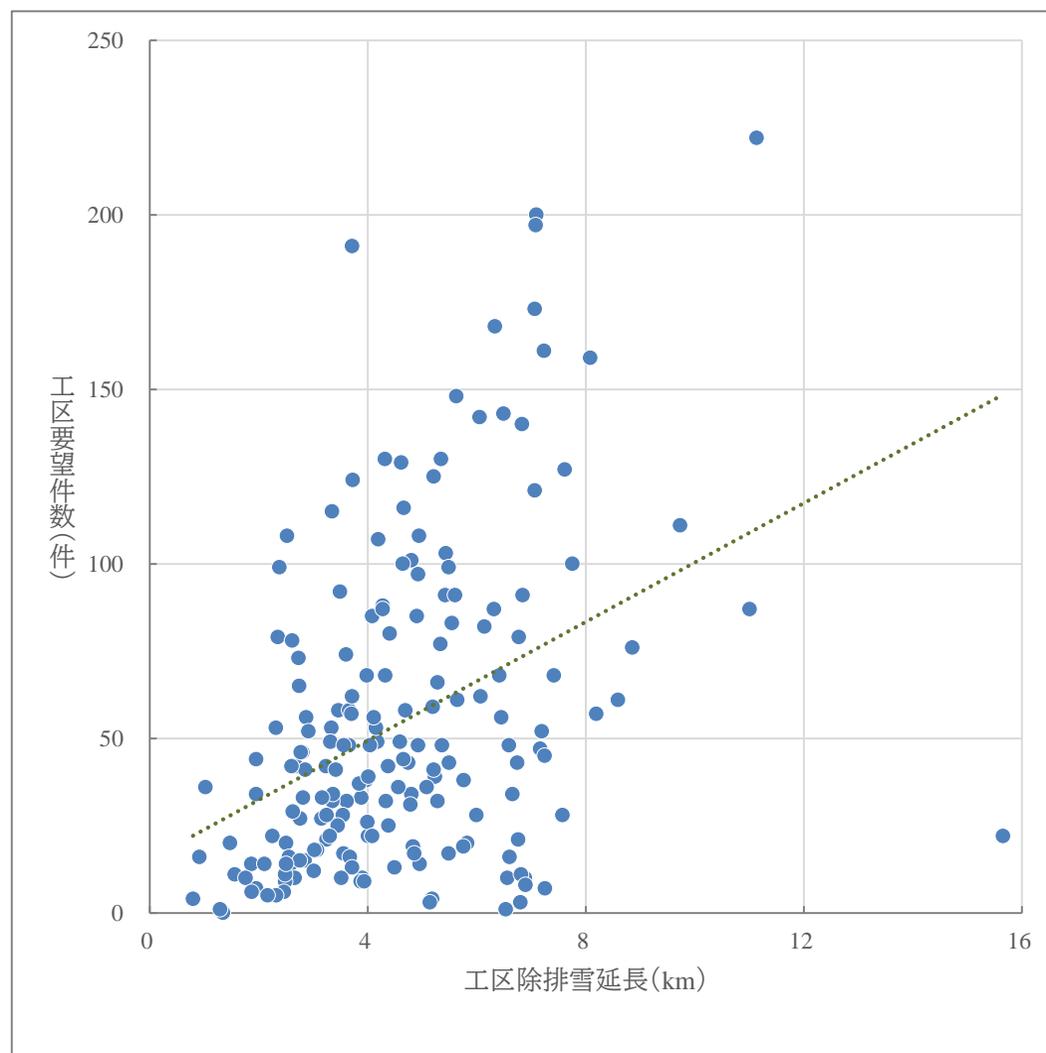
なお、「大区分：除排雪」には、除排雪作業実施時期に関する問合せが相当数含まれており、これが相談件数を増加させる要因の1つになっています。

下図は、市民相談のうち「大区分：除排雪」に該当するものを工区別に集計した結果をヒートマップ形式で図化したものであり、以下のエリアで相談件数が多くなっていることが読み取れます。

- ▷ 青い森鉄道線沿線
- ▷ 外環状線(国道7号青森環状道路)・浪館通り(県道44号)・小柳通り周辺
- ▷ 横内・幸畑地区

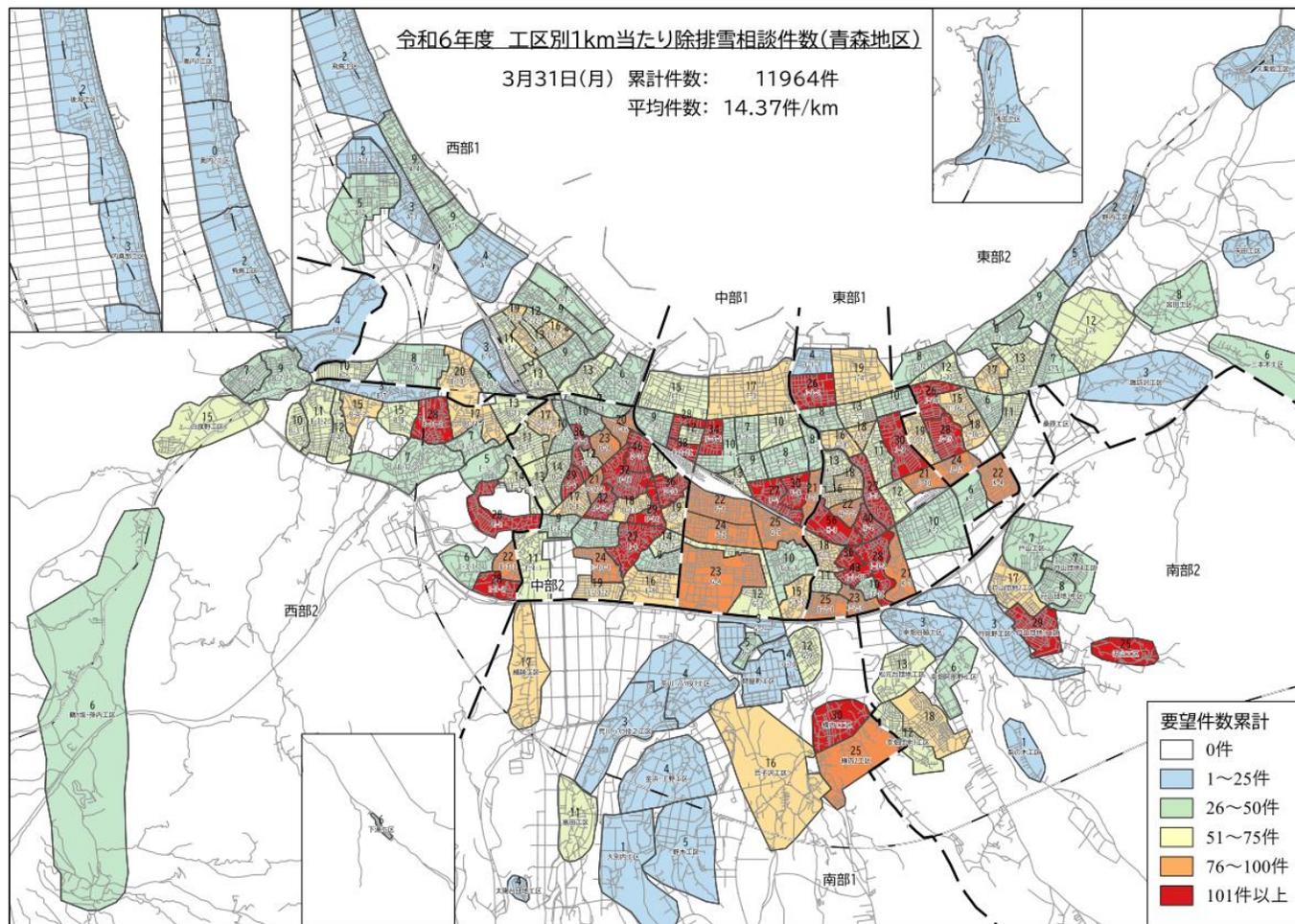


下図は、市民相談のうち「大区分：除排雪」に該当するものを工区別に集計した結果を縦軸に、工区ごとの除排雪延長を横軸としてグラフ化したものであり、除排雪延長が増加すれば相談件数も増加する傾向が読み取れます。

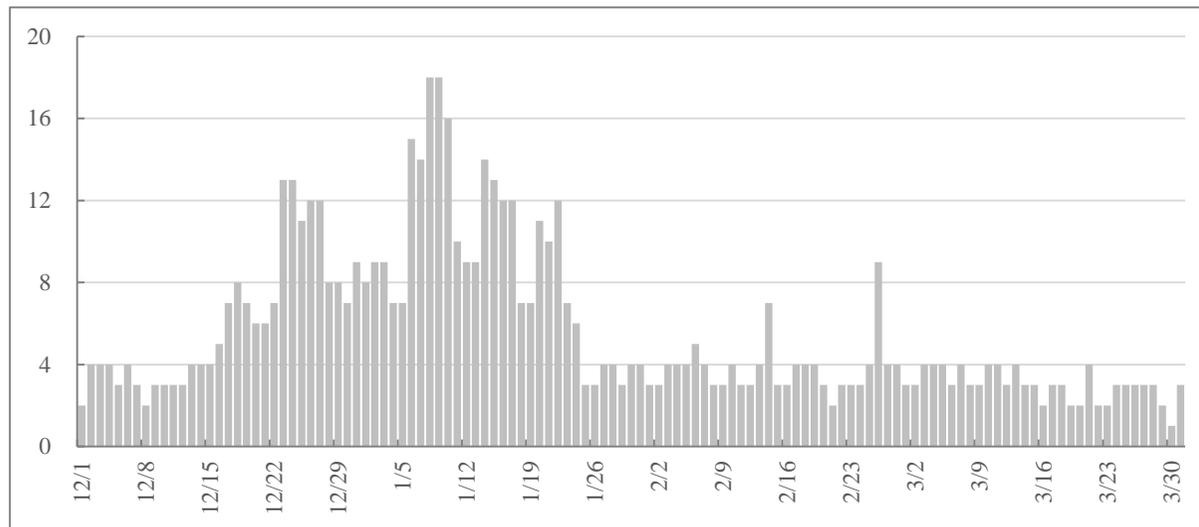


下図は、市民相談のうち「大区分：除排雪」に該当するものを工区別に集計し、これを除排雪延長で除した結果をヒートマップ形式で図化したものであり、以下のエリアで相談件数が多くなっていることが読み取れます。

- ▷ 青い森鉄道線沿線
- ▷ 浪館通り(県道44号)・旭町通り・小柳通り周辺
- ▷ 横内・松森・佃・小柳地区



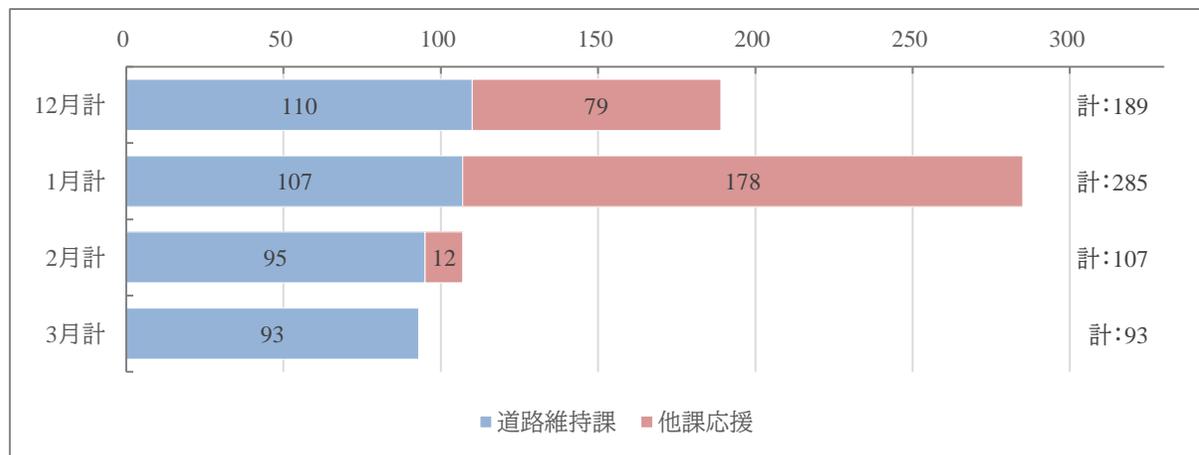
【雪に関する市民相談窓口従事職員数の推移（日次）】



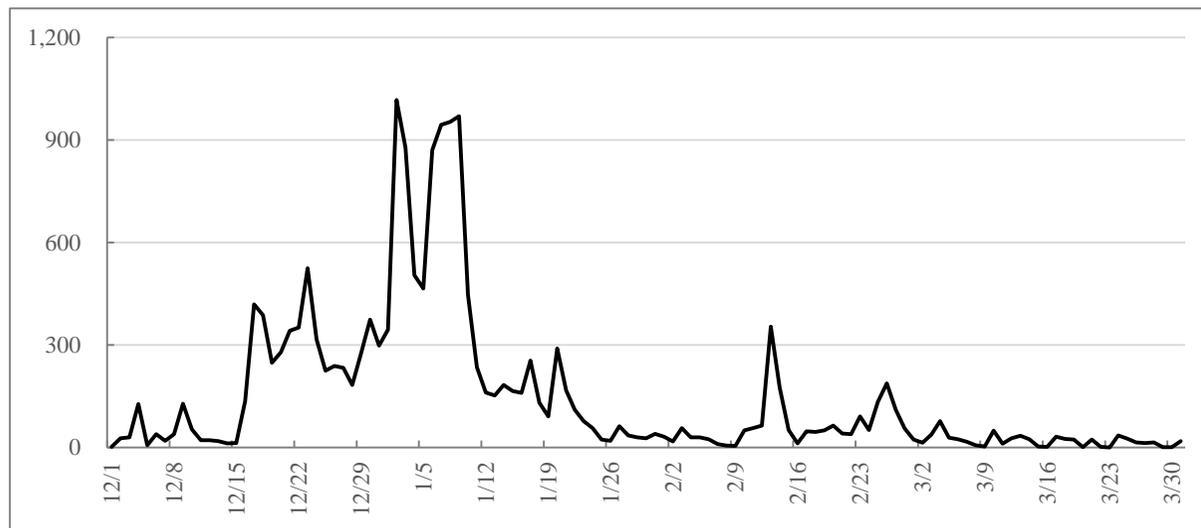
令和6年12月1日～令和7年3月31日の4ヶ月間に雪に関する市民相談窓口業務に従事した職員数は延べ674人で、内訳は道路維持課職員が405人、他課応援職員が269人でした。

当該窓口の人員構成は、道路維持課職員3～4人を基本とし、前日までの相談件数の状況や工区・路線の出動指令状況を勘案し、他課応援職員による増員を行いました。

【雪に関する市民相談窓口従事職員数の推移（月次）】

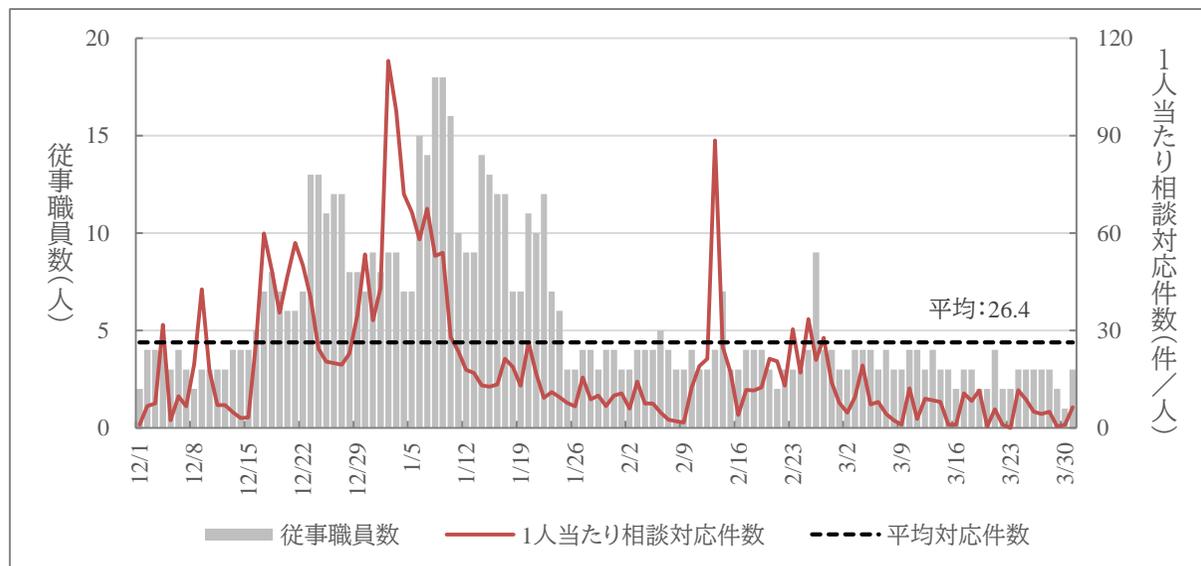


【雪に関する市民相談受付件数の推移】



令和6年12月1日～令和7年3月31日の4ヶ月間に雪に関する市民相談窓口で受付けた相談件数は17,797件(青森地区)であり、令和7年1月2日～9日の8日間は、平均受付件数が800件を超えるなど例年と比較して多くの相談が寄せられました。

【雪に関する市民相談窓口従事職員数と1人当たり相談対応件数の推移】



右図は、雪に関する市民相談窓口従事職員数と当該従事職員1人当たりの相談対応件数を重ね合わせたグラフで、4ヶ月間の職員1人当たりの相談対応件数は26.4件です。

令和7年1月2日～5日及び2月13日は、事前の想定以上の相談が寄せられたことや他課応援職員の増員が間に合わなかったことにより、職員1人当たりの相談対応件数が非常に多い状態となっています。

【実施体制について】

- ▶ 相談受付であれば、自動音声対応やコールセンター対応も可能。
- ▶ 当該相談業務に従事する職員の目に見えない人件費はかなりの金額になっているのではないか。
- ▶ 相談の電話が殺到した際、他課にも電話が繋がらない旨の苦情が寄せられていた。
- ▶ 平常時と災害時の相談対応体制について検討が必要。

【相談対応について】

- ▶ 相談対応マニュアルの更なる充実が必要。
- ▶ 市民雪捨て場の情報(場所・利用可能時間帯等)や、民間の除雪業者のリスト等を分かりやすい方法で公開すべき。
- ▶ 相談したのにすぐに対応してもらえない、具体的な回答を得られないといった2次クレームに繋がるケースがある。
- ▶ ある程度の寄せ雪は自力での対応をお願いしていたはずだが、一般市民に周知されているのか疑問。

【カスタマー・ハラスメントについて】

- ▶ 窓口業務に不慣れな人が突然怒鳴られると固まってしまう。
- ▶ 雪に関する苦情対応は、心身ともに相当摩耗・疲弊する。
- ▶ 全ての通話を録音し、暴言や脅迫については公表・報道を行うなど毅然とした姿勢が必要。
- ▶ 「匿名相談」には対応しない等の方針が必要(暴言や脅迫は「匿名相談」である場合が多い)。
- ▶ 酔っばらった相談者から延々と罵声を浴びせられた。
- ▶ 同じ内容を繰り返し話し続ける(怒鳴り続ける)相談者に対しては、一定時間経過後電話を切るなどの対応が必要。
- ▶ 「苦情」と「暴言や脅迫」の違いについて周知が必要。

3.令和6年度年末年始の状況

【概要】

- ▷ 令和6年度の年末年始の除排雪作業実施状況について整理します。

12月上旬は平年より降雪量は少なかったものの、中旬からは降雪量が増加し、特に年末年始は記録的な豪雪となったことから、奥羽本線が運休し、新青森駅周辺道路の路面悪化や幅員が減少したことに加え、Uターン時期と重なったため送迎車両等が増加し渋滞が発生するなど、交通に影響を及ぼすこととなりました。

市ではこれらに対応するため、日中除雪を実施するなど、道路状況等を確認しながら適切な除排雪作業に努めました。

近年の降雪は、比較的短期間に集中して大量に降る傾向にあり、また昨シーズンは明け方に降雪が集中していたことを踏まえ、豪雪時における鉄道駅(特に新青森駅)などの交通結節点については、通常の除雪に加え日中除雪を行うなどの柔軟な対応とともに、周辺道路の渋滞状況の周知や周辺駐車場も含めた円滑な運用といった対応が必要であると考えられます。

R6年度年末年始における奥羽線(津軽新城駅～大釈迦駅)の運休状況

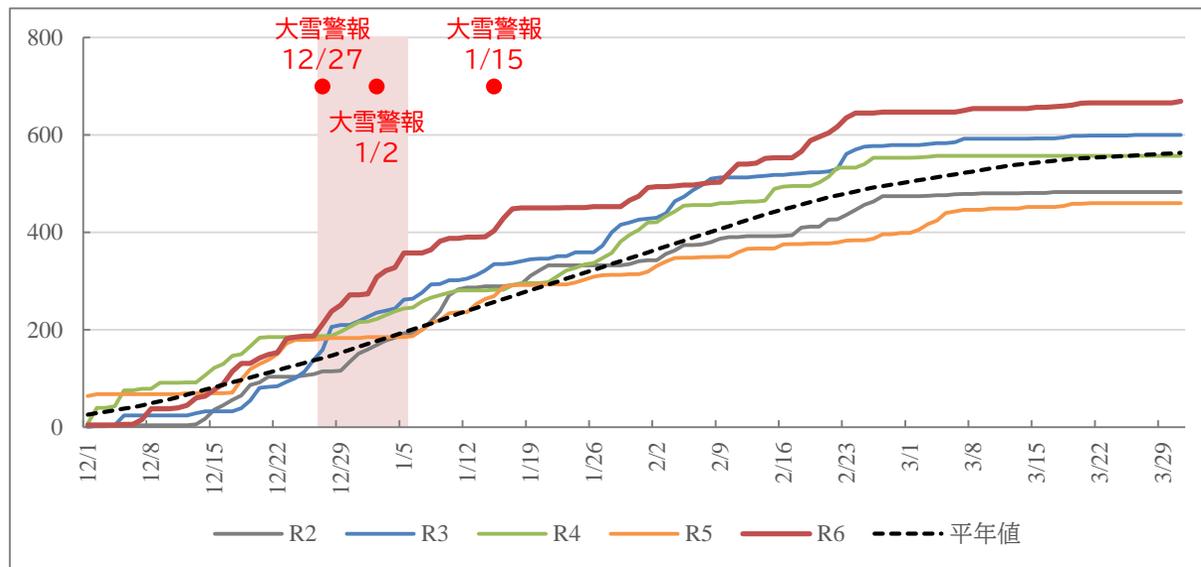
日付	概要	(参考)青森市の降雪量(cm)
12月28日(土)	一部運休	22
12月29日(日)	臨時快速列車のみ運休 ※	15
12月30日(月)	一部運休 ※	12
12月31日(火)	—	2
1月1日(水)	大部分運休 ※	16
1月2日(木)	大部分運休 ※	31
1月3日(金)	大部分運休 ※	1
1月4日(土)	大部分運休 ※	26
1月5日(日)	大部分運休 ※	10

※ 新青森駅～青森駅で運休が発生



〔令和7年1月4日 東奥日報17面〕

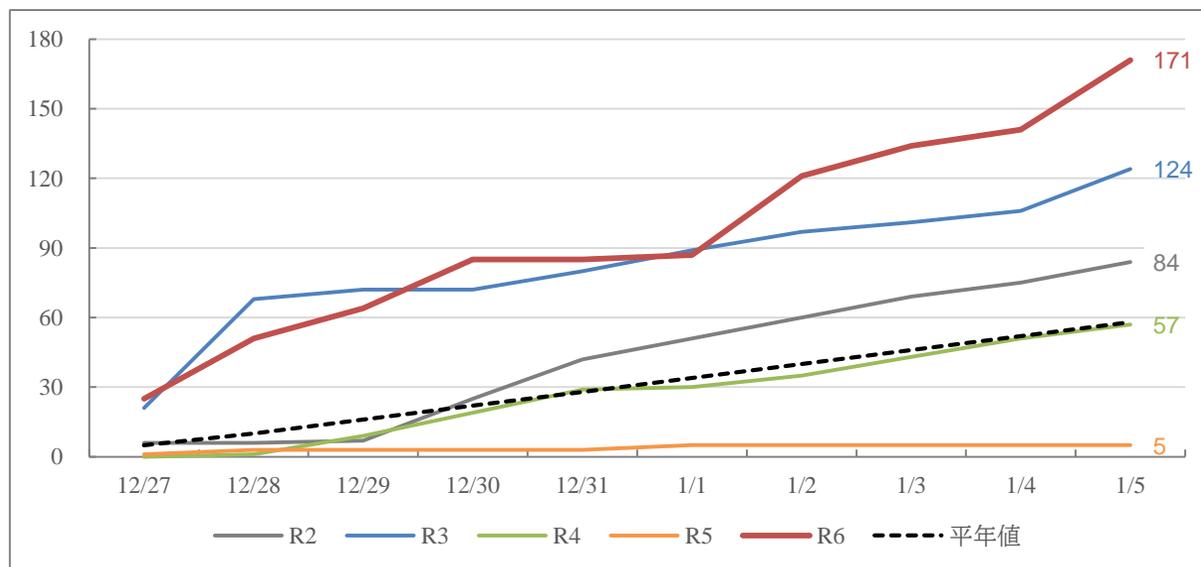
【累計降雪量の推移】



令和6年12月前半の累計降雪量は平年値を下回っていたものの、中旬から増加傾向に転じ、令和6年12月27日～令和7年1月5日の年末年始10日間における降雪量は累計で171cmを記録しました。

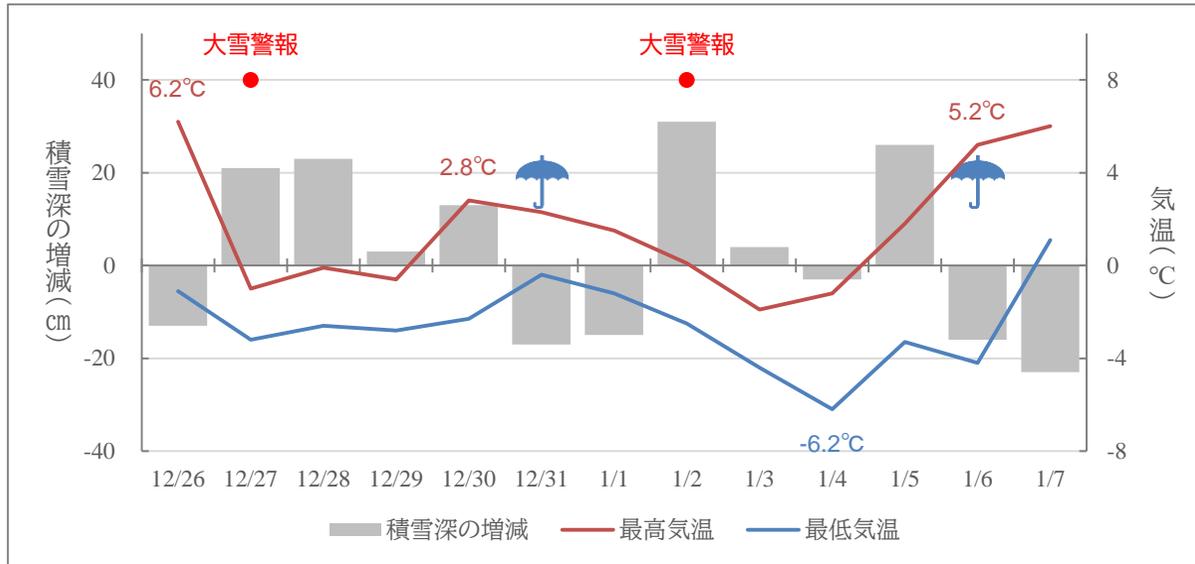
また、令和6年12月27日、令和7年1月2日・15日に大雪警報が発令されています。

【累計降雪量の推移（12/27～1/5）】



過去5年比較をすると、令和6年度の年末年始の累計降雪量(171cm)は、豪雪であった令和3年度の累計降雪量(124cm)を47cm上回っており、突出して多くなっています。

【気温と積雪深】

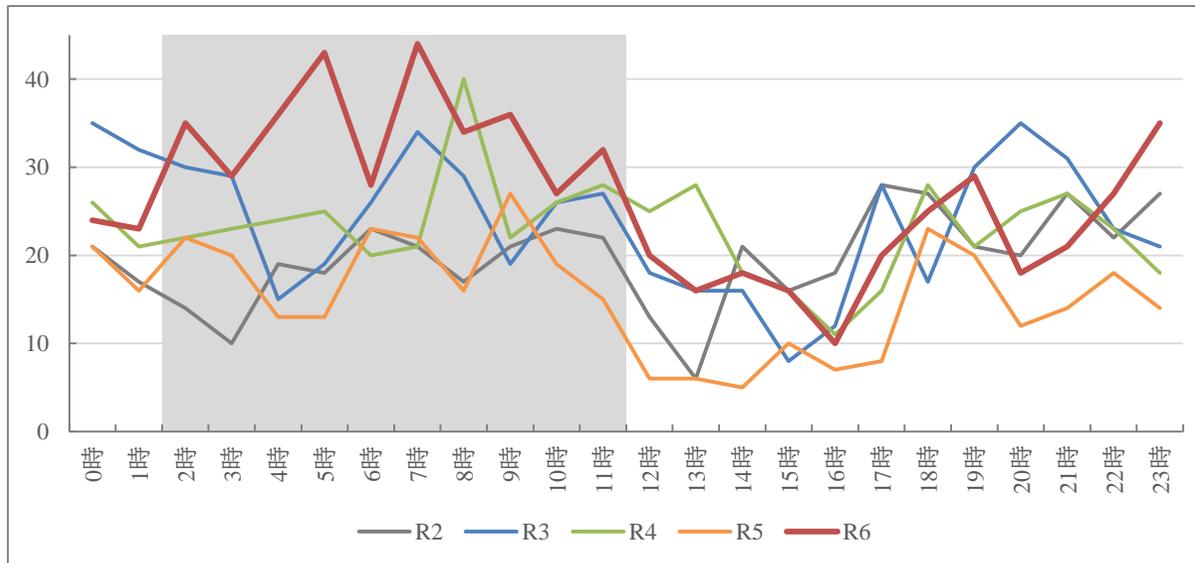


大雪警報発令前日の令和6年12月26日は最高気温がかなり高めであり、積雪深が1日で10cm以上減少しています。

翌27日からの急激な気温低下とともに生じた降雪により積雪深が増加に転じ、28日までの2日間で40cm以上の増加を記録しました。

30日の気温上昇により、翌31日から積雪深が減少に転じた影響で路面状況が悪化しましたが、その後再度低温傾向に転じ、降雪による積雪深が増加しました。

【時間帯ごと降雪量】

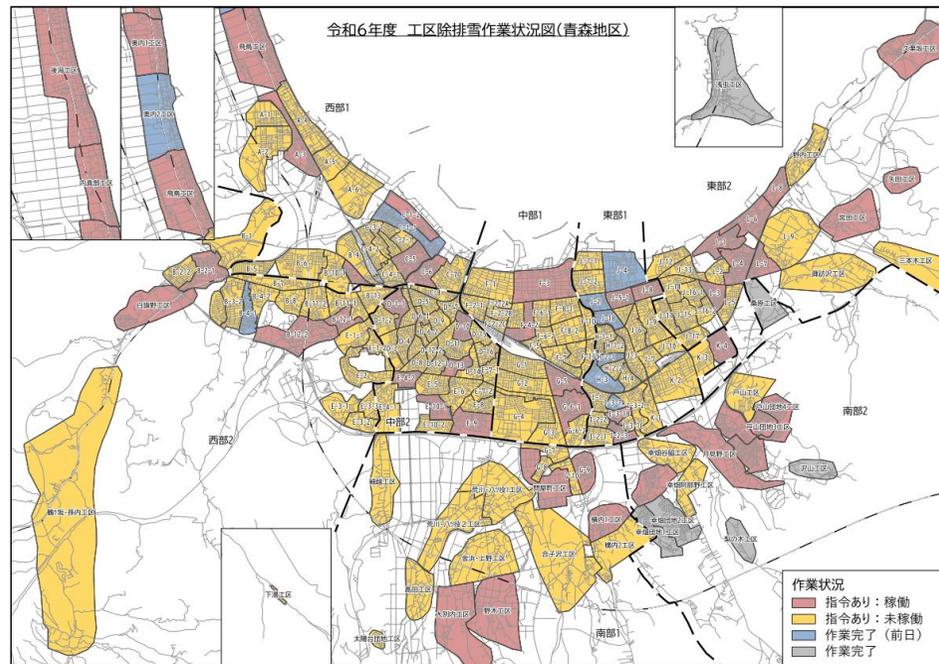


令和5年度以前は、夕方から夜間にかけて降雪量が増加する傾向にあったものの、前述のように令和6年度は午前2時～11時に降雪が集中しており、作業の手戻り(作業直後の積雪の増加)が生じていたと想定されます。

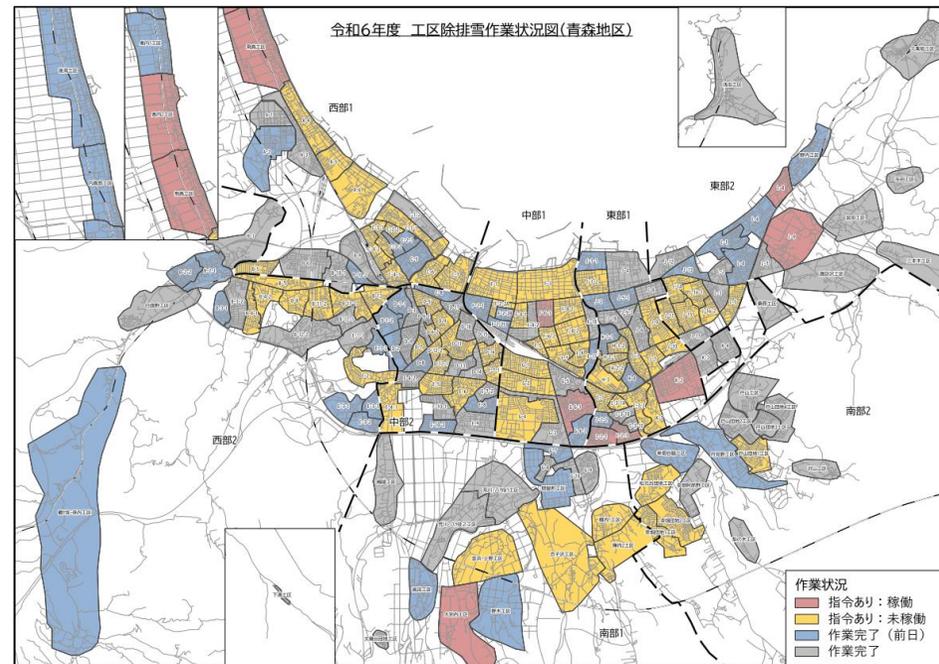
大雪警報の発令を受け、前日(12月26日)から除排雪作業を続けている18工区は継続作業とし、当日朝に作業が完了した工区等を除く157工区に新規の作業指令を発出し、12月31日朝までに作業を終了するよう指示しています。

降雪が継続する中(12月27~30日の累計降雪量:85cm)除排雪作業を進めたものの、12月31日朝までに作業を完了したのは110工区(残75工区)にとどまりました。

【工区除排雪作業状況図：R6.12.27】



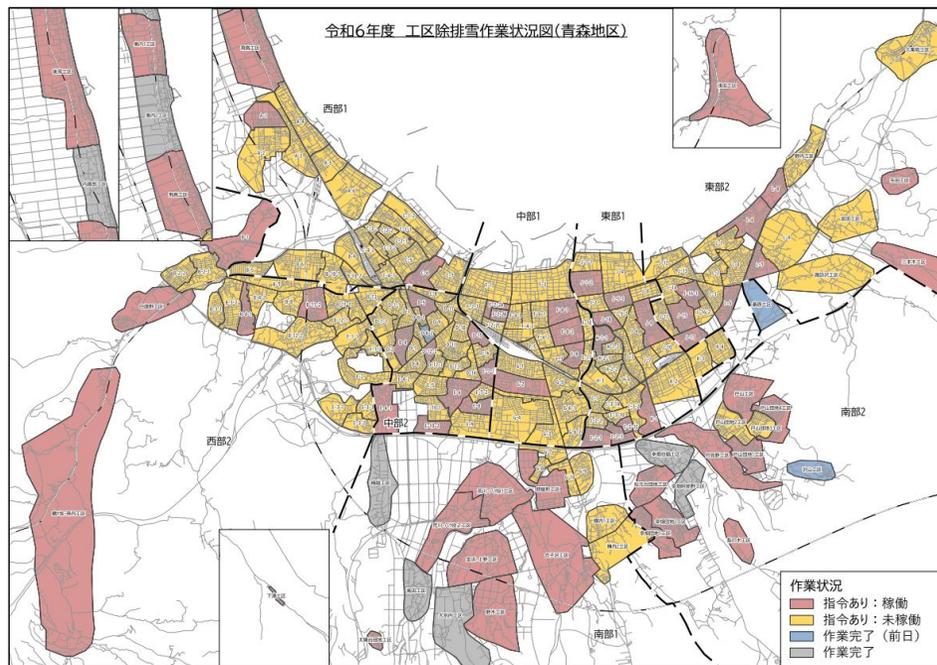
【工区除排雪作業状況図：R6.12.31】



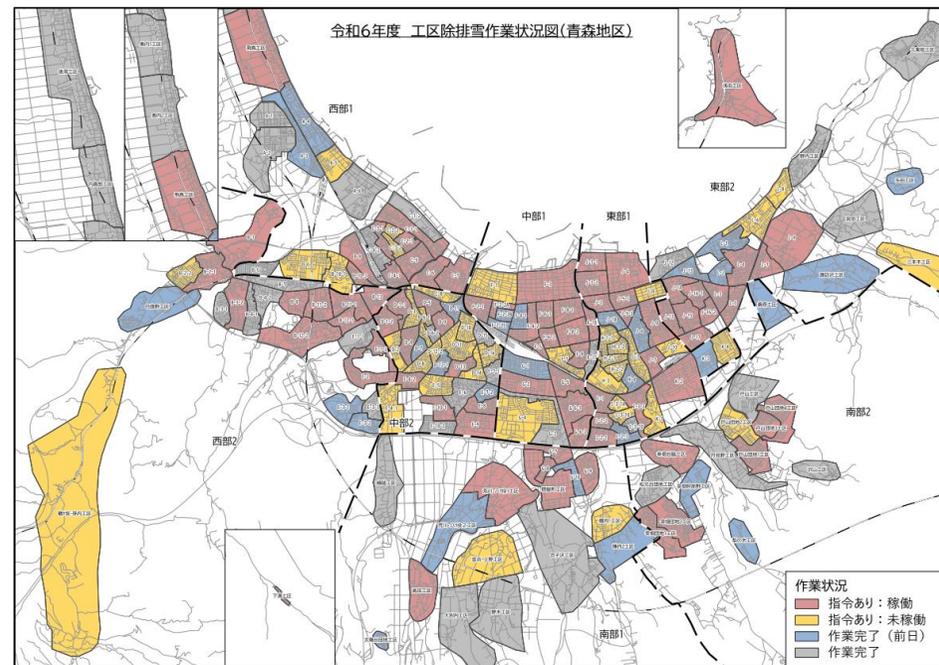
大雪警報の発令を受け、年末から除排雪作業を続けている54工区は継続作業とし、当日朝に作業が完了した工区等を除く126工区に新規の作業指令を発出し、1月6日朝(御用始め)までに作業を終了するよう指示しています。

降雪が継続する中(1月2~5日の累計降雪量:84cm)除排雪作業を進めたものの、1月6日朝までに作業を完了したのは68工区(残112工区)にとどまりました。

【工区除排雪作業状況図：R7.1.2】



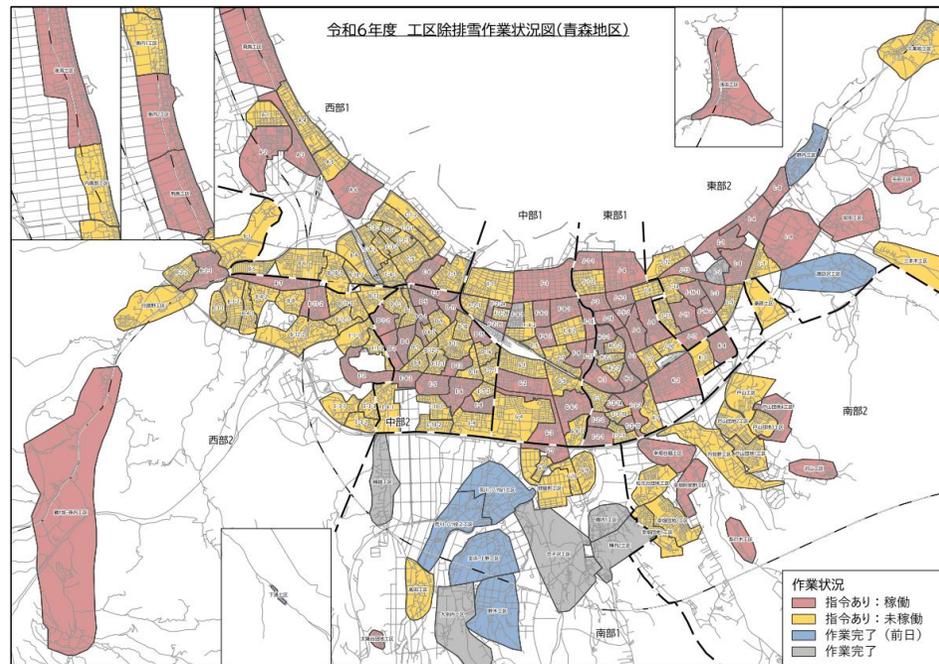
【工区除排雪作業状況図：R7.1.6】



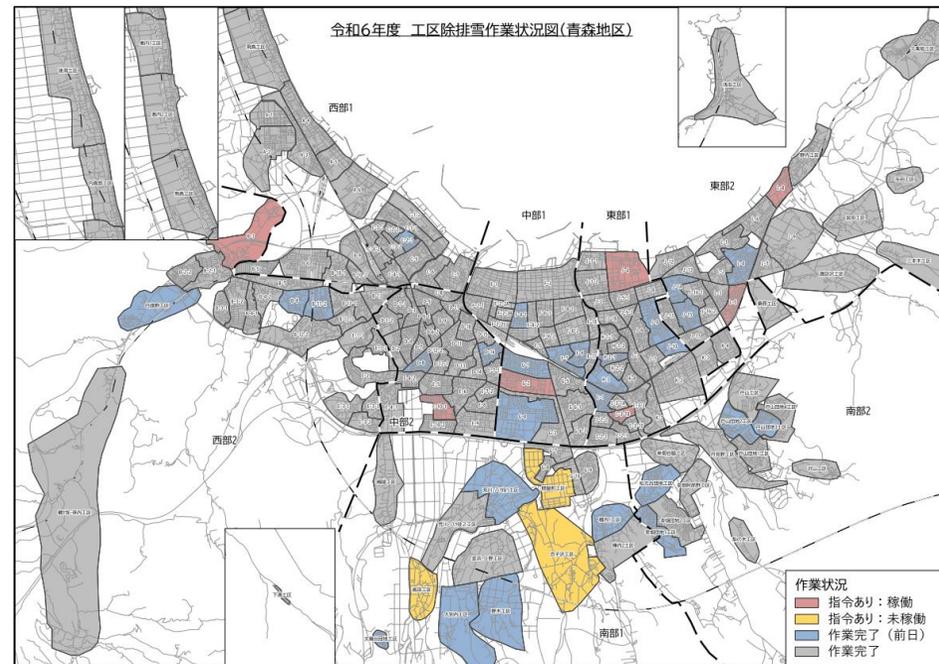
大雪警報の発令を受け、1月16日には、前日(1月15日)から除排雪作業を続けている25工区は継続作業とし、当日朝に作業が完了した工区等を除く123工区に、翌17日には35工区に新規の作業指令を発出しました。

降雪が継続する中(1月15～17日の累計降雪量:57cm)除排雪作業を進めた結果、1月22日朝までに作業を完了したのは183工区に達しました。

【工区除排雪作業状況図：R7.1.17】



【工区除排雪作業状況図：R7.1.22】



4. 除排雪実施体制他都市比較

【概要】

- ▷ 近年の降雪状況の変化を踏まえ、除排雪の実施体制や契約方法等について、本市と他都市との比較検証を行います。

【比較項目について】

- ▷ 比較項目は、下表の「(1) 除雪延長」～「(9)契約方法」の9項目です。
- ▷ 比較対象としたのは、本市(全域特別豪雪地帯)、弘前市(一部特別豪雪地帯)、秋田市(全域豪雪地帯)、長岡市(一部特別豪雪地帯)、上越市(一部特別豪雪地帯)、金沢市(全域豪雪地帯)で、5市に対してアンケート調査を実施しました。
- ▷ 比較項目と本市の除排雪実施体制を下表に整理します。

比較項目	本市の除排雪実施体制							
(1) 除雪延長	1,684km							
(2) R6積雪深・降雪量	最深積雪深：150cm 累計降雪量：669cm							
(3) R6事業費	7,428百万円(予算額)							
(4) 使用重機の構成	ショベル	ダンプトラック	グレーダー	除雪トラック	ロータリ	ドーザー	その他	合計
	654台	1,352台	34台	0台	75台	223台	64台	2,402台
(5) 除雪作業出動基準	【幹線路線】 降雪が概ね10cm以上、かつ、交通の確保が困難と認められる場合 【上記以外】 降雪が概ね15cm以上、かつ、交通の確保が困難と認められる場合							
(6) 除雪水準	【幹線・補助幹線・郊外幹線】 ▷ 除雪幅は、車線数(原則2車線以上)を確保できる幅員とする ▷ 交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用 【生活道路:道路幅員6.5m以上】 小型車同士のすれ違いを可能にする 【生活道路:道路幅員6.5m未満】 救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する							
(7) 排雪作業出動基準	【全面委託工区】 除雪と排雪を一体で実施 【上記以外】 必要に応じて実施							
(8) 作業状況の公開	ゴーグルマップ上でその日の除排雪作業の出動指令状況を、「作業予定あり」「作業中」「現場確認中」の3段階で公開							
(9) 契約方法	【総価契約】 全面委託工区の除排雪、指定委託工区の除雪 【単価契約】 上記以外(幹線、補助幹線など)							

【概要】

- ▷ 本市の令和6年度除排雪事業費は、他都市と比較してかなり高額となっていますが、この要因としては、
- ・ 本市は全域が特別豪雪地帯に指定され、除雪延長も相当程度あるため、他市と比較して除去する雪の量が多いこと
 - ・ 除雪作業出動基準や除雪水準に大きな違いはないものの、全面委託工区において除雪と排雪を一体で実施していることから、この排雪費用が他市より高額となっていること
- などが想定されます。

	人口(R7.6.1)	豪雪地帯等指定状況	除雪延長	R6最深積雪深	R6累計降雪量	R6事業費
青森市	261,227人	全域特別豪雪地帯	1,684 km	150 cm	669 cm	7,428 百万円(予算額)
弘前市	157,738人	一部特別豪雪地帯	1,146 km	160 cm	677 cm	2,369 百万円(決算額)
秋田市	293,448人	全域豪雪地帯	2,175 km	30 cm	236 cm	2,023 百万円(決算額)
長岡市	253,445人	一部特別豪雪地帯	1,539 km	101 cm	355 cm	3,883 百万円(予算額)
上越市	178,933人	一部特別豪雪地帯	1,959 km	138 cm	385 cm	3,099 百万円(予算額)
金沢市	454,366人	全域豪雪地帯	1,077 km	42 cm	152 cm	1,404 百万円(決算額)

	ショベル	ダンプトラック	グレーダー	除雪トラック	ロータリ	ドーザー	その他	合計
青森市	654 台	1,352 台	34 台	0 台	75 台	223 台	64 台	2,402 台
弘前市	20 台	554 台	7 台	0 台	92 台	338 台	64 台	1,075 台
秋田市	396 台	1,335 台	36 台	3 台	52 台	422 台	9 台	2,253 台
長岡市	1,155 台	1,398 台	12 台	0 台	66 台	286 台	77 台	2,994 台
上越市	0 台	0 台	0 台	0 台	224 台	657 台	4 台	885 台
金沢市	371 台	163 台	15 台	3 台	19 台	104 台	274 台	949 台

【概要】

- ▷ 本市及び弘前市では降雪量10～15cmを、他の4市では積雪深10～15cmを除雪作業出動基準の1つとしています。
- ▷ 上越市においては日中除雪を実施しているため、出動基準が細分化されています。なお、秋田市及び長岡市(明け方の降雪となった場合)でも日中除雪を実施しています。

青森市	<p>【幹線路線】 <u>降雪が概ね10cm以上</u>、かつ、交通の確保が困難と認められる場合</p> <p>【上記以外】 <u>降雪が概ね15cm以上</u>、かつ、交通の確保が困難と認められる場合</p>
弘前市	<p>【雪の降り始めと降り終わり頃】 「午前0時の段階で<u>15cm以上の降雪</u>」または「午前0時の時点で降雪量が12cm以上あり、早朝まで降雪が予想される場合」</p> <p>【根雪期間】 「午前0時の段階で<u>10cm以上の降雪</u>」または「午前0時の時点で降雪量が8cm以上あり、早朝まで降雪が予想される場合」</p>
秋田市	<ul style="list-style-type: none"> ▷ <u>路面積雪深が10cm以上</u>、もしくは超えることが予想される場合 ▷ 急な降雨や吹き溜まりなど、気象や道路状況の急激な変化で走行が困難となった場合、あるいは、走行困難が予想される場合 ▷ 作業時間帯 日中：9:00～16:00 夜間：20:00～6:00
長岡市	<ul style="list-style-type: none"> ▷ <u>積雪10cm</u>で出動判断を行う ▷ 出動については降雪時期、気象予報等を考慮した上で判断
上越市	<p>【特1種路線】 <u>路面積雪深10cm以上</u></p> <p>【1種路線～3種路線】▷ 早朝除雪(0:00～7:00) : <u>路面積雪深10cm以上</u></p> <p>▷ 日中除雪(8:30～17:00) : <u>路面積雪深15cm以上</u>、または10cm以上で本部が必要と判断した場合</p> <p>▷ 夜間除雪(20:00～24:00) : <u>路面積雪深15cm以上</u>かつ本部が必要と判断した場合</p>
金沢市	<p>【第1次路線(幹線道路:バス路線等)】 公共交通重要路線や緊急性の高い公的機関等を優先し、<u>概ね積雪10cm</u>で実施</p> <p>【第2次路線(地域における主要な道路)】 <u>概ね積雪10cm以上</u>で、気象状況からさらに降雪が予想されるとき</p> <p>【第3次路線(市街地道路)】 <u>概ね積雪30cm以上</u>で、排雪作業と一体で実施</p>

【概要：幹線道路】

- ▷ 本市の幹線道路の除雪水準は除雪幅(幅員)を規定しているため、他市の幅員に関する規定を下表に整理します。
- ▷ 本市では幹線道路は原則2車線以上確保するとしています。
- ▷ 他市では道路種別による違いはあるものの、2車線以上の確保または車両の相互通行が可能な幅員を確保するとしています。

青森市	除雪幅は、 <u>車線数(原則2車線以上)</u> を確保できる幅員とする
弘前市	<p>【主要幹線道路】 <u>所定の車線及び車道幅員</u>を確保</p> <p>【幹線道路】 車道幅員としては<u>2車線の6.0m以上</u>を確保 なお、車道幅員の狭い区間については、大型車のすれ違いが可能となる幅員を確保</p> <p>【準幹線道路】 車道幅員としては<u>2車線の5.5m以上</u>を確保 なお、車道幅員の狭い区間については、小型車のすれ違いが可能となる幅員を確保</p>
秋田市	<p>【緊急路線・主要幹線】▷ 歩道がある場合は、<u>車両の交互通行が可能な幅員</u>を確保</p> <p>▷ 歩道がない場合は、上記に歩行者の通行帯を追加した幅員を確保</p> <p>▷ 郊外の道路においては、吹きだまり発生を考慮し、風下への堆雪を基本とした拡幅一体作業で有効幅員を確保</p>
長岡市	<p>【第1種(幹線道路)】 原則として<u>2車線確保</u></p> <p>【第2種(準幹線道路)】 原則として<u>1車線確保</u></p>
上越市	<p>【特1種路線】 <u>必要な幅員</u>を終日確保</p> <p>【1種路線】 <u>必要な幅員確保</u>を原則</p>
金沢市	<p>【第1次路線(幹線道路)】 夜間・早朝にかけて、全路線の<u>車道全幅</u>を迅速に除雪</p> <p>【第2次路線(地域における主要な道路)】 積雪の状況に応じ幹線的道路を順次確保</p>

【概要：生活道路】

- ▷ 本市の生活道路の除雪水準は除雪幅(幅員)を規定しているため、他市の幅員に関する規定を下表に整理します。
- ▷ 本市では道路幅員が6.5m以上の場合は小型車同士のすれ違いが可能な幅員を、6.5m未満の場合は緊急車両の通行幅を確保するとしています。
- ▷ 他市では1車線程度の幅員確保を基本とし、道路種別により歩行者通行帯や待避所を確保するとしています。

青森市	<p>【幅員6.5m以上】 <u>小型車同士のすれ違いを可能にする</u></p> <p>【幅員6.5m未満】 救急車や消防車等の<u>緊急車両の通行幅を確保</u></p>
弘前市	<p>【幅員6.0m以上】 <u>道路幅員の65%程度を確保</u></p> <p>【幅員4.0m以上6.0m未満】 小型車と歩行者のすれ違いが可能な<u>1車線の道路幅員を確保</u></p> <p>【幅員4.0m未満】 <u>小型車が走行可能な道路幅員を確保</u></p>
秋田市	<p>【生活幹線】▷ 歩道がある場合は、<u>1車線程度の幅員を確保</u></p> <p>▷ 歩道がない場合は、上記と両側に歩行者の通行帯を加えた幅員を確保</p> <p>【幅員4.0m以上】 <u>1車線と片側に歩行者の通行帯を加えた程度の幅を確保</u></p> <p>【幅員4.0m未満】 <u>1車線を確保できる程度の幅を確保</u></p>
長岡市	<p>【第3種(生活道路)】 <u>1車線確保を目標</u></p>
上越市	<p>【2種路線】 <u>車1台分の幅員確保と、必要に応じ待避所の確保を原則</u></p> <p>【3種路線】 <u>車1台分の幅員確保を原則</u></p>
金沢市	<p>【第3次路線(市街地道路)】 市街地内の道路で、幅員が狭く、<u>1車線の確保が困難と認められる状況のとき、除排雪作業を実施</u></p>

【概要：幹線道路】

- ▷ 本市の幹線道路の排雪作業出動基準は具体的な数値等を設定していませんが、除雪作業及び裾まくり(拡幅除雪)作業による幅員確保が困難になった場合に随時実施しています。
- ▷ 他市では出動基準の設定方法に違いが見られるものの、本市と同様に幅員確保が困難になった場合等に実施するとしています。

青森市	必要に応じて実施
弘前市	<p>【主要幹線道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 出動は、積雪深が概ね60cm、累計降雪量が概ね250cmに達したときを目安 ▷ 交差点部における車線(本線及び右左折レーン)確保のための運搬排雪作業は随時実施 <p>【幹線道路・準幹線道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 出動は、積雪深が概ね50cm、累計降雪量が概ね200cmに達したときを目安 ▷ 交差点部における車線(本線及び右左折レーン)確保のための運搬排雪作業及びボトルネック箇所対応作業は随時実施
秋田市	二次堆雪量が増加し、車両の交互通行が困難な場合において、交通量やその後の作業計画および天候などを総合的に勘案し実施
長岡市	必要に応じて実施
上越市	<ul style="list-style-type: none"> ▷ <u>堆雪により拡幅作業が困難</u>となり、今後の降雪状況により著しく交通障害が生じるおそれがある場合 ▷ 歩道のない車道において、歩行空間が著しく損なわれる場合 ▷ 除雪により見通しが悪くなった交差点、堆雪により幅員が狭くなったアンダーパス
金沢市	適宜交差点及びシャーベット状の雪の処理を含めた排雪作業を実施

【概要：生活道路】

- ▷ 本市の全面委託工区(市街地内の生活道路)では、堆雪スペースや雪押し場の確保が困難な場合が多いことから、除雪と排雪を一体で実施しています。
→ 本市指定委託工区や他市と比較して、排雪作業の実施頻度が高くなっています。
- ▷ 本市の指定委託工区(郊外部の生活道路)では、堆雪スペースや雪押し場を確保できるエリアが多いことから、幹線道路と同様に幅員確保が困難になった場合等に実施するとしています。
- ▷ 他市では出動基準の設定方法に違いが見られるものの、本市幹線道路と同様に幅員確保が困難になった場合等に実施するとしています。

青森市	【全面委託工区】 除雪と排雪を一体で実施 【指定委託工区】 必要に応じて実施
弘前市	出動は、積雪深が概ね60cm、累計降雪量が概ね300cmに達したときを目安
秋田市	【生活幹線】 必要に応じて交差点および待避所について実施 1車線および歩行者の通行の確保が困難となった場合に実施 【生活道路:幅員4m以上】 1車線および歩行者の通行の確保が困難となった場合に実施 【生活道路:幅員4m未満】 除排雪一体作業が有効と認められる場合に実施
長岡市	必要に応じて実施
上越市	▷ 堆雪により拡幅作業が困難となり、今後の降雪状況により著しく交通障害が生じるおそれがある場合 ▷ 歩道のない車道において、歩行空間が著しく損なわれる場合 ▷ 除雪により見通しが悪くなった交差点、堆雪により幅員が狭くなったアンダーパス
金沢市	市街地内の道路で、幅員が狭く、1車線の確保が困難と認められる状況のとき、除排雪作業を実施

【概要】

- ▷ 本市では、当日17時点の除排雪作業指令状況(作業予定に関する情報)を公開しています。
- ▷ 弘前市・秋田市・上越市では、除雪車両に搭載したGPSにより稼働状況(作業結果に関する情報)を公開しています。
- ▷ メールやSNS等を活用した情報発信事例も見られます。

青森市	<p>【事前公表】 グーグルマップ上でその日の除排雪作業の出動指令状況を、「作業予定あり」「作業中」「現場確認中」の3段階で公開</p>
弘前市	<p>【事後公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 市HP「ひろさき便利まっぷ」において、一般除雪車両に搭載したGPS情報により、一般除雪作業の出動状況や積雪状況を公開 ▷ 一般除雪の出動と終了時、雪置き場開設状況、生活道路の運搬排雪等の情報をメール及び市公式LINEで配信 ▷ 流雪溝・消流雪溝がある地区には、稼働開始や異常停止・稼働終了等の運用情報をメール配信 ▷ その他、広報ひろさき・FMアップルウェーブ・SNS等を活用し、広く情報提供を実施
秋田市	<p>【事後公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ GPSを除雪機械に搭載させ、位置情報・稼働軌跡をホームページ上で一般公開 ▷ LINEにて、除排雪の稼働について情報提供を実施
長岡市	—
上越市	<p>【事後公表】 インターネット上で除雪車稼働状況(過去6時間前まで除雪車の移動軌跡を表示)を公開</p>
金沢市	—

【除排雪契約方法について】

本市の契約方式は、豪雪時においては、除排雪作業の実施に必要な経費を措置し、少雪により除排雪作業を行わなかった場合においても、除排雪事業者が除排雪体制を維持できることを目指し、過去から蓄積した知識や経験に基づき継続的な見直しを実施してきました。

今般の調査においてシーズン契約(総価契約)と単価契約を併用しているのは本市と弘前市であり、秋田市、長岡市、上越市、金沢市の4市は、全て単価契約を採用していました。

【本市の契約方式の変遷】

昭和50年代前半まで 本市職員による直営で除排雪作業を実施

昭和50年代後半 民間事業者の協力を得ながらの除排雪体制へ移行

平成15年度 直営部隊を廃止(全ての除排雪作業を事業者へ委託)

- ・累計降雪量が400cmから600cmの間は委託費を定額とするシーズン契約
- ・除排雪作業の出動判断、市民相談受付を含めて事業者へ委託する「全面委託方式」を採用

平成17年度 雪に関する相談窓口の設置(事業者から市に移行)

平成24年度 除排雪事業者の自主判断から、一律本市職員による指令体制に移行

- ・シーズン契約の降雪量基準値を500cmにするとともに、降雪量に応じて委託費を変更

【(1) 除雪延長～(4) 使用重機の構成】

本市の令和6年度除排雪事業費は、他都市と比較してかなり高額となっています。

<他市との類似点等>

- ▷ 最深積雪深及び累計降雪量は、弘前市と同程度です。
- ▷ 使用重機の構成は、秋田市及び長岡市と類似しています。
- ▷ 除雪作業出動基準や除雪水準に大きな違いは見られません。

<他市との相違点等>

- ▶ 本市は全域が特別豪雪地帯に指定され、除雪延長も相当程度ある(6市中3番目)ため、他市と比較して除去する雪の量が多いと想定されること。
- ▶ 生活道路については、各市ともに1車線程度の幅員確保を基本としており、車両同士のすれ違いが可能な幅員を確保するとしていたのは本市のみであること。
- ▶ 全面委託工区において除雪と排雪を一体で実施していることから、この排雪費用が他市より高額となっていると想定されること。

【(5) 除雪作業出動基準】

- ▷ 各市ともに降雪量または積雪深10～15cmを除雪作業出動基準の1つとしています。
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第85条により、「自動車の地上高(全面)は、9cm以上であること」と定められていることから、自動車の安全な走行を確保するための目安として広く用いられているものと想定されます。
- ▷ 日中除雪を実施している場合は、朝夕のラッシュアワーを避けた作業時間帯設定とされています。

【(6) 除雪水準】

- ▷ 幹線道路については、各市ともに2車線以上の確保または車両の相互通行が可能な幅員を確保するとしています。
- ▷ 生活道路については、各市ともに1車線程度の幅員確保を基本としており、車両同士のすれ違いが可能な幅員を確保するとしていたのは本市のみでした。

【(7) 排雪作業出動基準】

- ▷ 幹線道路については、各市ともに幅員確保が困難になった場合等に実施するとしています。
- ▷ 生活道路については、各市ともに幅員確保が困難になった場合等に実施するとしており、除排雪一体で実施しているのは本市の全面委託工区以外では、秋田市の狭隘路線及び降雪量の少ない金沢市のみでした。

【(8) 作業状況の公開】

- ▷ 他市では、除雪車両に搭載したGPSにより稼働状況(作業結果に関する情報)を公開しているものの、除排雪作業指令状況(作業予定に関する情報)を公開しているのは本市のみでした。

本市では、これまで市民の要望に応えるよう除雪のみの作業方法から多様な見直しを行い、現在の除雪と排雪を一体で行う方法を実施していることから、現状の作業水準を維持せざるを得ないと考えており、除排雪方法を変えるには市民の御理解が不可欠と考えています。